

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業

環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

2020年8月

株式会社シーテック

# 目 次

<b>第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧</b> .....	<b>3</b>
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	3
(1) 公告の日 .....	3
(2) 公告の方法 .....	3
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間 .....	3
(4) 縦覧者数 .....	4
2. 準備書についての説明会の開催 .....	5
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握 .....	5
(1) 意見書の提出期間 .....	5
(2) 意見書の提出方法 .....	5
(3) 意見書の提出状況 .....	5
<b>第2章 準備書についての意見の概要及び事業者の見解</b> .....	<b>6</b>
1. 事業計画・環境全般 .....	7
2. 騒音・超低周波音 .....	47
3. 土地の安定性 .....	65
4. 動物・植物・生態系 .....	72
5. 景観 .....	86
6. その他の環境 .....	97
7. その他 .....	104

別 紙

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第16条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算し46日(法的期間1ヶ月及び自主的期間2週間)の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

2020年6月12日(金)

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞による公告

2020年6月12日(金)付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1-1、1-2、1-3 参照]

- ・中日新聞(朝刊 14面 三重版)
- ・伊勢新聞(朝刊 15面)
- ・朝日新聞(朝刊 20面 伊賀版)
- ・朝日新聞(朝刊 24面 三重版)
- ・毎日新聞(朝刊 18面 伊賀版)
- ・毎日新聞(朝刊 17面 三重版)
- ・読売新聞(朝刊 23面 伊賀版)
- ・読売新聞(朝刊 23面 三重版)

##### ② 関係地区への回覧板によるお知らせ

対象事業実施区域の関係地区の回覧板に以下の「お知らせ」を掲載した。

- ・阿波地区[別紙2-1 参照]

阿波地区の皆様へ「(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価準備書公告・縦覧および説明会開催のご案内」

- ・河内地区 [別紙2-2 参照]

河内地区の皆様へ「(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価準備書公告・縦覧および説明会開催のご案内」

- ・加太地区 [別紙2-3 参照]

加太地区の皆様へ「(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価準備書公告・縦覧および説明会開催のご案内」

##### ③ ウェブサイトへの掲載

- ・三重県ウェブサイトへ掲載した。[別紙3-1 参照]
- ・当社ウェブサイト掲載した。[別紙3-2 参照]

#### (3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係市町の施設8箇所及び当社の事業場2箇所の計10箇所において縦覧を実施した。

縦覧以外に、関係市町の施設 6 箇所において閲覧のみが可能な（意見箱の設置なし）閲覧場所を設置した。

当社ホームページに準備書を掲載した。

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、表 1-1 のとおりである。

縦覧期間は、法的期間（1 ヶ月）に自主的期間（2 週間）を加えた 2020 年 6 月 12 日（金）から 2020 年 7 月 27 日（木）までとした。

表1-1 準備書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

区 分	場 所	期 間	時 間	備 考	
縦覧場所	津 市	本庁舎 環境保全課	2020 年 6 月 12 日(金) から 2020 年 7 月 27 日(月) まで※	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	意見書箱、 意見書を 置いて います。
		芸濃総合支所			
		美里総合支所			
	亀山市	本庁舎			
		関支所			
		加太出張所			
	伊賀市	本庁舎			
		大山田支所			
当社 事業場	(株)シーテック 本店				
	(株)シーテック 三重支社				
閲覧場所	三重県	栄町庁舎 情報公開・個人情報総合窓口	午前 9 時 から 午後 5 時 まで (正午から 午後 1 時まで を除きます)	閲覧場所に 意見書箱は 置いて いません。	
		県立図書館			
		環境生活部地球温暖化対策課			
		津地域防災総合事務所環境室			
		鈴鹿地域防災総合事務所環境室			
		伊賀地域防災総合事務所環境室			

※ 法的期間（1 ヶ月）：2020 年 6 月 12 日（金）から 2020 年 7 月 13 日（月）まで  
自主的期間（2 週間）：2020 年 7 月 14 日（火）から 2020 年 7 月 27 日（月）まで

#### (4) 縦覧者数

##### ① 縦覧者名簿記載者数

縦覧場所において、縦覧者名簿に記載した者の数は、28 名であった。

##### ② 準備書及び要約書を公表した当社ウェブサイトへのアクセス数

当社ウェブサイトへのアクセス件数（2020 年 7 月 27 日までの延べ件数）は、1,278 件であった。

## 2. 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時、開催場所及び来場者数は、表 1-2 のとおりである。

表1-2 準備書についての説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
2020年6月27日(土) 19:00~21:20	伊賀市大山田東体育館 (三重県伊賀市猿野 1316)	39名
2020年7月2日(木) 14:00~20:30	津市錫杖湖水荘 (三重県津市芸濃町河内 679 番地)	28名
2020年7月4日(土) 19:00~21:40	亀山市林業総合センター (三重県亀山市加太板屋 4622-1)	35名

## 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。[別紙 4-1 参照]

### (1) 意見書の提出期間

2020年6月12日(金)から2020年7月27日(月)までとした。なお、郵送の受付は当日消印まで有効、当社メールアドレスの受付は当日中の到着分まで有効とした。

### (2) 意見書の提出方法

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出
- ③意見受付用に関設した当社メールアドレスへの送付

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、288通(意見の総数は401件)であった。

## 第2章 準備書についての意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の12の規定に基づく、準備書についての住民等からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表1-3のとおりである。

表1-3 (1) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1. 事業計画・環境全般

No.	意見の概要	事業者の見解																																																																																							
1	<p>・亀山市からの撤退は非常に残念。 ・大局的知見から風力発電施設に大賛成です。(脱原発)積極的に進めて下さい。</p>	<p>本事業にご理解賜り、ありがとうございます。 弊社は、中部電力グループの一員として、再生可能エネルギーの活用を推進し、エネルギー供給構造高度化法に定める2030年度における非化石電源比率44%の達成を目指すとともに、安全確保(Safety)を大前提とした、エネルギー安定供給(Energy Security)、経済性(Economic Efficiency)、環境への適合(Environment)の同時達成を目指す「S+3E」の観点から、最適なエネルギーミックスを追求し、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>																																																																																							
2	<p><u>環境影響評価結果から地域として知りたいこと</u> 2017年4月、亀山市・津市・伊賀市にまたがる布引山地に計画された風力発電事業が環境影響評価の手続きに従い、配慮書・方法書として整理され、約3年かけて法に基づく環境影響評価が実施された。加太地域では環境影響評価を実施する為に事業設定から、影響を心配し、住民を巻き込む議論がなされ、地域の和が乱れる一因にもなってしまった。 本来なら、設定された事業内容で環境に与える影響を調査し、その結果を踏まえて、環境に影響させない事業計画を策定し、審議されるものと理解しているが、その過程において変更案が一部提示され、最終的な事業計画案として、環境影響評価準備書として提示された。 環境影響評価準備書では、各評価項目に対し、現状。事業計画案での建設稼働における環境影響予測のみが記載され、当初設定案及び修正案での影響がわからず、影響の程度をはかり知ることができません。 下記の事業案についての環境影響予測を現行レベルと対比する内容で提示していただくと安心レベルを知ることができると思います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業計画(設定)</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響の為の仮定</td> <td>4,000kw級は設置しない</td> <td>4,000kw級は設置しない</td> <td>亀山エリアに設置しない</td> <td>加太小学校から3km以内は設置しない</td> <td>環境影響評価に基づく事業案</td> </tr> <tr> <td>事業エリア</td> <td>亀山市・津市・伊賀市</td> <td>亀山市・津市・伊賀市</td> <td>津市・伊賀市</td> <td>津市・伊賀市</td> <td>津市・伊賀市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">風力発電施設</td> <td>加太小学校からの最短距離</td> <td>1.9km</td> <td>1.9km</td> <td>2.2km</td> <td>3.0km</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>2,000~4,000kw</td> <td>2,300kw</td> <td>2,300kw</td> <td>2,300kw</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>32</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境影響評価結果</td> <td>景観</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>例えば、①では多少影響されるが、②では影響しない。しかし、亀山市地域は「鉱区禁止地域」に指定されている為、③に。更に加太地域住民の安心を得る為、④に。尚、更に安心を醸し出す為、至近施設に1基の位置を変更する等、配慮を重ね最終案とした。このような流れが明確になれば、住民の安心につながるものと考えます。</p>	事業計画(設定)	①	②	③	④	⑤	環境影響の為の仮定	4,000kw級は設置しない	4,000kw級は設置しない	亀山エリアに設置しない	加太小学校から3km以内は設置しない	環境影響評価に基づく事業案	事業エリア	亀山市・津市・伊賀市	亀山市・津市・伊賀市	津市・伊賀市	津市・伊賀市	津市・伊賀市	風力発電施設	加太小学校からの最短距離	1.9km	1.9km	2.2km	3.0km	出力	2,000~4,000kw	2,300kw	2,300kw	2,300kw	基数	40	40	32	28	環境影響評価結果	景観					騒音					<p>本事業にご理解賜り、ありがとうございます。 各自治体・地域住民の皆さまには、本事業へのご理解を得るため、協議を重ねて参りました。その結果に基づき風車配置の調整及び風車基数を40基から28基へ変更する等により、環境影響を最小限に抑えるための事業計画検討を経て本準備書の作成に至りました。 お示し頂きました表の空白欄に可能な限りそれらに関連する数値及び事業者の見解を記入させて頂きましたのでご参照願います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業計画</th> <th>① 環境影響評価方法書</th> <th>② 4,000kw級は設置しない</th> <th>③ 亀山市域に設置しない</th> <th>④ 加太小学校から3km以内は設置しない</th> <th>⑤ 環境影響評価準備書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業エリア</td> <td>津市 亀山市 伊賀市</td> <td>津市 亀山市 伊賀市</td> <td>津市 伊賀市</td> <td>津市 伊賀市</td> <td>津市 伊賀市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風力発電施設</td> <td>加太小学校からの最短距離</td> <td>約1.9km</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>約3.2km</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>2,000~4,000kw</td> <td>→</td> <td>2,000~2,300kw</td> <td>2,000~2,300kw</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基数</td> <td>40基</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>28基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境影響評価結果</td> <td>景観</td> <td colspan="5">①(方法書)と⑤(準備書)を比較すると、設計の熟度が上がったこと等に伴う以下の変更により、遮蔽物が一切ないと仮定した場合の亀山市加太地区からの風力発電機の垂直見込角(風力発電機の見えの大きさ)は、約2度低減されたこととなります。 ・風力発電機の削減と配置検討により、ほぼ全体が視認できる風車の設置を回避 ・風力発電機のブレード先端の最高部高さは、145m(4,000kw級)から119.3m(2,300kw)に低減。 ・加太小学校から風力発電機までの最短距離は、約1.9kmから約3.2kmに低減。</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td colspan="5">①(方法書)では、加太小学校から風力発電機までの最短距離は約1.9kmでしたが、⑤(準備書)では約3.2kmとなり約1.3km遠くなっています。この差を騒音の距離減衰の計算により比較評価すると、施設の稼働に伴う騒音は約4dB低減されたこととなります。</td> </tr> </tbody> </table>	事業計画	① 環境影響評価方法書	② 4,000kw級は設置しない	③ 亀山市域に設置しない	④ 加太小学校から3km以内は設置しない	⑤ 環境影響評価準備書	事業エリア	津市 亀山市 伊賀市	津市 亀山市 伊賀市	津市 伊賀市	津市 伊賀市	津市 伊賀市	風力発電施設	加太小学校からの最短距離	約1.9km	→	→	約3.2km	出力	2,000~4,000kw	→	2,000~2,300kw	2,000~2,300kw		基数	40基	→	→	28基	環境影響評価結果	景観	①(方法書)と⑤(準備書)を比較すると、設計の熟度が上がったこと等に伴う以下の変更により、遮蔽物が一切ないと仮定した場合の亀山市加太地区からの風力発電機の垂直見込角(風力発電機の見えの大きさ)は、約2度低減されたこととなります。 ・風力発電機の削減と配置検討により、ほぼ全体が視認できる風車の設置を回避 ・風力発電機のブレード先端の最高部高さは、145m(4,000kw級)から119.3m(2,300kw)に低減。 ・加太小学校から風力発電機までの最短距離は、約1.9kmから約3.2kmに低減。					騒音	①(方法書)では、加太小学校から風力発電機までの最短距離は約1.9kmでしたが、⑤(準備書)では約3.2kmとなり約1.3km遠くなっています。この差を騒音の距離減衰の計算により比較評価すると、施設の稼働に伴う騒音は約4dB低減されたこととなります。				
事業計画(設定)	①	②	③	④	⑤																																																																																				
環境影響の為の仮定	4,000kw級は設置しない	4,000kw級は設置しない	亀山エリアに設置しない	加太小学校から3km以内は設置しない	環境影響評価に基づく事業案																																																																																				
事業エリア	亀山市・津市・伊賀市	亀山市・津市・伊賀市	津市・伊賀市	津市・伊賀市	津市・伊賀市																																																																																				
風力発電施設	加太小学校からの最短距離	1.9km	1.9km	2.2km	3.0km																																																																																				
	出力	2,000~4,000kw	2,300kw	2,300kw	2,300kw																																																																																				
	基数	40	40	32	28																																																																																				
環境影響評価結果	景観																																																																																								
	騒音																																																																																								
事業計画	① 環境影響評価方法書	② 4,000kw級は設置しない	③ 亀山市域に設置しない	④ 加太小学校から3km以内は設置しない	⑤ 環境影響評価準備書																																																																																				
事業エリア	津市 亀山市 伊賀市	津市 亀山市 伊賀市	津市 伊賀市	津市 伊賀市	津市 伊賀市																																																																																				
風力発電施設	加太小学校からの最短距離	約1.9km	→	→	約3.2km																																																																																				
	出力	2,000~4,000kw	→	2,000~2,300kw	2,000~2,300kw																																																																																				
	基数	40基	→	→	28基																																																																																				
環境影響評価結果	景観	①(方法書)と⑤(準備書)を比較すると、設計の熟度が上がったこと等に伴う以下の変更により、遮蔽物が一切ないと仮定した場合の亀山市加太地区からの風力発電機の垂直見込角(風力発電機の見えの大きさ)は、約2度低減されたこととなります。 ・風力発電機の削減と配置検討により、ほぼ全体が視認できる風車の設置を回避 ・風力発電機のブレード先端の最高部高さは、145m(4,000kw級)から119.3m(2,300kw)に低減。 ・加太小学校から風力発電機までの最短距離は、約1.9kmから約3.2kmに低減。																																																																																							
	騒音	①(方法書)では、加太小学校から風力発電機までの最短距離は約1.9kmでしたが、⑤(準備書)では約3.2kmとなり約1.3km遠くなっています。この差を騒音の距離減衰の計算により比較評価すると、施設の稼働に伴う騒音は約4dB低減されたこととなります。																																																																																							
3	<p>エネルギーの地産地消につながるこの計画に対し、地球温暖化に少しでも寄与でき、そして、この事業が地域活性化の糸口になればと考えていたが、いろいろな考えがあり、最終的には加太地域に十分配慮した事業計画をまとめられたことに対し、誠意を感じます。 伊賀市上阿波地区の方々との対比を考えると加太地域住民の心の狭さを感じます。</p>	<p>本事業にご理解賜り、ありがとうございます。 ご意見のとおり、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>																																																																																							

表1-3 (2) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
4	地球温暖化が要因ともいわれる豪雨が毎年多発するなか、再生可能エネルギーとして、計画地のみならずはの恵まれた風環境を生かした風力発電事業に賛同します。	本事業にご理解賜り、ありがとうございます。 本事業では環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、重大な環境影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。
5	13、私たちは青山高原からの一帯で、すでに風力発電に協力してきた。シーテックにも協力してきた。これ以上、私たちから「愛着や誇り」「安らぎや魅力」を奪わないでほしい。地元の企業であれば、そして地元で働く社員を多く抱えている企業であるからこそ、もっと知恵を絞ってほしい。社員たちや、その家族からも「愛着や誇り」「安らぎや魅力」を奪っているのです。あなたたちの理念を実現できる場所はどこではない。	風力発電には、年間を通じて良好な風が吹いていることが大前提となります。三重県の布引山地は全国屈指の好風況地域でありますので、良好な風況を生かした本事業の実施により、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。
6	石炭火力や原子力発電に比較して、地球温暖化や汚染等に対して、未来に有効なエネルギー事業である。布引地域での水力発電事業と共に、世界に発信できる、低炭素社会実現の環境学習や社会のモデルとなる。 土砂、動植物への影響は、あると思うので、対応して事業を推進してほしい。	本事業にご理解賜り、ありがとうございます。 ご意見のとおり、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。 また、ご意見頂きました土砂災害、動植物への影響につきましては、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られるものと考えております。
7	今後日本のエネルギー事状を考慮すると再エネが非常に期待される。環境の保全を考えると風力エネルギーは正に正しい発電方法と思われる。又、景観の面から一つのスポットとして観光面についても寄付出来るのではないのでしょうか。よって事業については賛成であります。宜敷くお願い致します。	本事業にご理解賜り、ありがとうございます。 弊社は、中部電力グループの一員として、再生可能エネルギーの活用を推進し、エネルギー供給構造高度化法に定める2030年度における非化石電源比率44%の達成を目指すとともに、安全確保（Safety）を大前提とした、エネルギー安定供給（Energy Security）、経済性（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）の同時達成を目指す「S+3E」の観点から、最適なエネルギーミックスを追求し、低炭素社会の実現に貢献してまいります。
8	対象地域を歩くと、表土が脆弱な所があるので、砂防や大水対策等に配慮して工事を進めてほしい。管理の行き届かないあるいは行き届いていない山林もあるので、設置される道路をぜひ利用させてほしい。 地元住民としては、工事対策事業と共に多に期待しているので、環境対策も含めて推進してほしい。	本事業にご理解賜り、ありがとうございます。 ご意見頂きました砂防や大水対策等への配慮につきましては、文献調査、航空測量、現地踏査、ボーリング調査等により収集した情報をもとに、専門の技術者により最適な工事設計、施工を進めてまいります。 また、風力発電設備の設置に伴い、今まで林業に必要とされていた林道の未整備部にも、容易にアクセスできる林道を整備し、林業事業者さま等にもご活用頂けるよう考えております。
9	温暖化防止対策と電力の安定供給の為風力発電に期待するところ大、環境対策や地域との調和に留意し、安全に迅速に工事を進めて欲しい。	本事業にご理解賜り、ありがとうございます。 弊社は、中部電力グループの一員として、再生可能エネルギーの活用を推進し、エネルギー供給構造高度化法に定める2030年度における非化石電源比率44%の達成を目指すとともに、安全確保（Safety）を大前提とした、エネルギー安定供給（Energy Security）、経済性（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）の同時達成を目指す「S+3E」の観点から、最適なエネルギーミックスを追求し、低炭素社会の実現に貢献してまいります。



表1-3 (3) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
10	計画を中止してください。これ以上、風力発電は必要ありません	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
11	風力発電事業に反対致します。	
12	風力発電事業に反対します。	
13	反対です。	
14	<p>仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業に対する意見書</p> <p>伊賀に住む友人から風力発電の計画の話をお聴きました。</p> <p>計画はやめて下さい。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
15	伊賀市に風力発電所を作ることに反対します。自然を壊し、住民の生活や健康を害する事業を進めてはいけません。	
16	<p>「（仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業に対する意見書」</p> <p>はじめまして</p> <p>知人から風力発電の恐さを聞き、絶対に建てないで欲しいと思いました</p> <p>ただでさえ、コロナウイルスで地球が壊れてきているのに、さらに環境破壊をするんですか。やめてください</p> <p>皆さんにも大切な人がいると思います、その人達を傷付けることになってしまいます</p> <p>どうか建てないでください</p>	

表1-3 (4) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>風力発電は結局のところ電気がないと動かす事のできない代物、停電時には風はあっても動かす事のできないでは本末転倒ではないでしょうか、今コロナや大災害といろんな事が起きています。これからもっとひどい事が起きるかもしれません、そんな時代だからこそ人と人とがもっともって助け合って生きて行かなくてはならない時代ではないでしょうか？ 人や自然を壊してまでする事業なののでしょうか？ 人が住んでいる近くに本当に必要な物なののでしょうか？ 一から計画を考え直してください。宜しくお願い致します。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
18	<p>こんにちは。 私は京都市に住む〇〇と申します。 電気について携わり、日々ご尽力いただき、いつもありがとうございます。 先月、私の大切な友人の暮らす地域に風車が立つ計画があることを友人から聞きました。 その地域の皆さんは、風力発電について勉強されており、私も勉強させていただき検討しましたが、開発の未熟な風車は必要ないと結論します。 地域の皆さん始め、電気を使う私たち、電気に関わるお仕事をされる皆さんやそのご家族みんなが、心からよるこべる電気のしくみの開発を切に願います。</p>	
19	<p>私は以前、伊賀の自然が好きでそこに住む人たちの温かさが好きで何度かその地を訪れました。 今、その地に風力発電ができると聞きました。その詳細を知れば知るほど恐ろしく、害があるにも関わらず住民に正しい説明もせず騙すようにして建設しようとしているのに悲しみ、怒りでいっぱいです。 静かな山々に囲まれて新鮮な空気を胸いっぱい吸い、鳥たちのさえずりに耳を傾け幸せってこういう何気ないものなんだろうなと思いました。そこに住む友人夫婦はこの景色この環境が気に入ってここに越してきました。ここにいたら他に旅行に行きたいなんて思わないと言っていました。とても自然に穏やかに暮らしていました。どうかその幸せを奪わないで下さい。健康を奪わないで下さい。風力発電は必要としていません。やめてください。お願い致します。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>
20	<p>つい先日、知り合いの方から建設のことを聞きました。ウィンドパーク布引北風力発電事業に絶対反対します！これを建設する事に何のメリットがあるのでしょうか？ 私は子延地区に生まれ育ちました。大好きな地元の自然に風力発電が何機も建つなんて考えられません。何の害もない美しい山々やそこに生息している動物達、人間にも影響を及ぼすことに心苦しさを感じます。 風力発電は良いイメージがありますが、10年・20年先を見たときに動物や人がそこに住めなくなるのは考えられません。 今のことだけじゃなくもっと先の事を考えてほしいと思います！ 暮らしはすごく大切だと思います。今後何世代も続いていく自然や私達の暮らしを奪わないでください！！！！ 誰が保証してくれるんですか？ 本当に暮らせません！！！！やめてください！！！！</p>	

表1-3 (5) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これ以上自然を壊さないでください</li> <li>・勝手に風力発電の施設を建てないでください</li> </ul>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p> <p>また、本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
22	<p>風車建設に反対します。</p> <p>自然を破壊して電気を作ることが本当にエコなのでしょうか？</p> <p>風車はすぐにできるのでしょうか、自然はすぐにはできません。</p> <p>一度壊すと元には戻せないのが自然です。</p> <p>どうか住む人の声をしっかりと聴いて欲しいと思います。</p>	
23	<p>「（仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業に対する意見書」</p> <p>風力発電による健康被害は以前から聞いていました。その詳細を住民があまり理解できてないままに建設をすすめるのはあまりにも強引過ぎるのではないのでしょうか。</p> <p>ここにずっと住んでいく人たちが、平和に暮らせるよう、もう一度考え直してください。</p> <p>住民が望まないものは、不必要だと思います。中には転居をする人もいと聞いています。</p> <p>それだけでなく過疎化が進む地域なのに、果たして人が居なくなってもすすめることなのでしょうか。</p> <p>それでも勧めたいなら住民が出ていけるようお金を出して選択できるようにしてください。</p> <p>突然降って湧いた災難で体に異変をもたらされるのは、原爆と同じではないのでしょうか。</p> <p>どうぞご検討よろしく申し上げます。</p>	
24	<p>はじめまして</p> <p>三重県伊賀市の（仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業について聞きました。</p> <p>わたしは強く反対しております。風力発電のための開発は、一切必要ないと強く抗議致します。</p> <p>伊賀には友人がたくさんおり、20基以上の大きなものが建設されるなどの計画を聞きゾツとしています。</p> <p>地域が壊れます。地球環境が破壊されます。</p> <p>自然を壊してまで、何故必要なのでしょう？</p> <p>近隣の住民の方の生活は壊れます。</p> <p>子孫代々に引き継ぐべき自然環境です。</p> <p>これを破壊することはやめてください。</p> <p>すべての人が安全に安心して暮らす権利があります。</p> <p>それなのに健康被害が前例としてあるものを何故建設するのですか？住民の暮らしを脅かす施設は必要ありません。</p> <p>一つの意見として、お受け取りください。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	
25	<p>現在、電気を不便なく使わせてもらっています。</p> <p>その中で、「環境破壊」や「人体への影響」や「賦課金の値上げ」やこの事業の影響による「住民同士の摩擦」よりも、建設しないとイケない理由を詳しく教えて下さい。</p> <p>CO2削減だとか、災害時の電力不足に備えてなどの、実態の無いことではなく、子どもからご年配者までがわかりやすく納得いく理由を教えてください。</p>	

表1-3 (6) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>2. 知事意見には、布引北でなくてはならない必要性を具体的に示さなくてはならない：知事意見は「本事業は、——布引山地に残された、豊かな自然環境である広大な山林を開発するものであり、特に自然環境への影響が懸念される。自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確にすること」すなわち「布引北のこの予定地に風力発電所を敢えて建設することが、大きな自然破壊を上回る意義があるかどうかを示すこと」であるので、一般論での風力発電の必要性を述べるだけでは全く答えになってはいない。布引北でなくてはならない必要性を具体的に示さなくてはならないが、まだ示されていないので示すべきである。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>
27	<p>風力発電は必要ありません。 自然の伊賀でこれ以上事業が加わり人間によい暮らしは自然に申し訳ないです。 そういう思いにはなりませんか？ 私は自然を強調した事業を展開すべきです。 天災が多いのも自然を人間の便利に利用するという考えから発生すると考えます。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
28	<p>(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業に対する意見書 ・これ以上自然を壊さないでください ・勝手に風力発電の施設を建てないでください</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>
29	<p>4. 県知事意見に「布引山地に残された、豊かな自然環境である広大な山林を開発」するため「自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確に」するべきだと書いてある。青山高原から美里までの布引山系にすでに 91 基が稼働中。隣接地にウインドファーム津芸濃および平木阿波ウインドファーム事業が計画され、さらに今回のウインドファーム布引北事業である。三重県は風車設置基数で全国5位(2018年3月)。その数 106 基のうち 91 基がこの地域に集中している。日本の中でも有数の風車過密地帯となっている。日本の自然エネルギー政策にもう十分に貢献した。県知事はこの状況を踏まえて意見を述べたものであると考えられる。しかし、それに対する事業者の見解は単なる一般論にすぎない。これは「ウインドファーム津芸濃」および「平木阿波ウインドファーム」事業においても、三重県環境影響評価委員会が「一般論に過ぎない」と批判されたところである。あらためて、「自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確に」説明すべきである。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>

表1-3 (7) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>私たちがなぜこのような意見書を書くか貴社の方々は深く考えになったことがありますか？私たちはきっとあなた方より山や生物や命や自分たちの暮らしから地球全体、宇宙のことまで深く考えています。あなた方は、なぜ、この伊賀の地に多くの山々が遺っているかわかりますか。過去の人たちが懐さずに遺してくれたからです。私は細かい数字や動植物の種類などはよくわかりません。科学的なこともわかりません。ほとんどの人がそうだと思います。でも、伊賀に暮らす地球に生きる生物の一種として、私たちは山がこれ以上痛めつけられ巨大なものを押しつけられることや、目に見えないものにじわじわと自分の体がおびやかされることや、土や水や空気が汚され他の生きものや植物も苦しむことに強い拒否感をもちます。何かが起こってからでは遅く、あなた方にも有利とは思えません。補償の問題もあやふやと聞きましたが、それ以前に心や体を害され、今ある生態系を崩されたくありません。毎日これ以上の風車を見て暮らすのも嫌です。電力は足りているとも聞きました。</p> <p>山や水や土、すべての自然物がどのようにしてどのような年月をかけて作られてきたか、なぜ私たち、貴社の方々もみんなが、その恩恵を受けてこれらたが、どうか、みなさんでよくお考え下さい。</p> <p>風車も太陽光発電のパネルもない山々、私たちが見て育ったような山を、次の世代にそのまま譲りませんか？（もちろん原発もいりません）貴社の事業方針をどうか、本当に「環境」という言葉にふさわしい自然保全へと変えていただけることをお願いいたします。</p> <p>きっと貴社にとってもその方が未来が開けると思いますが。</p> <p>バタフライ効果をお互いにとってよい方向に導きませんか？時代遅れで問題だらけの風力発電よりも、よい事業があるはずで。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
31	<p>日本で電気の需要に対して供給は十分であると説明を受けました。（計画停電などもない）①なぜ大規模発電（風力）が日本で必要なのですか。②そして、その建設費が国民の電気代に上のせされるのはなぜですか？③地元住民の生活・環境に加えて、健康に影響する風力発電を推進する本当の目的は何ですか？④里山のくらしは大規模風力発電（風車）によってなりたたなくなり、この責任のすべてを（株）シーテックさんが取ることが出来ますか？⑤全国、世界の風車による健康被害の実例を調べて、おしえてください。</p>	<p>頂いた意見に対し、以下のとおり回答いたします。</p> <p>①及び③日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位（2017年）と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p> <p>②再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に規定される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じてご負担頂くものであり、賦課金単価については、担当省庁により決定され電気料金に適用されているものです。</p> <p>④本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>⑤風力発電による健康被害について、環境省ウェブサイトでは「国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理し専門家による審査を経て医学会誌等に掲載されたレビュー論文や、各国政府による報告書等を整理したところ、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とされております。</p>

表1-3 (8) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>いろんな災害が多いのは、不自然だらけのせいだと私は考えています！電気がないのはとても不便ですが、今はもう十分足りているのではないですか？それよりも動物達が山に住めなくなり、田や畑の米野菜を食べないと生きていけなくなっています。</p> <p>そのせいで収穫が減ったりして動物も処分されている。</p> <p>何かあった時に困り元に戻せないことを何故、また今更始めようとするのですか？</p> <p>目先のことでなくて、地球を大切にすることを考えて下さい。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましては、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p> <p>本事業の対象事業実施区域及びその周囲の植生は、全体の約68%がスギ・ヒノキ植林により占められています。これらの植林の広い範囲においては、間伐等の施策が実施できないことによる不健全林化が進んでいます。本事業では設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。</p>
33	<p>意見 建設の必要性について：</p> <p>2017年8月28日の三重県の県知事意見の中に「本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである一方、布引山地に残された、豊かな自然環境である広大な山林を開発するものであり、特に自然環境への影響が懸念される。自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確にし、方法書に記載すること。」とありますが、未だに事業者は明確に返答していません。</p> <p>説明会で、エネルギー政策に資する事と人工林の保全に貢献する事は伺いましたが、それが自然を破壊していいレベルだという納得できる説明はありません。ただ建てさせてほしい、では、自然環境の観点だけでなく、住民の生活を脅かしてまで建てる正当な理由にはなりません。布引山地には、これまで約90基の風車が建っており、これ以上布引の山林にストレスを掛けないでほしいという専門家の意見も出ています。建設はやめて下さい。</p> <p>(※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください)</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましては、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>
34	<p>5、シーテック自ら説明会の場で認めているように風車の建設は環境破壊を伴う。「程度問題」と説明していたが、シーテック自ら言うように「できる限り環境への影響を低くする」つもりなのであれば、山岳地域に風車を建設すること自体が問題である。山岳地域に建設しようとするれば、環境破壊の度合いは大きくなるに決まっている。シーテック自身の発言に基づけば、この事業自体を見直すべきである。</p> <p>6、津市に関して言えば、平成28年度末に市内全世帯の年間消費電力を再生可能エネルギーでまかなえるようになった。つまり、もうこれ以上は、自然環境を壊してまで津市に風力発電は必要ないのである。福島における原子力発電所事故の教訓の一つとして、電力開発を消費地から離れた過疎地に押しつけてきたということがある。風力発電でも同様なことが起きている。津市民はこれまで日本の再生可能エネルギー開発に協力してきた。もうこれ以上、負担を押し付けないでほしい。この事業を白紙に戻すべきである。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により再生可能エネルギーの導入が期待されるなか、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、重大な環境影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>

表1-3 (9) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>三重県伊賀市で風力発電事業を開始されようとしていると聞きました。</p> <p>土砂崩れや動植物への影響、深刻な健康被害（睡眠障害、めまい、吐き気、耳鳴り、自律神経失調症等）の事例があがっており、あちらこちらで建設反対運動が起こっている風力発電について、なぜ、今、風力発電なのでしょう。</p> <p>今度のはかなり民家からも近いと伺いました。それらの多くのリスクについて、近隣の民家の方たちは納得の上なのでしょう。</p> <p>それらすべてのリスクを、近隣の方々が納得の上で事業に取り掛かっていただきたいと思います。</p> <p>そもそも、原点に立ち返り、風力発電の必要性からお考えいただきたくご意見申し上げます。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により再生可能エネルギーの導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p> <p>また、本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
36	<p>わたし達が この先 生きていくため自然環境はなくてはならないことはだれしも思う所でしょう。本当に必要なこととして この事業があるのか？わたしはそうとは とても思えない あなたがたも一人一人自分の心にしたがって考え行動していただけることを心より願っております。</p>	
37	<p>三重県阿波地区の巨大風力発電の建設について、地域の方々から反対の意見が多く寄せられているとうかがいました。</p> <p>巨大風力発電が、クリーンエネルギーだと信じられていた時代から、多くの国民が真実を知ようになり、自分と大事な人、そしてこれから、この世界を生きる行く子どもたちのために、どの選択を望むのかの判断ができる時代になりました。</p> <p>環境破壊や健康被害が付いて回ることを、すでに国民は知っています。</p> <p>今の選択が、現在を生きる自分たちの首を絞めるだけに留まらず、これからの時代を生きる行く、自分の大事な子どもや孫の首も絞めることになることは容易に判断ができます。</p> <p>それは誰も望みません。</p> <p>自分も健康でいたいし、自分の大事な人にも健康でいてほしい。</p> <p>それはこの事業を行うシーテックの社員のみなさまにとっても同様なのではないかと思うのです。</p> <p>いくらお金があっても健康がないと意味がありません。</p> <p>みんなにとって利益となる事業展開を進めていただきたいというのが一番のお願いです。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
38	<p>私は三重県伊賀市の（仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業に反対します。風力発電のための開発は、一切必要ありません。</p> <p>伊賀市での勉強会をオンラインで受講し、風力発電についての現状を確認しました。</p> <p>これ以上、地球環境を破壊することはやめてください。自然を壊してまで手に入れるものは、これ以上必要ありません。</p> <p>近隣の住民の方の生活を破壊することはやめてください。すべての人が安全に安心して暮らす権利があります。健康被害が前例としてあるにも関わらず、住民の暮らしを脅かす施設は必要ありません。</p> <p>一つの意見として、お受け取りください。</p> <p>よろしく願います。</p>	

表1-3 (10) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>自然を利用、活用しつつ自然を修復しない会社がある限り。地球からの災害が減ることはない。</p> <p>因果応報なので、やるのは自由だが反対を押し切りやったところで自然の反撃、猛威に会うだけでしょう。</p> <p><b>地域住民の健康被害及び、自然界の破壊においてウィンドパーク布引北風力発電事業に対する反対の意を唱えます。</b></p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
40	<p>私は風力発電に感心がありませんでした。ですが、実際自分の住んでいる地域にくるかもとなつて色々調べ話も聞きました。素直な感想で何の魅力も感じません。反対です。今の時代、自然不足で動物も住む所がなくなつてきている。こんな状況を更に悪化させ、人体にも悪影響。メリットもあるのだと思いますが、沢山のデメリットを分かった上で賛成とは思いません。これからも、もっと沢山の人の加太の魅力を見て知ってほしいですし、移住してきてほしいと思っています。そんな中で、風力発電がある中でわざわざ人は来ないと思います。絶対に反対です！</p>	
41	<p>静かな環境が変わる事が心配</p> <p>子供の世代を考えると今のままがよい</p> <p>建設には反対です。</p>	<p>本事業により設置する風力発電機から最も近い住居までの距離は約1.1kmであり、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
42	<p>私はこの計画には反対です。問題点はいくつかありますが、関係者の皆さんにお伝えします。</p> <p>1度、青山や榊原の近くに泊まって風力発電の実態を身をもって感じてみてください、そして想像もしてください毎日ゴーゴー音を立ててやまない暮らし。特に床に就くのが多い老人や、幼い子供の事です。自分だったらどんなだろうと考えを巡らせることです。お願いします、計画をおやめください。</p>	
43	<p>騒音、超低周波音、土地の安定性、企業の信頼性</p> <p>この風力発電事業の問題点</p> <p>1 風力発電機の立つ位置から民家や農作業をするところまでの距離が約1kmと近いこと。超低周波音と騒音についての調査では生活環境に及ぼす影響は「ほとんどない」とか「小さいと考えられる」との評価ですが、騒音および超低周波音については、風力発電機が稼働した状態も含めて「影響は全くない」と言い切ることができないのなら、立てるべきではありません。</p> <p>国内や世界の各地で超低周波音による健康被害を受けている方々は、「立ててしまったら、被害を無くすことはできない。健康被害と風力発電機との因果関係を訴えても、結局証明できず、泣き寝入りしかない」と途方に暮れ、苦しんでおられる実態があるからです。もっと、精巧な調査をして、「全くない」と言い切れるようにすべきである。できないのなら、立てないこと。</p>	
44	<p>風力発電の建設は絶対反対です。</p> <p>今回のことで、風力発電による健康被害の事を知り、大変驚きました。</p> <p>風車を良い被写体として写真を撮る人がいることや、珍しさや迫力、風力発電はエコだというメディアの刷り込みから風車を悪いものだと思う人はまだ多くはないかもしれません。でも、すこし調べてみると世界中で沢山の健康被害があることが簡単にわかりました。</p> <p>睡眠障害や頭痛、めまい、自律神経失調症など。どんなにメリットがあつても、住民の健康以上に大切にしなければいけないものはないはずですよ。</p> <p>企業や推進している有権者のために、自分たち、何より大切な子どもたちの健康を差し出すことは絶対に出来ません！！</p>	



表1-3 (11) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
45	<p>風力発電の建設は絶対反対です。 今回のことで、風力発電による健康被害のを知り、大変驚きました。 風車を良い被写体として写真を撮る人がいることや、珍しさや迫力、風力発電はエコだというメディアの刷り込みから風車を悪いものだと思う人はまだ多くはないかもしれません。 でも、すこし調べてみると世界中で沢山の健康被害があることが簡単にわかりました。 睡眠障害や頭痛、めまい、自律神経失調症など。どんなにメリットがあるとしても、住民の健康以上に大切にしなければいけないものはないはず。 企業や推進している有権者のために、自分たち、何より大切な子どもたちの健康を差し出すことは絶対に出来ません！！</p>	<p>本事業により設置する風力発電機から最も近い住居までの距離は約 1.1km であり、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、先ずは事情を聞かせて頂き伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p>
46	<p>私は、風力発電に対して、当初は「地球温暖化を防止する」という新しい資源開発だと思っていました。 しかし、色々調べてみると、多種の被害が存在することも知りました。健康被害に於いては、欧米では住宅地より 10 キロ以上離すことが常識となっている。 しかし、今回の建設予定では、一番近い集落まで、約 2 キロちょっとでありすぐ健康被害が心配である。 また、山林等が多い自然地帯での動物の生態系が変わるのではないかと心配である。景色も変わり建設に対しては納得出来ない。 最低守っていただきたいのは、どの集落からも 10 キロ以上離すことであるが狭い日本でそれが可能なのか。 今回、亀山より離すことにより、津市、伊賀市に近づけば意味もない。 結論から言えば、計画中止を望みます。</p>	<p>本事業における住居からの距離については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」（環境省、2010 年 10 月）を目安とするともに、弊社既設風力発電所の運転実績より、住居から 1km 以上の距離を離すよう風力発電機を配置しております。 また、本事業による生態系への影響につきましては、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、生態系に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
47	<p>御社の安全、安心できる「風車と住居の距離」はどれぐらいを思われているのでしょうか？ 今回の見直しで亀山市加太小学校から風車までの距離は約 3 キロ後半あまり。 住民すべての人が安全安心に暮らせる距離とは到底考えられない距離です。 住民が生涯安心して暮らせるためには風車から住居までの距離を 10 キロは取って再検討して下さい。 10 キロをとれないのであれば、計画は白紙にしてください。 亀山市加太住民より</p>	<p>本事業における住居からの距離については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」（環境省、2010 年 10 月）を目安とするともに、弊社既設風力発電所の運転実績より、住居から 1km 以上の距離を離すよう風力発電機を配置しております。</p>
48	<p>御社の安全、安心できる「風車と住居の距離」はどれぐらいを思われているのでしょうか？ 今回の見直しで亀山市加太小学校から風車までの距離は約 3 キロ後半あまり。 住民すべての人が安全安心に暮らせる距離とは到底考えられない距離です。 人間には音や光等いろいろなものに敏感な方がいます。僅か 3 キロでは敏感な方々は加太の町で暮らす事ができなくなります。 どうか加太の住居そして風車周辺に住む皆様が安全安心して暮らせる風車から住居の距離を 10 キロを取って建設する計画を再検討して下さい。 もし距離がとれないのであれば、計画を中止してください。</p>	

表1-3 (12) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>2.準備書により民家から風車までの距離が若干遠くなりました。しかし、小学校から近すぎます。これからの子どもたちの未来に不安があります。安全面を考慮し、民家から最低でも10km以上離す計画を再検討してください。</p> <p>3.現在の建設計画が実行された場合、風車と民家の距離が近すぎます。自然豊かな加太での子育て、老後の生活を考える移住者がいなくなってしまう恐れがあります。そして、過疎化に拍車がかかります。よって、民家から風車までの距離を10km以上は離して再検討してください。</p>	<p>本事業における住居からの距離については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」（環境省、2010年10月）を目安とするとともに、弊社既設風力発電所の運転実績より、住居から1km以上の距離を離すよう風力発電機を配置しております。</p>
50	<p>2.準備書により民家から風車の距離が僅かに遠くなりましたが、民家から最低でも10km以上離すよう計画の再検討をすること。</p> <p>3.現在の建設計画を実施した場合、風車からの距離が近すぎるため、加太地区への移住計画を検討する人がいなくなり、加太地区の過疎化が懸念される。</p>	
51	民家に近い所への設置は困る	
52	<p>今年6月、自粛明けに初めて青山高原に行き、風車が見える見晴らしの良い場所にいきました。風が通る場所で、見晴らしのよさを味わっていましたが、長くは過ごせませんでした。駐車場からカフェ、カフェから展望台へ行くに連れ、頭が痛くなってしんどかったからです。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
53	綺麗な空気、緑、人が健康に過ごせる里山、伊賀阿波の里に風力発電所が建設される事に絶対反対します。高齢者や子供たちの未来の為にも反対します。	
54	健康被害が出る事がわかっていながら、今更風力発電事業を強行する意味がわかりません。誇りを持てる仕事をして下さい。	
55	<p>（仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業の中止を求めます。</p> <p>日本風力発電協会のホームページを見ると2011年から2018年まで毎年少なくとも1件(2014年は6件)の事故報告がなされています。</p> <p>検索すると2019年、2020年の風力発電事故の事例もあります。</p> <p>さらに近年は毎年のように台風や大雨、土砂崩れなどの災害が各地で起こっています。</p> <p>そのような中での建設はリスクが大きく、また環境や人体への影響への不安もあるため、私は風力発電事業の中止を求めます。</p>	<p>本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p>
56	<p>「（仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業に対する意見書」</p> <p>風力発電建設に反対します。</p> <p>今回のことではじめて風力発電の人体や自然、環境に及ぼす悪影響について知りました。これ以上、知っておきながら、人間の手で、この美しい地球を傷つけるようなことはしたくないです。</p> <p>どうか、お願いします。計画を中止にしてください。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
57	<p>加太地区民及び私個人としても風力発電施設については建設中止を求める（健康への被害が心配）</p> <p>尚、去る7/15、伊賀三地域からも風力発電の建設中止を求める要望書を県に提出されました</p>	

表1-3 (13) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
58	<p>景観、環境面で許容を超える 91 基もの風力発電機が建てられていることに日頃から青山から何とかしなくてはと考えています。更に 28 基もの計画はとてども容認出来ません。</p> <p>青山国定公園の自然や動植物の生態系を壊すことや周辺地域への低周波被害など自然にも人にも大変な悪影響を与える風力発電計画は中止し、壊れた山の土砂崩れ個所の修腹を行ってください。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び 国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはありません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p>
59	<p>何となく不安な感じです。あんまり賛成ではないです。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び 国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第 5 次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>

表1-3 (14) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
60	<p>助けてください！            わたしは現在 大阪に住んでいます。主人の実家が伊賀市富永にあります。義両親が高齢になり、ふたりでの生活が出来なくなり 最近 頻繁に帰省するようになりました。家に何回かシーテックの方が 義父を訪ねてみえました。義父は体調をくずし不在でしたので 用件を聞くと、風力発電を建てる予定で その予定地に うちの土地も含まれているということでした。その後 阿波の保護者の会からの手紙が ポストに投函されました。そこには 全く無知だった 風力発電の恐ろしさが書かれていました。心がざわつきました。</p> <p>いちばん怖いのは 健康被害です。今ある 笠取山風力発電の影響で 体調不良を訴えた方が 何人か実際にいらっしゃる、二重窓、エアコンをつけた方が実際にいらっしゃる。新しく建つ風力発電は笠取風力発電よりも さらに大きく、にもかかわらず集落に近いと聞いています。健康被害 笠取風力発電よりも増えることは間違いない ことではないでしょうか。そんな結果が予測されるような風力発電建設 辞めてもらえませんか？</p> <p>御社は言われています、「風車との因果関係が証明されない限り、風力発電は稼働し続ける」建って 健康被害が出て それからどうするという話ではなくて新しい風力発電は建てないでもらえませんか？建たなければ 何の問題も生まれません。現在の笠取山風力発電は日本 1 の大規模なもの聞いています、それなのにまだ更に風力発電が なぜ必要なのですか？〇〇さんは言われています、シーテックは、既存のウィンドパーク笠取、美里、青山高原で余りにも多過ぎる土砂崩れをどれ一つとしてまともに直せていない伊賀市が何度も勧告しているにも関わらず放置されたままであるこのまま地主に返されたら、地主は管理しきれぬのだろうか？</p> <p>うちの土地は義両親が亡くなれば 息子の主人が相続することになります、そしてわたし達が亡くなれば娘が相続することになると思います。不安でいっぱいです。新しい風力発電建設は中止してもらえませんか？そうすれば 不安は解消されます。どうか不安な風力発電建設は中止してもらえませんか？どうか 平安な日を取り戻せるよう願います。</p>	<p>ご意見頂きました事案につきましては、発電所運転開始後間もない頃、当時お問い合わせを頂きました時点よりあらゆる運転環境下の調査を実施し、その調査結果を報告させて頂くことにより、風車の発する音響による環境基準の超過や健康被害はないものとしてご理解頂いておりますが、事業を運営させて頂く企業として、細かな条件下における再現性の難しい事象への配慮や地域の皆さまとの共存共栄を継続すべく、弊社の最大限の対応として二重サッシやエアコン取付等の対応をさせて頂いており、今日に至るまで対象の住民の方々とは良好な関係を継続させて頂いております。</p> <p>また、本事業で設置予定の風力発電機（ロータ直径：82m、タワーの高さ：78.33m）は、弊社ウィンドパーク笠取風力発電所の風力発電機（ロータ直径：83.3m、タワーの高さ：65m）と比較し、同等の大きさであります。</p> <p>本事業により設置する風力発電機から最も近い住居までの水平距離は約 1.1km であり、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p> <p>なお、ご意見として「伊賀市が何度も勧告しているにも関わらず…」とありますが、そのような事実はございません。また、将来事業が終了する時点におきましては、弊社が責任をもって地権者さまとの協議を行い土地を返還することとしております。</p>

表1-3 (15) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
61	<p>◎環境影響評価法第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地により、次のとおり意見を提出いたします。この風車建設計画について地域住民として不安に思うところを述べたいと思います。</p> <p>世界各地で大型の風力発電施設で風車の騒音、振動、低周波、などの影響と思われる健康被害が報告されていると聞いています。私の不安は、そういったことがこの計画の施設が稼働したのちに、もし起こったらそれについての誠意ある対応をシーテックさんにはしていただけるのかということです。具体的に思い付きまずのは、先ずは速やかに風車の稼働を停止した上で、症状に対しての検査費用、治療費用、などの補償をしていただけるのかどうか、ということです。</p> <p>私は今計画地から少し離れた津市内に住んでおりますが、伊賀市阿波地区には知人友人も多く、彼等から聞いた話では、シーテックの対応の基準は因果関係の証明の有無によるものとされているとのこと。つまり、住民が彼らの身に起こった健康被害を訴えたとしても、因果関係が証明されなければ風車の稼働を止めたり、補償をしたりしないということ、であると理解しました。</p> <p>これは一見筋が通っているようで、実際は大変自分勝手且不誠実な態度に感じさせる可能性があるのではないかと感じました。何故ならば、鍵になる因果関係の立証には相当な時間がかかると思われますし、最終的に第三者による因果関係の立証というものがあつたとしても、風車稼働後に起こった健康被害の症状がその当人にとって自覚されている以上、先ずはそれに勝る因果関係の立証は無いと思うからです。ですから今計画の実施に当たっては、先ずこの一点、風車の稼働後に健康被害についての訴えがあれば、速やかに稼働をその症状が治るまで止める、治ったら動かす、また症状が出たら止める、、、を 2、3 度繰り返しての結果をもって因果関係の立証とするということを、シーテックさんにはお約束いただきたいと思います。それはまるで人体実験のようですが、現状ではそれ以外に方法はないと考えます。健康被害の症状の有無やその程度の強弱は人によって違うことが明らかである以上、最も過敏な人に基準を合わせなければならないのは当然です。実験台はその当人にしか出来ないわけでありますので。そして風車の稼働時に症状が出ることが当人によって訴えられたなら、該当風車の廃止を決定する。そのお約束をしていただくことをお願いしたいです。もしそれがお約束いただけないということであれば、この計画は予防原則に則って中止にさせていただきたいと思つています。また、それはまさしく命の選別にも当たる行為であり、社会的に大きな非難を浴びることになると思つていますので、シーテックさんの社名を汚すことになることも十分にご検討いただきたいと思つています。</p> <p>また建設にあたっての造成工事による自然環境の改変の影響についても、シーテックさんには対処し解消するための対応をしていただくこと、自然界への敬意をもって責任を果たしていただくことを、お約束していただきたいです。</p> <p>以上。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、先ずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p> <p>自然環境への影響については、本事業の環境影響評価において「動物」「植物」「生態系」「景観」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」の項目を選定し、事業による影響について予測及び評価を実施しております。これらの調査、予測及び評価の結果については第 10 章に記載しました。</p> <p>風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とします。また、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努めます。</p> <p>また、設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。</p>

表1-3 (16) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
62	<p>今、準備中の三重県伊賀市から津市にかけて布引山地北部の風力発電について</p> <p>以前より風力発電による健康被害が新聞テレビなどで報道されていますが実際被害に会われた方に話を聞きますと、どれだけ深刻かが分かります。また、山間地に建てられた巨大な風力発電が環境を破壊している実態を見て、風力発電の存在意義を見直さざるをえません。御社はそれらをどのように考えられているのでしょうか。お金が入るのであれば自分達の国土が荒れるのは仕方ないとお考えですか。</p> <p>ご自分達のせいで人々が苦しむのは仕方ないとお考えですか。</p> <p>人々が幸せになる工夫を一步から進めてもらえませんか。</p> <p>地主の方々にはマイナス面も伝えて、供に考えて下さい。</p> <p>商売の基本は、儲けではなく、双方の幸せと聞きます。よろしくお願ひします。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>なお、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>
63	<p>私は、幼少期、この阿波地区で育ちました。きれいな川、緑、虫の鳴き声、その季節を感じ、住んでいました。</p> <p>そこに、健康被害が多大な風力発電を何十基も建てるのは断固として反対です!!!</p> <p>他国ではもうすでに撤退している風力発電を阿波地区に建てる意味はありますか？</p> <p>クリーンエネルギーという言葉で市民を惑わし、目先の利益を得ようとししないで下さい。</p> <p>もし、これが建設された場合、色んな身体的な健康被害、発達障害などの脳障害、その他様々な精神障害など人間の身体に影響が出てきた場合、その責任は取れるのですか？</p> <p>そして、生物多様性の破壊、いまの日本の暮らしの破壊に拍車をかけることに対して、何も感じないのですか？</p> <p>家族や孫、その先も続く家族のつながりを、いまのあなた達の行動で破壊し、機能不全にさせる権利がどこにありますか？</p> <p>もし、ここにあなたの家族が住んでいて、あなたの行動で建設した風力発電で、家族が健康被害にあったらどう感じますか？</p> <p>家族を騙して、一生、風力発電を建てることに尽力するのですか？</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に5dBを加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より3dB高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>万一、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p>

表1-3 (17) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>三重県伊賀市に進められている(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業に反対いたします。</p> <p>人に与える被害があるにも関わらず伊賀地区に住まいを持つ住人の同意なしに事業が進められていると知り大変驚いています。</p> <p>どうか、住人を守って下さい。自然を壊さないで下さい。よろしくお願い致します。</p>	<p>風力発電による健康被害について、環境省ウェブサイトでは「風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音(交通騒音等)と比べて特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とされております。</p> <p>本事業による騒音(低周波音を含む)及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p>
65	<p>貴社の関わっておられる、三重県伊賀市に新たに風力発電施設開発の再検討を求めます。</p> <p>伊賀の豊かな自然を破壊するとともに、世界各地でも報告されているように、風力発電から発生する低周波音等による近隣への健康被害が想定されます。</p> <p>開発によってこれまで住まれていた方がたが、土地を離れざるを得なくなる可能性があるのであれば、事業によるメリットだけでなくデメリットについても住民に丁寧に説明し、事業の進退について検討していただいた方が良いとおもいます。</p> <p>三重県、伊賀市、その他の関係機関にも、同様の意見書を送らせていただいています。</p> <p>今後の真摯な対応をお願いいたします。</p>	<p>騒音(低周波音を含む)及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
66	<p>表記の事業について、撤回をお願いいたします。</p> <p>伊賀市の住民から、健康被害や土砂崩れなど災害を懸念する声が多く出ています。</p> <p>住民不在で決めるやり方も禍根を残すもので、反対の声があがるのも当然と思います。</p> <p>今からでも事業計画を中止してください。お願いいたします。</p>	<p>騒音(低周波音を含む)及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>本事業では、造成面積の70%以上に対し緑化対策を施すとともに、盛土部は緑化機能を有した「補強土壁工」を採用し、緑化を促進します。切土部は、土質に合わせた安定勾配とし、切土法面には、種子吹付工等緑化工法を採用し、法面の表層を保護します。</p> <p>一方、近年の予想外の豪雨等により、全国的に法面の崩落が多発傾向にありますので、万が一事業地内において土砂崩れ等が発生した場合には、作業員の安全と保守用道路の早期復旧を第一に優先順位を以って復旧対応を実施してまいります。</p>

表1-3 (18) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
67	<p>最近になるまでこんな近くに風車が出来ると考えてもみませんでした。勉強不足でここまで進んでいると知り、深く反省しています。</p> <p>家族の者が委員会メンバーで委員会に時々言っていたのですが、遠い所の話だと深く聞くこともなく今になってその資料をみたり、近所の人に教えてもらい環境のこと健康被害の事で不安と心配で投函致しました。健康被害の症状は睡眠障害をもとに頭痛、耳鳴り、吐き気、抑うつ、不安、腹、胸部の圧迫感、肩こり、手のしびれ、動悸、あごの痛み、脱毛、ストレス、脱力感など影響の範囲は半径2kmほどに及ぶとのと。</p> <p>子延は半径2km以内にほとんどの民家があります。健康被害がとても心配です。</p> <p>今までに2300kwの出力の所は近づくなくウインドパーク布引では2300kw28基の予定のようです。出力が大きければ、騒音、低周波音の健康被害も今までの2000kwの所より大きいのではないのでしょうか（青山高原ウインドファーム750kw）</p> <p>子延の人や阿波全部の人に健康被害のことメリットだけでなくデメリットを全員に説明が必要です。健康被害がぜんぜんなくてあたりまえで健康被害がでた場合、近い所の風車を止めていただけるのか。どのような対処をしていただけるのか解答お願いします。</p> <p>亀山では民家から最短2kmしかなく守る会が反対しているとのこと、子延地区では近い所で1kmしかなくほとんどの民家は2km以内です。</p> <p>静かで良い所だと移住して来ていただいた方もみえます。今から移住を考えている方もいらっしゃいます。</p> <p>子延、阿波地区全体の未来、祖孫の為にも健康被害のない静かですばらしい環境を守っていく責任が私達にはあります。風車をたてることに反対です。</p> <p>産業廃棄物</p> <p>もし風車が出来たとして20年後以降に廃棄する場合の処理はどこがするのか、もし災害が工事が始まって以降にでた場合復旧工事は全部シーテックでやってもらえるのか。地主としてかかわることは一切ないのか、解答お願いします。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p> <p>なお、本事業は風力発電機供用後の撤去費用を盛込んだ計画としております。</p>
68	<p>風車は、建ててほしい人のところへ建ててください。ありがたいと言ってもらえる人のところへ建ててください。私たちには必要のない建てものです。これから先あんなものを見て一生住ごさなければいけないと思うと、腹立しい、不安です。自分かわからないところで体に害をあたえ、わからないところで病気になっていく。私自身が、私の家族が私の友達か私の知人がそんなことになったらどうするのですが、「それは風車の影響ではありません」とかどうとか言うんでしょうね、きっと。それがわかっているから、絶対に建ててほしくない。その時また腹立しいのと不安なのがよみがえるのでしょうか。私は、絶対にそんなことは嫌です。建てるのであれば、あなたたちが、一度その風車のある所で住んでみたらいい。あの音あの影の下で。それで問題なければ、ちゃんとした説明が出来ると思います。知らないとかかわからないとかだと思いませんか。ぐらかした言い方をせずにはっきり言えるんじゃないですか？納得の出来る様な調査報告をして下さい。一つでも出来ない場合は、絶対どこにも建ててはいけません。加太の山以外でもどこでもです。絶対反対です。風力発電反対です。</p>	



表1-3 (19) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
69	<p>風力発電の建設に反対します。 世界中で風力発電による多くの健康被害が報告されています。 近隣の住民の方の生活を脅かすことはやめてください。 すべての人が安全に安心して暮らす権利があります。 健康被害が前例としてあるにも関わらず、その詳細を住民に周知させないままに建設をすすめるのは悪意ある行為です。 風力発電のための開発は一切必要ありません。 これ以上地球環境を破壊することはやめてください。 自然を壊してまで手に入れるものは必要ありません。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。 また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましては、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
70	<p>心身への悪影響への不安 その不安をさしおいてまで再生可能エネルギーの設置の必要性は考えられません 反対します。</p>	
71	<p>風力発電建設について反対します</p>	
72	<p>風力発電の設置に伴う、大量の森林の伐採、大量の山の切りくづし。きれいな水と空気、豊かなかけがいのない自然を破壊することは許されない。 現在、電気は余っていると言われている。そのうえ電気をつくり出すのに風がないと発電しない風力発電、太陽が出ないと発電できない再生エネルギー。この方法の開発に、火力と原発の安定した電気がないと使えないのではないのか。電気の性格「同時同量」はどうなるのだろう。 何よりも健康への被害が、一番心配なことだ。低周波、超低周波の被害は、もう、あなた方シーテックにおいても隠せないでしょう。地球規模で問題にないで来ている。日本でも南伊豆や、山口県などで問題になっている。 近くは伊賀市大山田、阿波地区でも、体調がおかしいと聞いた。いつかは公害に認定されるだろう。何故なら、この種の被害から避けられず、自死されたことも伝って来ている。 加太にも体力がついていない幼児やお年寄りがいられる。 そこへの被害は必ず出ると思われる。 そんなことにならないよう、私も訴えることを止められない。 (先日来の説明にならない説明会をささえてくれた、シーテックの職員さんには感謝もしている。パンフの全戸配布、会場の準備、まして、除キン。立場はちがえど、その裏方のみなさんにはお礼を言いたい。ありがとう。)</p>	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低く、エネルギー資源のほとんどを海外に依存しています。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、火力、水力、再生可能エネルギー等、多様な電源の特性を活かしつつ、バランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。弊社としましては、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。 また、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (20) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
73	<p>青山高原へ現在建っている風力発電の見学に行って来ました。</p> <p>まわっていないのが、沢山有りましたが、故障しているのは外国製なので部品取りが1年3ヶ月かかる。まわっていないだけでも設置者に責任がないとか、その場合でも電気は消費し続けるとのこと。今にも崩れそうな所に設置され、停電すれば一瞬で自爆するという無用の長物、これが28基も建つのですね。電気は十分に足りており、他国でも風力発電は百害あって一利なしと判断。撤退方向です。日本のメーカーも手を引き、外国の余り物・欠陥品をただ無責任に建てて行くのはやめて下さい。日本の山々は崩れ方向にあり、病んでいきます。穴を開け、増々崩す、生態系を崩し、低周波で子延(ねのひ)の集落で被害がでているとのこと。人間を破壊して行く。この世にあってはならない物です。ただちにやめて下さい。</p>	<p>風力発電機は、カットイン風速以下の風速時や台風等極端な強風時には運転することが出来ず停止しております。また、停止中も風が吹く方向に対して風車を正対させる等の制御を行うため少量の電力を消費します。</p> <p>ご意見頂きました電気は十分に足りていることにつきましては、日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p>
74	<p>ウインドパーク布引北風力発電事業計画について風力発電の必要性は現在はありません。</p> <p>これは県や市、企業が自分たちの利益のためだけに国から多額の補助金を受けて行っているだけです。原子力発電の仕組みと同じです。</p> <p>しかも、住民の意見は聞かない、健康被害が出ているという実状があるのを見ているふりして計画をすすめていく傲慢さ、これも原子力発電と同じです。</p> <p>青山高原にも風力発電が40基設置されていますが、ほとんど回っていません。補助金をもらうために時々回しているような感じです。</p> <p>私たちの子供たち、自然、環境、安全を守るために計画実施を中止していただきますようお願いいたします。</p>	<p>風力発電機は、カットイン風速以下の風速時や台風等極端な強風時には運転することが出来ず停止しております。また、停止中も風が吹く方向に対して風車を正対させる等の制御を行うため少量の電力を消費します。</p> <p>なお、本事業は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき計画させて頂いているものであり、補助金制度等の採用は一切ございません。</p>
75	<p>〇〇と申します。</p> <p>風力発電事業を中止していただけないでしょうか。</p> <p>すでに電力は余っていることや、風力発電の健康被害のことも聞いたことがあります。</p> <p>本当に日本国民の為になるとは思えません。</p> <p>どうか中止をお願いします。</p>	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p>
76	<p>伊賀は私の大切な地元です。</p> <p>これ以上大切なお金や労力を使ってまで、風力発電を作る必要性を感じられません。</p> <p>風力発電はよいものだと思っていましたが、色々調べるとそうではないと知りました。</p> <p>いったい誰が電気に困っているのでしょうか？</p> <p>これ以上、自然食を破壊するのはやめてください。</p> <p>住むところを失った動物たちはどうなるのでしょうか？</p> <p>壊したものは2度と戻りません。</p> <p>どうか、再度ご検討ください。</p> <p>よろしく願い申し上げます。</p>	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p> <p>本事業の対象事業実施区域及びその周囲の植生は、全体の約68%がスギ・ヒノキ植林により占められています。これらの植生の広い範囲においては、間伐等の施業が実施できないことによる不健全林化が進んでいます。本事業では設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。</p>

表1-3 (21) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
77	<p>風力発電建設に反対します。 私はさるびの温泉のあるあの土地、木、空気が好きで山の方へよく散歩しに行きました。 あの山の木が大量に切られ地が削られると考えると苦しくてたまりません。 電気は足りていると聞きました。 風力発電機は必要はないということではないでしょうか。 風力発電機は作られているものでそれ自体には罪はありません。 悪者にするのはかわいそうだと思います。 電気にもお世話になっています。 でも、過程と予測できる結果がひどすぎます。 自然破壊、環境破壊 それに伴う土砂崩れや獣害、健康被害、 考えるだけで病気になるそうです。 何一つ、いいところが見つけれられません。 大切な地元を破壊しないでください。</p>	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD 諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。 その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。 また、本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。 その他、土砂崩れ等の自然災害が発生しないよう、安全に十分留意して設計、施工いたします。</p>
78	<p>7/18の説明会に初めて参加させて頂きました。実際施工が始まった時の対応については、丁寧に下さる様に感じましたが、「利便性を求めると何かを犠牲にしないといけない」という考え方には納得がいきませんでした。又地域の発展との事ですが、加太に感しては過疎に拍車がかかるとも思います。又火力や原子力はそのままで風力も増やす=自然破壊増幅にしか感じれなく、風力発電は火力発電と併用しなくては成り立たない。単独では成立できない...無理に景観を変えてしまったり、健康被害が出る可能性のあるものを多額の費用を投じて作る意味は全く感じられなかったです。イメージ写真もシーテック側の都合の良い写真ばかりで、正直不信感すら感じました。住民が少ない地域は犠牲にしてもいいというような判断が残念に思います。科学が進歩している現代、犠牲なくして皆が健康・健全に暮らせる事ができるエネルギー供給源を可能にする研究をして下さい。誰かが犠牲にならなくては行けない。自然を犠牲にしてもいけない。そんな時代は昔人間がしてきた、おろかな産物だったと言ってもらえる様な、子供も大人も誰が聴いても納得できる計画とならない限り賛同できないと思いました。できてからでは遅いです。住民がこの地域に住めなくなる可能性が風力発電により0にならない限りは容認できません。</p>	
79	<p>6月に自肅が明け、初めて青山高原に行きました。 見晴らしが良く、風の通る場所でしたが、長くは滞在できませんでした。 駐車場からカフェ、カフェから展望台へと行くに連れ、頭が痛くなってきたからです。 友人も住んでおり、遊びにいったこともある阿波地区でも、風車を作る計画があると聞きました。 今年の長梅雨で、ソーラー電気が壊れ捨てられないゴミになっているという話も聞きます。 子どもたちの子どもたちの子どもたちに残すもので希望することは、人体や自然に害のないもの、そして、作ったあと責任を持てるものであることです。 このコロナ禍で、今、人は色々な経験を経ていると思います。電気が足りなくなることを恐れての対策より、今あるものから工夫していく生き方へ移行していく時期かと思えます。 今回のウィンドパーク布引北風力発電事業をそういった視点で見直し、白紙にすることを希望します。 シーテックの皆様が、その知恵と力でもって、社会に地域に地球に喜びを与える会社へとさらなる移行をされることを、心より願っています。</p>	

表1-3 (22) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
80	<p>今回、建設予定の知らせを聞き、色々調べさせていただきますと風力発電は当然発電量を人間がコントロールすることが出来ません。さらに「サマーピーク」時間帯においては風が吹かず発電量が不足します。</p> <p>従来の火力発電もあてにならない風力では減らすこともできず、かえって電気代が高くなることも懸念します。</p> <p>さらに貴社の職員の過去の言動で「風力発電は発電しなくてもよい、補助金をいただくのが目的です」との発言では、「地球温暖化を防止する」という信念が感じられない。健康被害が出てからでは遅いのではないのでしょうか。また、そのような状況での早急の対応も疑わしい。今一度、あなたが、あなたの大切な家族が、その状況下にいた場合で考えてみて下さい。</p> <p>何卒、よろしくお願ひします。</p>	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p>
81	<p>⑥太陽光発電はかなり増え、以前より自家発電も普及し、コロナのパンデミックによりCO<sub>2</sub>も減少しています。電力は足りているし、世界的には身体への悪影響のために中止傾向と聞いています。人口もこれから減っていきますし、空き家も増えています。貴重な自然環境を壊してまで、28基の風力発電が必要でしょうか。頻発している災害への復興支援やコロナの感染対策、経済政策よりも、地球温暖化対策の方を優先させるべきだとお考えでしょうか。私たちの税金は、私たちが健康で穏やかな生活を送るために使ってください。</p> <p>⑦建設による住民へメリットよりもデメリットの方が多いと思います。具体的にメリットな点を教えてください。</p>	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低く、エネルギー資源のほとんどを海外に依存しています。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、火力、水力、再生可能エネルギー等、多様な電源の特性を活かしつつ、バランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
82	<p>「(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業に対する意見書」</p> <p>布引山地への風力発電の建設に反対、増設に反対です。なぜなら、この建設にかかわる疑問や不安、質問に対して、貴社が誠実に対応し、住民、市民に納得がいくような説明をしていないからです。同じ市内の加太地区の方々が風力発電について学習会を開き、既設の風力発電がどのような自然破壊と現状であるかを実態調査し、外国も含めて風力発電による騒音や低周波などの被害の実状を知り、危惧を何度も表明してきました。そしてそれを貴社の説明会などで質問し、意見を述べても納得のいく回答がされたことはありません。亀山市の反対で、亀山内での建設は計画変更になりましたが、津市や伊賀市の近接地区の方々は加太地区の方々と同じ不安や疑問を抱えています。このままの計画での建設を認めるわけにはいきません。</p> <p>そして、加太地区をふくめ、私も高校生のときから何度も眺め、散策し、親しんできた自然豊かな布引山地にさらに巨大な風力発電が設置され、自然破壊はもちろん景観を著しく損ねることは明らかです。</p> <p>また、そもそも風力発電を増設することが、エネルギー資源を再生エネルギーに転換し、二酸化炭素の削減や化石燃料依存の発電を変えていくことになら役立っていないことも明らかです。なぜなら、様々な説明会などで専門的な研究をしている方が、データの提出を求めても、提示できず、根拠もはっきりしないからです。</p> <p>過去に建設した風力発電による環境破壊の状況が放置されている現状も写真などで拝見しました。その修繕や新たな計画による自然破壊への懸念にも責任をもった対応をしているとは思えません。</p> <p>よって、貴社の計画どおりの建設を認めるわけにはいきません。これまでの不安や懸念、疑問や質問に再度説明会を開いて誠実に答え、住民の理解と合意ができるまで建設はすくなくとも進めるべきではないと考えます。</p>	<p>景観については、風力発電機の塗装を周囲の環境になじみやすいように明度、彩度を抑えた灰白色とすることや、地形の改変面積を最小限にとどめ、造成により生じた法面については緑化に努める等影響の回避低減を図ってまいります。</p> <p>また、日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p>

表1-3 (23) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
83	<p>難しい事はわかりません。しかし、私は、家の2階の窓から見える朝の山の景色が好きです。風車が建てばその気分の良さは失われるでしょう。そして、風車によって生じる人体への影響を、風車を見る度に“想像”だとしても感じるでしょう。実際がどうであれ、精神的苦痛を受けるでしょう。しかし、あなた達は、証明ができないと言って、何もしてくれないのではないですか？近くに住んでいる人間の気持ちがわかりますか？台風・大雨・強風・大雪の度に、不安を感じながら過ごす事になるでしょう。大切な子孫を守る為に、こんな思いはさせてはいけません。私たちは、一体どうすれば今の生活を守れますか？建ててもいいと地域住民全員が賛成する場所を探して下さい。もしくは、誰も嫌な思いをする事のない方法を考えて下さい。何度説明会をされても、100%大丈夫と言い切れないのならば中止して下さい。</p> <p>風車を建てたいと思っているあなたたちは、一度15年ほど、実際に、建ってる場所に、住居を移し、その報告をしてもらったらどうですか？</p> <p>最後に、私たちは、貴社にどの様にお願ひすればこの計画を中止してくれますか？</p> <p>※このコロナウィルスで、たくさんの人が色々と考えているのに、こんな時に、人を集めて説明会などやめて欲しい。計画を中断してでも、やめて欲しい。結局、全てにおいて、危機感がないのでしょうか。私たちの生活に。</p>	<p>本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p>
84	<p>風力発電は強風が吹きつづけないと使いものにならず、不安定はな風力を支えるために火力発電所が待機しているため、温暖化対策にもなっていないこと。お金もうけのために自然をこわし、20年度後無事安全に撤去できるかわからない風車を建てるのはもうやめて下さい。</p> <p>私は京都ですが、誰に話しても、それはとんでもない話だね、と言われます。こっそり田舎で風車を建てられる時代はもう終わったと思います。</p>	<p>風力発電機は、風がないときは発電しないため、工場や一般家庭等の消費者が必要とする電気は、電力会社の火力発電等から供給されます。一方、風力発電機が発電しているときは、電力会社の火力発電等はその分だけ出力を低下させることで、需要と供給のバランスを調整しており、これにより風力発電によるCO2削減効果が確実に現れると考えております。</p> <p>なお、火力発電は、発電機を停止するか発電機への燃料供給を自動的に抑制することで出力を減らすことができますので、燃料を使用したまま蒸気を無駄に逃がすことによる出力の調整は行っておりません。</p>

表1-3 (24) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
85	<p>今日 2020年7月19日 三重県阿波、〇〇で開催された 「風力発電ってどんなもの？まずは知ってみよう」に参加しました。 建設大反対の意見です。 三重県伊賀市から津市にまたがる布引山地北部の尾根に大規模な風力発電所を建設する計画が進められている。 建設予定地の付近にお住まいの方も、風力発電が建つことを知らない人が多いとも聞きました。わたしは、奈良県に住んでいて建設予定地からは遠いですが、もし、じぶんの住んでいる地域にデメリットのある建造物が建つと知ったら、どんな行動したらよいかと考えました。 しかも、国の補助金も降りると聞きました。 補助金が降りるということは、国も認めたゆうコトでしょうか?? 建設予定地の住民、すべての人に承諾を得てからの建設予定ではないのでしょうか？今回の業者！株式会社シーテック。の説明会メリットばかりの説明と聞きました。録画されたものも見ました。国の許可されるかた、シーテックのかた達は、じぶんが住むところに風力発電建設賛成できるのでしょうか?? わたしは、今日の説明会に参加してぜったいに建ったらあかん！と思いました！ 反対しています 健康被害など、海外で起こったコト日本で起こらないのでしょうか？ 今の日本に風力発電は必要なのでしょうか？ 疑問だらけです。 知るコトが大切と聞きました。 子ども達に話すと、なんで大人はそんなコトするの??と5年生と1年生の娘も言います。 5年生や1年生の子どもが疑問に思うことを。 地域の住民みなさん、一緒に住む子ども達がわかる言葉で理解できる説明をお願いしたいです。 よろしく願いいたします。</p>	<p>本事業は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき計画させて頂いているものであり、補助金制度等の採用は一切ございません。 各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。 また、弊社は三重県及び津市が主催する環境行事へ参画しており、既設風力発電所周辺地域の小学校へ出前教室としての講師の派遣や一般のお客さまを対象に風力発電施設の見学等にご参加頂ける機会もございます。</p>
86	<p>布引山地への風力発電の建設、増設に反対の立場で意見申し上げます。 亀山市長も意見しているように、貴社の開発は、亀山市の第2次総合計画に位置付けられた自然資源の保全、森林・里山・農地の保全、多様な生態系の確保などに逆行するものである。亀山市民がなぜ亀山を愛するのか、市民アンケートを何度やっても、『自然の豊かさ』が一番に挙げられる。自然は壊れたら元に戻すのは大変困難である。貴社による住民説明会の報告を聞いても、人々の暮らしを守ろうとする誠意は感じられず、自然への畏怖の念のかけらもなく、自然が守られる確信は持てない。青山高原の自然が壊されたまま放置された無残な姿を見ても、これ以上こんな蛮行を許すわけにはいかないという思いを強くする。何より住民がこれほど不安や怒りをもって開発に反対しているままで突き進むべきではない。亀山だけではない。布引山地だけではない。エネルギー問題の研究は必要だが、住民の命も暮らしも自然も顧みないずさんなままの開発はあってはならない。風力発電の建設・増設は断念していただきたい。 以上意見とする。</p>	<p>本事業は、環境影響評価方法書の段階では、亀山市域を対象事業実施区域に含め、計画を進めてまいりましたが、亀山市長より「本事業の亀山市における計画地は2010年指定の「亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉦区禁止地域」にすべて含まれていること、神武谷川は、県により土石流危険渓流に指定されていることから、進入路を含めた本事業区域の設定を再度検討すること」との意見を受け、亀山市域を対象事業実施区域から外した経緯にあります。 また、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (25) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
87	<p>ウインドパーク布引北風力発電事業を中止、撤回して下さい。下阿波での説明会に参加しましたが、環境影響評価準備書は工事中の騒音について事細かに頁をさいており、住民が一番気にするであろう、稼働時の騒音や健康への影響、生態系への影響はわざとかなと思うほど扱いが少なく、中身も不十分なものでした。住民からの切実な不安の訴え「あなた方は風車の近くに住みたいと思いますか？私達に人柱になれと言うのですか？」の質問に答えることなく、形だけ、アリバイ作りのように開催された説明会に絶句し、あきれました。今はインターネットですぐに情報が広がる時代です。風力発電のイメージが良かったのは昔のこと、調べればすぐに世界各地、日本各地で大きな被害が出ていることが誰の目にも明らかです。後に水俣病と並ぶような公害として巨大風車事業は扱われることでしょうか。どうぞ良心をとりもどし、考え直して下さい。ところで、風車の事業費は全国の一般市民の電気代に含まれている再エネ促進賦課金で賄われているそうですね。その風車の電気（発電できれば）を使うわけでもない多くの人々がなぜシーテックの利益を負担しなくてはならないのでしょうか。知った人は皆おこっていますよ。</p>	<p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）」に規定される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じてご負担頂くものであり、賦課金単価については、担当省庁により決定され電気料金に適用されているものです。</p> <p>また、本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p>
88	<p>当設備建設による、地域貢献が得られないと判断したため反対致します。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>

表1-3 (26) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
89	<p>世界はSDGsとして17のゴールに向けて達成のために、持続可能な開発目標をかかげています。世界や国はこのSDGs達成に向けて努力していくのではないのですか。</p> <p>なのにシーテックさんは新たな一歩ではなく、風力発電ですか？</p> <p>これはSDGsでいう、11 住み続けられる街づくりを、13 気候変動に具体的な対策を、15 陸の豊かさを守ろうには、少なくとも反すると思いませんか？</p> <p>本当に良いと思って作られるのでしょうか。他人のため、世界のために、考えてみてはもらえませんか？</p> <p>世界ではもう古いとされることを日本はまだまだ慣習にとらわれて続けている傾向がありますよね。医療や薬剤もそうです。</p> <p>CO2削減がいかに必要か、温暖化の地球にいて肌で感じませんか？</p> <p>また昨今、異常気象により過去に例を見ない大雨、土砂災害が発生しています。近くに民家がある場所に風力発電をたてて、本当に安全といえますか、もし風車が民家に倒れたときに、保証できますか。根本、本質を見抜いた上で、本当に人のためになることをしてほしいと願います。</p> <p>伊賀は自然を考えているお店もたくさんあり、都会から移住したいと思ってくれる方もたくさんおられると思います。</p> <p>また説明会でも、移住したいと思見学にきたが、風車が立つならやめておく、というような発言がありましたよね。</p> <p>なぜ三重なのでしょう、なぜ伊賀なのでしょう、名古屋でないのはなぜなのでしょう、あなたの家の近くでないのはなぜなのでしょう。</p> <p>私は風力発電の建設に反対いたします</p>	<p>SDGs(持続可能な開発目標)では、17の目標と169のターゲットが掲げられています。</p> <p>「11 住み続けられるまちづくりを」のターゲット11.aでは「各国・地球規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。」としています。これは、事業計画を通じて経済、社会、環境面で地域協働を検討する本事業の目的に一致するものと考えています。</p> <p>「13 気候変動に具体的な対策を」のターゲット13.2では「気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。」とされており、本事業計画はこの目標のもと低炭素社会、地球温暖化対策を掲げる国または地方自治体の取り組みに一致するものです。</p> <p>また「15 陸の豊かさを守ろう」の目標については、陸上生態系の保護や回復だけでなくその持続可能な利用を推進するものであり、そのターゲット15.2では「あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。」としています。本事業では、整備する管理用道路を地域の林業事業に活用頂く計画であり、このターゲットにも一致しております。</p> <p>その他、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に対しては、本事業計画はその全てのターゲットに一致しています。</p> <p>風力発電には、年間を通じて良好な風が吹いていることが大前提となります。三重県の布引山地は全国屈指の好風況地域でありますので、良好な風況を生かした本事業の実施により、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>
90	<p>子供の世代に今の加太を残したいので風力で何かあるかわからない工事をしてほしくないの今回事業はやめてほしい</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
91	<p>平成29年9月21日付、経済産業省産業保安グループ電力安全課より意見書が出され、総論では、地元関係者等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこととなっておりますが、行われていますか。多くの住民(ほとんど)は反対の意思表示をしており到底理解はしていません。</p> <p>さらに自然環境や鳥類に対しての影響等さまざまな検討をする事になっておりますが、今回の評価準備書に書かれている内容では不十分です。</p> <p>もっときめ細やかな説明及び配慮が必要だと強く思います。申し訳ありませんが、この事業には反対です。</p>	<p>各自自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
92	<p>大山田に住む友達からこの話を聞きました。友達がこの風力発電によって体に異変が出たりしないかととてもとても心配しています。</p> <p>風力発電はエコでとてもいいことだとは思いますが、自然を破壊することは絶対に反対です。</p> <p>何より地元の方が納得されることが必要だと感じます。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p>



表1-3 (27) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
93	<p>今日、学習会の後に現地見学に行きました。子延地区から見た笠取りの風車の大きさに驚きその風車の1.5倍もの大きな風車をこんな近くの山に28基も建てられるなんてぞっとしました。しかも子延地区の風上に建てられると音や低周波がそのまま、地区に降りて来る。更にその先には小さな山がそれを更に地区に戻してしまうのでは？と思われる地形。こんなに自然豊かな地区の景観を壊すばかりか低周波で地区全体がゴーストタウンに成るなんて許せません。しかも風力発電は建てれば補助金が出れ儲る。建ててしまえば、あとはどうなっても構わないと聞いています。20年後本当に現状回復まで積戻取れますか？</p>	<p>本事業で設置予定の風力発電機（ロータ直径：82m、タワーの高さ：78.33m）は、弊社ウインドパーク笠取風力発電所の風力発電機（ロータ直径：83.3m、タワーの高さ：65m）と同等の大きさであります。</p> <p>また、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
94	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電の使用期間は何年ですか</li> <li>仮に20年としてその後はどうするのですか</li> <li>私達の危機管理として20年後にシーテックが存在しているかわからないので風力発電の設置だけでなく撤去までの計画を示してほしい。</li> <li>・風車の見学会があった様ですが、今回設置する風車は見学会の風車の3倍もある。したがって、ペラ、回転軸、ギヤー、ベアリング等大きく異なる。騒音も異なる。</li> <li>見学するのであれば、今回設置する物と同じでないという意味がない</li> <li>・風量発電を設置した場合、獣が村に降りてこないか</li> </ul>	<p>本事業は風力発電機供用後の撤去費用を盛込んだ計画としておりますが、根拠等詳細につきましてはお答えすることが出来ません。</p> <p>また、弊社既設風力発電所で運転する風力発電機は、本事業で設置予定の風力発電機と同等の大きさであり、各自治体や関係地域の自治会等団体で既設風力発電所をご見学頂くことは可能です。</p> <p>なお、獣害につきましては、生息するシカ等多数の野生動物が、風力発電施設の工事により山里に移動する、また増加するとした科学的な知見は確認されておりません。</p> <p>本事業では、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、工事量を必要最小限とする計画ですが、周辺地域における獣害等の状況については、県内の広域状況の情報収集にあわせ、地域の皆さまから積極的な情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討してまいります。</p>
95	<p>心地よい自然に囲まれた阿波の地域に、この度、風力発電の建設計画が進められていることを知りました。知れば知るほど、風力発電事業は必要ない、という思いでいっぱいです。</p> <p>新たな風力発電の建設を取りやめ、すでに風力発電建設によって発生している諸問題に真摯に向き合ってください。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p> <p>また、本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
96	<p>「（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業に対する意見書」</p> <p>伊賀市阿波地区に限らず、説明や検証が十分でなく、安全と安心の保証のない風力発電の建設は中止していただきたいです。建ててしまったら引き返しがつかないと思います。お金は大事に使わないと、もったいないです。いつか世界を不幸にする可能性にすることはいくらかありますが、風力発電建設となれば規模があまりに大きいと思います。どうか考え直して下さい。お願いします。</p>	<p>「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
97	<p>（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止、または地域住民とのさらなる話し合いとその間の事業の中断、を求めます。</p> <p>近隣地区に風力発電の計画のあることも、隣接地区住民の友達から伝え聞き、そのことに対する話し合いや経過の内容を追いかけています。全貌をまだ読んでいない中でも、貴社の説明の内容に不信感を覚えます。</p> <p>住民みなさんの反対意見が徐々に少なくない数でできているということは、貴社の事前説明が不足していた、ということ。わたし自身が風力発電全般に反対意見でもあり、会社としての方針を考え直す必要を感じます。</p>	
98	<p>それに、風力発電に地域住民の7割以上もの人が反対しています。本当によいものであれば、7割もの人が反対するわけがありません。これは、このまま事業が進んだら、民主主義に反する行為です。三重県に風力発電を作ることは断固反対です。</p>	

表1-3 (28) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
99	<p>まずは結論より申し上げさせていただきます。                      ウィンドパーク布引北風力発電事業には強く『反対』致します。                      この数十年、風力発電を始めて以来、地元住民への健康被害について、耳を傾けていただけてますでしょうか？                      実際に居住する者の切なる苦しみを是非ともおくりください。                      計画推進により、地元活性化ではなく、過疎化が進むことは間違いありません。                      特に今回の事業にはメリットが見出せず、デメリットだけが先立っております。                      何故そのような事業を推進されるのか。                      世界が大きく変化しようとしている時です。                      前例云々、計画云々を一旦置いて、新しい生活というものを、『住民共々』考えて行ってください。                      その先駆者として株式会社シーテック様になっていただきたい。                      重ねて申し上げます。                      今回の風力発電建設には強く『反対』致します。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。                      また、地元活性化につきましては、今後事業計画を進めていく中で、各自治体、地域住民の皆さまと協議し、ご要望を把握したうえで、必要とされる貢献策を検討してまいります。</p>
100	<p>当設備建設による、地域貢献力にとぼしいと判断したため、反対致します。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。                      また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
101	<p>さて、本件に戻ります。現在の異状気象は地球温暖化現象だと気象庁は捉えています。                      貴社の環境影響評価準備書が小生の手元に有ります。よく調べてみますと、気候が平時の調査ばかりです。現代の異状気象からくる（水質汚染、土砂災害、動植物被害、鉄塔崩壊等々を考えますと、何一つ参向になる史料は見当たりません。もし豪雨が襲ってきたら、いや二年に一度、繰り返して豪雨が来たと考えますと、今の調査結果では到底受け入れる事は出来ません。                      災害に襲われるたびに想定外だと逃げられませんよ...                      風力発電も自然との共存です。何が起るか見当が付きません。それが自然の猛威なのです。大手企業は、すでに気候変動対策として洋上風力発電に本格的に舵を切ろうとしています。海上は海上なりに問題はあろうと考えますが、陸地より海上のほうが障害が少ないと思うのですが、取り敢えず切り切り替えるなら今です。そして撤退するなら今です。</p>	<p>水質、地形及び地質、土地の安定性、動物（陸域）及び植物（陸域）に係る現地調査は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）を参考に適切な調査期間を設定しました。                      最寄りの気象官署の上野特別地域気象観測所において、現地調査を実施した2018年春季から2019年夏季にかけての平均気温は、2018年春季、2018年夏季及び2019年冬季が平年よりかなり高く、2018年秋季、2019年春季及び2019年夏季が平年より高くなり、特に2018年夏季は1937年の統計開始以降で最も高い記録となりました。降水量は、2018年春季及び2019年夏季が平年よりかなり多く、2018年夏季及び2019年秋季が平年より多く、2019年冬季及び2019年春季が平年並でした。                      また、水環境の予測に用いた降雨条件のうち10年確率降雨強度188.9mm/h（柘植ブロック）は、気象庁による国内の気象観測結果で既往最大1時間降水量153mm/hを超えるものです。                      なお、風力発電事業については、陸上か洋上かではなく、それぞれの事業特性及び環境影響を評価し、事業化を判断させて頂いております。</p>

表1-3 (29) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
102	<p>布引山地への風力発電の建設、増設に反対です。安全は第一である。安全無くして安心は無い。今までどおり暮らしてきた環境を維持するのは当然である。だから、(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業計画を中止して当然であると考えている。亀山市加太地区のエリアに風力発電風車が建設されないから良いという問題では済まされない。加太地区の住民 474 名 (73%) の事業計画反対の意見に対し、(株) シーテックは住民の意見を無視し、誠意のない回答ばかりである。中部電力グループとしてのコンプライアンスを遵守されているとは思えない対応である。私達加太地区の住民は、加太地区から風力発電風車を 1mm も見たくない。自然豊かな景観を風力発電風車に変えないでほしい。亀山市が定めている土砂災害警戒区域は、花崗岩の地形であり、土砂災害の懸念が考えられる。その為、伊賀市、津市、亀山市の市境も同じ様に非常に危険な場所であり、風力発電風車の建設をしないでほしい。騒音、低周波音による睡眠障害の懸念もあり、民家から最低 10km 以上は離して建設するべきと考える。住民の十分な理解を得られていないのに、建設を強引に進めるやり方はやめてほしい。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013 年 3 月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV 送電特別委員会環境部会、1981 年)によれば、垂直見込角が 2.0 度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では 1.4 度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p> <p>また、本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020 年 3 月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p>
103	<p>④シーテック社の風力発電事業 20 年間の布引山系の公害について 公害 2 (株) シーテック社の笠取発電所 ④ (株) シーテック社の風力発電所公害は騒音公害、景観公害、影の公害、山林の破壊があります。発電所施設の崩落の土砂は津市の長野川、伊賀市の服部川に流出している。長野川への影響は①土砂が川のふち(深み)を埋めて魚が住めなくなっている。日本ウナギの遡上にも影響が出ていると感じる。津市片田町の水源地の取入口は水源地迄トンネルがあるが土砂で埋まる。大雨災害予防に三重県及び津市は公費で土砂を取り除いている。</p> <p>⑤平成 25 年 4 月 7 日(日) 発電機(ナセル)の落下事故 公害 3 (株) シーテック社の笠取発電所 ⑤平成 25 年 4 月 7 日ウィンドファーム笠取 19 号機はナセル落下事故が発生。発電所は無人運転で、ナセル落下の事故の通報から確認までに数時間かかったと聞いた。事故の状況は家の中にいて、ジェット機が低空飛行をしてきたかと思うぐらい凄まじいごう音と、風圧で家もろ共飛ばされると感じた。(後流が発生したことによる)と後で知った。翌日地元の者が状況説明をしているニュースが流れた。事故機の柱は「く」の字に曲がり、プロペラ 1 枚は柱に巻き付き、部品は 100m 以上散説したと聞いている。事故の原因は回転制御部品の故障と後日説明があったが、集落は人的被害、物的被害が無かったので(株) シーテック社も行政も謝罪及び聞き取りは無かった。</p> <p>⑥ウィンドパーク布引北事業に③の騒音苦情、⑤の事故の教訓を生かした改善は行っていない</p> <p>⑥ウィンドパーク布引北発電所は集落との離隔は 1km~2km と、ウィンドファーム笠取発電所とほぼ同じです。騒音問題、事故を想定すると、集落到及ぼす危険は笠取発電所と同じと想定する。笠取発電所の騒音苦情、落下事故の反省及び改善は行わずにウィンドパーク布引北発電所建設を行おうとしている、企業は品質向上のために改善は基本(プラン⇒ドゥ⇒チェック⇒アクション)の考えがない危険な会社と感じます。</p>	<p>④ご意見として頂いた内容につきましては、事実関係が確認できませんでした。</p> <p>⑤及び⑥弊社ウィンドパーク笠取風力発電所における風力発電機倒壊事故の際は、大変なご迷惑とご心配をお掛けしたことをお詫び申し上げます。弊社は当該事故を教訓に様々な対策を講じてきております。本事業におきましても、それらの知見を最大限に活かして万全の対策を講じてまいります。</p>

表1-3 (30) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解	
104	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が伐採されれば、山はだが見え風水害により山がくずれ良好な景観もなくなり災害となる恐れがある。</li> <li>・自然環境が損なわれ、植物、動物、等が絶滅することが考えられる。</li> <li>・きれいな水がなくなり水の濁りがおこりわれわれの生活をおびやかすことが考えられる。</li> </ul>	<p>本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p>	
105	<p>景観 騒音 振動 建設反対です。 健康被害の懸念がある。 景観を損ねる。</p>		
106	<p>風力発電建設について 山林、水、空気と自然ゆたかな地区に風力発電建設とは騒音、震動、汚染等の公害、人間の健康を害する自然環境を破壊する建設は反対です 自然ゆたかな環境でこれからの人生を過ごす子ども達の生活を奪う様な建設は反対です。</p>		
107	<p>騒音、振動による人体への影響、生態系を壊すので反対です。</p>		
108	<p>騒音、振動による人体の影響、生態系を壊すので反対です。</p>		
109	<p>加太の環境を守るために、事業に反対します。</p>		
110	<p>立地場所、人体被害、自然破壊等の問題があるので反対します。</p>		
111	<p>豊かな自然がたくさんある子延が大好きです。その環境が、風車によって少しでも変化するということに、すごく不安を感じます。風車の建設 反対です。</p>		
112	<p>健康被害につながる 環境破壊 不安な事ばかりなのでやめてほしい、</p>		
113	<p>民家に近い為、景観及び環境を損ねる恐れ有り。 また、羽がとれる強風等が、想定外の気候により、今後起こりうる可能性大で、住民が安心して、暮らせない。風力発電には賛成だが、もっと民家から遠い所での設置をお願いしたい。</p>		<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。 また、住居からの距離については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」（環境省、2010年10月）を目安とするともに、弊社既設風力発電所の運転実績より、住居から1km以上の距離を離すよう風力発電機を配置しております。</p>
114	<p>山を切り拓き沢山の風車・・・思っただけでも景観が悪く土砂災害になる可能性が大きく動物・植物にとっての影響又その事が人間にも繋がってくると思います。 目に見えない事での健康への不安でありますしとても嫌です。 長い将来に渡っての調査それに危機管理 補償の問題等不十分だと思います。呉々も自分の身になってお考え下さいます様お願い致します。</p>		<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (31) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
115	子延公民館付近より現在見えている笠取山の風車は、3-5km から 5km の間に見えているものだが、とても大きく見ている。 それなのに、布引の計画のものは、1km、2km と子延地区にとっても近い、今見えている風車よりも大きく見えるのであれば、それなりの人体への影響が考えられる。景観も損なわれ、民家の裏山であれば、土砂災害の恐れもある。 何かあってからでは遅い。人の生活、命に関わる事を簡単に認める訳にはいきません。	本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 本事業の風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とします。また、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努めます。その他、設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。
116	生き物などのいのち ・音がうるさいこと ・山を、こわすとき、植物、動物、虫などの、いのちをうばうこと ・きれいな川の水で、楽しく水遊びできているのに水がにごってしまうので、楽しく遊べなくなることがいやなこと なので、風車をたてるのはやめて下さい おねがいします！	本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 本事業の風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とします。また、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努めます。
117	風力発電はいらない 土地の安定性 動物 生態系に関係している為 自然豊かな風景が良い。	本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。
118	何度か説明会にも行かせて頂きましたが、全く納得できません。景観、人体への安全性、将来への不安もすべて含め、反対します。やめて下さい。	各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。
119	ウインドパーク布引北風力発電事業に対する意見書 風力発電による地球破壊はやめてください。 これ以上地球を壊さないでください。 私たちは今まで地球を壊し続けてきました。 そのせいで今地球が悲鳴を上げているのがわからないのですか？ 気候変動、ウィルス、獣害、健康被害。 これ以上住みにくい地球にしないでください。 絶対反対です。	本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。
120	「（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業」に反対します。 住民の健康被害の懸念もあり、自然保護の観点からも、私はこの事業には断固として反対します。	
121	ここ数年来の気候異状、地震の多発その他など色々考えると、今迄のデータでは計り知れない事が起こり得ます。 当加太地区もしくはその近くには風力発電は必要ありませんので全面的に計画の変更をして下さい。 美しい自然はそのまま	風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。

表1-3 (32) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
122	環境が変わると住みにくくなる 今のままの加太を次世代に残したい	本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。
123	風力はいらぬ 加太の自然をこわさない様に	
124	私はペースメーカーを付けてます。風力は体に良くないと聞いてます。から、山の方には近いからやめてほしいです。自然の山の中で生活したいです。	本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。
125	本件の意見は専門知識がいので風力発電が出来た為に現自然、住居地の環境に変化が無い様に願います、風力発電が出来なければ現状通りの生活が出来るので絶対に反対です。	
126	今のすばらしい環境で楽しく子育てしているのに健康被害、環境破壊するものを建てないで下さい。子供達に何かあっても因果関係がないと逃げられて泣き寝入りするのは嫌です。風力発電の建設は反対です。	本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。 また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。
127	低周波を発生するため反対 景観損ねるため反対	騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 また、景観につきましては、風力発電機の塗装を周囲の環境になじみやすいように明度、彩度を抑えた灰白色とすることや、地形の改変面積を最小限にとどめ、造成により生じた法面については緑化に努める等影響の回避低減を図ってまいります。

表1-3 (33) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
128	<p>ヨーロッパや他県で、県内でも睡眠障害に悩んでいると耳にしました。山里にはご高齢の方が多くと思います。健康者以上の配慮をお願いします。</p> <p>現在、風力発電で発電された電気は余剰分であることや20年しかもたないこと、他国では負の遺産と言われているとききました。今、残っている緑や動植物の住環境や人への健康への影響を考えると本当に必要なか疑問です。次の世代のことを考えて、実施してほしいです。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に5dBを加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より3dB高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましては、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
129	<p>風力発電の実態 健康面では、災害面では、私たちは大山田の風車建設に反対します。風力発電は強風時以外では、ほとんど稼働せず、建てても意味が無いことが明らかとなった。（視察に行きました。）風力発電が人体に与える影響は大きく、低周波、騒音による影響により、不眠や自律神経失調症、自殺者まで出ていると言われている。風車周辺の山の土砂崩れが起こった際の対応が不十分である。</p> <p>自然環境の面では、風車設立による、森林伐採による生態系の崩壊が懸念される。（クマタカ、ノリス、アマガエル、トノサマガエル、シュレーゲルなど）無駄なCO2の増加なども</p> <p>オーストラリアでは、風力発電による人体への被害が急増し、引越する人も出ている。</p> <p>最後に、私達は、シーテック側を単につぶしたいとか述べているのではない。人体や生態系への異常が証明されていることは人としてやめましようということである。</p> <p>できるだけ、訴訟問題も避けて合意して頂くことを望んでいます。もし、どうしても風力発電の建設を考慮されるのであれば、人気の無い海岸かどこかに風力発電の専門家である〇〇さんと話し合って意見を聞いてから大山田以外の場所で安全性を確保して検討頂ければと思います。</p> <p>以上</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>本事業の実施にあたっては、変更面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p> <p>また、土砂崩れ等の自然災害が発生しないよう、安全に十分留意して設計、施工いたします。</p>
130	<p>健康被害、環境の変化等、心配な事が多いから、風車の建設には反対です。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
131	<p>不整脈心臓病と低周波音による不眠がつづくくと脳細胞がくたびれきてしまいます このような健康被害はたえられません</p> <p>土砂崩れなどの被害もとても心配です</p> <p>◎巨大風車立てていません。</p> <p>私たちは自然豊かな、この阿波の土地で安心して暮らしたいのです</p> <p>風車はいりません風車建てないで下さい</p> <p>お願い致します</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (34) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
132	<p>現時点に於いては、布引山地での風力発電の増設に反対です。</p> <p>私たち家族は、4年前に風光明媚で人心の温かい加太に引っ越してきました、これまで大変満足して快適な日々を送っています。</p> <p>ところが、この地の近くに風力発電の風車が増設される計画が持ち上がっていると聞いてがっかりしています。</p> <p>もし、引っ越し前にこの話を耳にしたら、絶対にこの地を選ぶことはなかったでしょう。</p> <p>自宅や近隣で風力発電の風車が低周波の騒音をまき散らしながら回転する様など見たくもありません。</p> <p>シーテック社の皆様は、役員をはじめ全社員が、加太地区の住民の過半数以上が風力発電の増設に反対であることは重々ご承知のことと思います。</p> <p>私たちが、なぜ反対するのかを考えてみたことはありますか。</p> <p>私たち住民は、地球の温暖化を防止することは、人類の喫緊の課題であることは十分に認識しています。</p> <p>風力発電が地球の温暖化を防止する手段の一つであることも認めます。</p> <p>ただし、それは風力発電設備を建設することで、環境を破壊しない又はそれが極めて軽微である場合にのみ許されるものです。</p> <p>残念ながら、現在の風力発電の技術レベルは、未だその域に達しているとは到底言えないことは、過去に建設された風力発電設備の惨状がそれを物語っています。</p> <p>ということは、風力発電はいまだ開発途上で完成されたものではなく、いわば実験段階にあるものと言えます。実験設備としては、現時点までに三重県内をはじめ全国津々浦々に建設された数多くの設備で十分であろうと思います。</p> <p>これまでの風力発電建設で、すでにかんがりの自然環境破壊、動植物への悪影響、人身への悪影響などが多発しています。</p> <p>技術レベルの向上がないまま、先に進めることは、将来に取り返しのつかない禍根を残すことは、目に見えています。</p> <p>私たち住民は、これらのことを十分承知の上で反対しているのです。ただやみくもに風力発電は景観を損ない人体に悪影響を及ぼすから気に食わないとの理由で反対しているのではありません。</p> <p>もし、本当に世の中のためになるものなら、多少の不利益は我慢しなければならないと思っています。</p> <p>このような状況でも、シーテック社は、住民の過半数が反対している事業を住民が納得しないまま強引に進めるつもりですか。</p> <p>私たち住民は、現時点での風力発電のメリットデメリットを考えたとき、それはまだ尚早であると判断しているのです。</p> <p>住民の大部分が納得して、風力発電に賛成するまで待つてほしいと言っているのです。ひとたび自然を破壊してしまったら、取り返しがつかないことになってしまいます。</p> <p>御社の良心的な対応に期待します。</p> <p>住民の過半数が反対している事業を住民が納得しないまま強引に進めるなら、それはもう悪魔の仕業と言う外はありません。</p> <p>シーテック社は悪魔の集団ですか。</p> <p>御社の良心に基づいた万人が納得できる回答を期待します。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p> <p>なお、電気事業法では立地条件に応じた設計が求められており、経済産業省による厳格な構造審査を受けることにより、工事の着手が許可される仕組みとなっております。</p>



表1-3 (35) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
133	<p>騒音や振動による人体への被害が心配である。今すぐ影響なくても将来どうなるのかと考えるとやはりこの事業に賛成できない。</p> <p>又 野山にいる動物やそこにある植物（木や草花等）にも大きな影響がでることはまちがいないと思う。加太の緑いっぱいこの景観を守っていくために私はこの事業に反対である。</p> <p>今のこの素敵な自然をずっと守り続けていきたいと願っている。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p>
134	<p>健康被害等環境被害で大変困ります。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
135	<p>風力発電自体について反対ではありませんが、民家に非常に近い場所への建設を考えるのであれば、安全性や環境の変化、生活への影響について、過去の事例も含めて事実確認や状況分析をしたうえで、近隣住民への確かな情報提供と説明及び同意が必要不可欠と考えます。土砂崩れへの影響等の環境被害、また騒音や低周波による健康被害等について耳にしているところです。納得のいく説明と同意なしに風車を建設することについて強く反対します。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に5dBを加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より3dB高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。国内には超低周波音に関する基準が存在しないため、ISO 7196に記載されている超低周波音の知覚の閾値（100dB）を超低周波音の評価における参考値としました。</p> <p>施設の稼働に伴う超低周波音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における音圧レベルが最も高い地点で68dBであり、予測結果は参考値を大きく下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>
136	<p>健康被害があるので反対です。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (36) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
137	<p>風車の風切音による騒音振動により人ならず山全体への環境影響は大きいと思います。</p> <p>“電気”が私たちの生活に必要な事は認めますがわざわざ美しい山を削ってわざわざばかりの電気を作るのは合理的でないと思います。山を大きく崩して何も環境に影響はない訳ではないと思う。</p> <p>“風車”で電力を作ることは無理無駄が多い私たちの子どもや孫の世代その後の世代に自然を残してあげましょう。</p> <p>風車を作らないで下さい。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p> <p>また土砂崩れ等の自然災害が発生しないよう、安全に十分留意して設計、施工いたします。</p>
138	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笠取の風力発電についても道路崩壊している場所についての補修もないまま新たな場所で事業を展開することについては布引についてもそのような対応になるのかと危惧せざるを得ません。</li> <li>・布引については人家に3kmという近さの家もあるということですが住民に対する配慮もなく振動や音に敏感な方々が住みづらくなることが考えられます。自然環境や人にもっと心ある対応をお願いしたいです。</li> <li>・説明会についても殆ど周知されないまま行われ期間も短すぎます。もっと勉強会等開催して下さい</li> </ul>	<p>頂いたご意見に対し、以下のとおり回答いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握はもちろんのこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ確かな応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</li> <li>2.本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</li> <li>3.本事業につきましては、環境影響評価法施行規則第5条に従い、関係地域の範囲の新聞5社8紙において準備の公告・縦覧及び環境影響評価法第17条の規定による説明会の開催について周知を行いました。</li> </ol> <p>また、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
139	<p>ご意見 土地の安定性が心配で山が崩れたりしないな心配です 低周波や騒音も気になります。 何か有ったら最後まで責任として貰えますか？後々何かあっても放ったらかしは困ります。</p>	<p>本事業では、造成面積の70%以上に対し緑化対策を施すとともに、盛土部は緑化機能を有した「補強土壁工」を採用し、緑化を促進します。切土部は、土質に合わせた安定勾配とし、切土法面には、種子吹付工等緑化工法を採用し、法面の表層を保護します。</p> <p>一方、近年の予想外の豪雨等により、全国的に法面の崩落が多発傾向にありますので、万が一事業地内において土砂崩れ等が発生した場合には、作業員の安全と保守用道路の早期復旧を第一に優先順位を以って復旧対応を実施してまいります。</p> <p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>万一、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、先ずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p>

表1-3 (37) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
140	シーテックにより営業されているウィンドパーク笠取の施設を毎日通勤時に見ています。切られた尾根の姿が自然のものとは大きく異なり異様に感じます。そのため気になって現地を訪れました。尾根部分が切り取られ、作業道が裸地のまま広く削られ残っています。また占有される道の終点付近で谷が埋もれてシーテックによる堀戻す工事が行われていました。今回開発される布引北の計画において591ページ記載のものを見るとNo.1、2、10、12、18、19、20、21、23などに風化が厚い、マサ土がみられる、浸食が進む可能性があるなど問題のある設置点が見られます。笠取の長く土留めの置かれている現状を考えるとシーテックが適切な工法により崩壊の起きない技術が保証されるのか不安に思います。設置予定点は不安のない、おおむね良好、問題がないという結果の場所のみに絞ることを考えてほしい。また、マサ土の厚さが10Mなどと書かれているNo.11、18などは切り取るとされているがその場合景観にも大きな影響が考えられるのでモニター写真が切り取りが行われた状態のものを検討してほしい。笠取の例から考えると景観に大きな影響を及ぼすと考えられる。景観は場所によって見え方も違い、主観による部分も大きいですが事業者側の主観で影響は少ないと断じることはできないと考える。	<p>本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>マサ土の堆積が確認された場所においては、ほとんどの地点が施工により地盤高を下げることで除去されると予測しています。更に今後実施する詳細なボーリング調査の結果も踏まえ、より小さい危険箇所も回避するための適切な設計・施工を実施していきます。</p> <p>また、法面等を反映した景観のシミュレーションについては、現状では技術的に難しく課題と考えています。ただし、地域の主要な眺望点からの景観への影響については、風力発電機の視認量が顕著に大きく、風力発電機の見え方により、影響の程度を予測しました。その他、事業計画では風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで工事量を必要最小限とすること、造成により生じた法面は、可能な限り在来種を用いた緑化を行い、植生の早期回復を図る等の環境保全措置を講じることにより可能な限り低減を図ってまいります。</p>
141	土地の安定性が心配で山が崩れたりしないか心配です。低周波や騒音も気になります。何かあったら最後迄責任とってもらえますか？後々何かあってもほったらかしは困ります。	<p>本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p>
142	自然豊かな阿波で、いつまでも安心して暮らしたい。子や孫達の未来を考えると不安です。自然破壊による土砂崩れ被害も心配です。	<p>本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p> <p>また土砂崩れ等の自然災害が発生しないよう、安全に十分留意して設計、施工いたします。</p>
143	家の近くに発電所が出来れば騒音、土地の安全面にひ害が出るのではないのでしょうか	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
144	笠取山に100基近く建っているのにまだ必要なのでしょうか？しかも民家に近いところに... 20年前に建設された風車による被害も解決されないまま、また同じ様な被害が起きることを望んでいるのでしょうか？ 毎年の様に大雨による洪水、土砂崩れ、日本の各地で起きています。建設予定地は災害危険区域や保有害林に数多く建てられるようですが、自然破壊をして建て、その引き金となっているのではないのでしょうか？不安です。絶対に建設はやめてほしいです。	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位（2017年）と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p> <p>また、本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p> <p>また土砂崩れ等の自然災害が発生しないよう、安全に十分留意して設計、施工いたします。</p>

表1-3 (38) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
145	<p>風力発電も再生エネルギーとしてはとても良いものかも知れませんが、立地的に民家がふもとにあるとか、風水害が多い昨今ではリスクが高い様に思います。伊賀への建設も、今一度お考え直し頂けないでしょうか？</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p>
146	<p>設置区域は、加太花崗閃緑岩と変成岩を主体にした地質構造で花崗岩類の風化と変成岩の脆さがあり、御指摘の尾根部に限らず風化が深い箇所、岩の脆い箇所が多くあると思いますので十分に調査していただき安定性に配慮した適切な工法を慎重に検討する必要があると思います。なお、リニアメントに関する記述参考になりました。動物に関しては、昔はよく見かけた「ハンミョウ」や「アカザ」がまだ生息していたのかと驚きました。準備書では「動物への影響は小さいと考えられるが、クマタカの繁殖等々への影響予測には、不確実性も伴うので事後調査実施」とされています。事後調査で対策必要となった場合、どのような対策になるのかと気にもなっています。</p> <p>最後になりますが、自分としては、調査内容を信頼しており、日本の技術力もすごいと思っています。特に冬期西空を見ている日本海から伊勢湾に抜ける風の強さや頻度が雲の動きでわかります。設置区域は、津市、伊賀市ですが発電機数も配慮されており、地球温暖化に対応する意味でも風を有効に利用した風力発電設置を陰ながら応援しています。</p>	<p>本事業計画、調査、予測及び評価の結果についてご理解賜り、感謝申し上げます。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の地質は、主に花崗岩類であり、土地の安定性に脆弱性があることから、方法書において「地形及び地質（土地の安定性）」を選定し、地質概査、事業の予測及び評価を実施しました。調査結果は、第10章「10.1.3 その他の環境 1.地形及び地質（土地の安定性）」に記載しております。</p> <p>本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>クマタカについては、予測に不確実性が伴うと判断し、事後調査を実施する計画です。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家等の指導・助言を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
147	<p>各地で風力発電により人の健康が損なわれています。これは決してあってはならないことです。風車によって動物の生態系にも影響があり、生き物全てが生きにくい環境になってしまいます。既に建設されてきているところでは土砂崩れがいくつか起き、しっかりとした対応策もなされず放置されていることも知りました。</p> <p>電力も足りているいま、何の為の、誰のための風車なのでしょう。きれいな爽やかな空気、穏やかな暮らしを壊してしまう風車の建設計画はすぐに中止して下さい。建設しても誰も喜ばず、計画を中止すれば安心して幸せになれます。</p>	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位（2017年）と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p> <p>本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p>

表1-3 (39) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
148	<p>〔環境の保全の見地からのご意見とその理由〕            まず、この20年のシーテックの風力発電事業の結果を整理し、CO2排出量を按分ではなく具体的データでどのくらい削減できたのか？青山高原、布引山地における自然破壊の結果による土砂崩れ、植生の破壊、鳥類の激減、特に猛禽類の激減、鹿、猪などの激増の実態とその解決に向けて何をしたのか？自然景観の大きな破壊をどうしたのか？住民に対する健康被害への対応は適切であったのか？などをよく調査検討し、それに基づく新規計画の環境影響評価をするべきである。国定公園内、保安林、土石流危険地域においても特別に許可を得て、事業を実施したわけであるから、通常の規格、基準による工事では建設工事も維持管理も無理である。その特別に重大な責任を自覚し、その反省と評価の上に立って、新規事業の環境影響評価をするべきである。</p>	<p>ご意見頂きました既設風力発電所によるCO2排出削減量の実績につきましては、既設風力発電所で発電した電力が連系先の中部電力及び工場、一般家庭等の消費者によりどのように利用されたのか分かりかねます。            そのため、環境影響評価準備書では、本事業による年間発電電力量を化石燃料発電で発電した場合と比較して想定されるCO2削減量としてお示ししました。            また、本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p>
149	<p>風力発電事業を行うために、山に重機が入ることになります。それだけで野生の動物の住処や居場所が破壊されます。えさを求め、居場所を求めて、野生の動物が、山や地域に下りてくることで、住民、とりわけ子どもや高齢者などの弱い立場の者が危険な目にあいます。先日にも昼に我が家の庭・屋根を野生のサルが悠々と歩いていました。子どもや義母と「こわいね」と、家の中で大人しくしていました。これ以上こうしたことが増えると昼夜を問わず、外を出歩けなくなり、子ども達が安心して学校に通い、外で遊ぶ、高齢者が自分で自分のことができなくなる（郵便局に行くなど日常の用事）。弱者の生活を守るためにも、三重県に風力発電が作られることに強く強く反対します。それから、低周波音被害等への研究はどこまでなされているのでしょうか？あらゆる角度から研究をしていないと、正確なエビデンスにはなりにくいと思います。日本のデータだけで難しければ海外のデータも参照して下さい。</p>	<p>生息する多数の野生動物が、風力発電施設の工事または供用により山里に移動するといった科学的な知見は確認されておりません。            2018年2月に三重県教育文化会館で行われました「シカによる森林被害緊急対策事業情報提供会 in 三重」において、青山高原に生息するシカにGPSを取付けて行動を把握した調査の結果が報告されています。            それによれば、青山高原の風車群周辺にもシカは生息しており、このシカ達は昼夜を問わず風車敷等風車の周りで行動していること、シカは広範囲に移動していることが確認されており、風力発電所の建設による影響は一時的なものとして想定しております。            本事業では、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、工事量を必要最小限とする計画ですが、周辺地域における獣害等の状況については、県内の広域状況の情報収集にあわせ、地域の皆さまから積極的な情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討してまいります。            また、風力発電による健康被害について、環境省ウェブサイトでは「国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理し専門家による審査を経て医学会誌等に掲載されたレビュー論文や、各国政府による報告書等を整理したところ、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とされております。</p>
150	<p>建設にあたっての自然破壊がまず懸念される、建設資材を運搬する為の道路の建設、一から建設しないにしても既存道路の幅員を広める必要は必ず大規模な森林及び地形破壊が生じ、ここに生息する動植物の生息環境を奪う事となる。            また、景観も損なわれる事となる。            風車が発する騒音や低周波が問題だという話をよく聞く、特に低周波は身体に悪影響を及ぼす事は証明するのは難しいものだが頭痛や耳鳴り・吐き気などの被害を訴える人がいるというのも実例であり、問題視していかねばならない。            住み良き街〜加太を考えた場合、マイナスである。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。            景観については、風力発電機の塗装を周囲の環境になじみやすいように明度、彩度を抑えた灰白色とすることや、地形の改変面積を最小限にとどめ、造成により生じた法面については緑化に努める等影響の回避低減を図ってまいります。            また、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (40) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
151	<p>自然環境が壊れる。動物たちはどうなるのでしょうか？景観が壊れる。健康に悪い。悪くない言われますが、本当にそうでしょうか？明確な説明がありません。効果がそれほど期待できません。本当にみる化の効果を具体的に加太周辺にあるのであれば良いのですが、その辺りも誰れの為の風力発電なのか不明です。すべてにおいて、説明会でも、分かりませんではなく、すべての質問に対して、少なくとも答えをもって望むべきである。その辺りも含め、反対せずにはおられません。明確な説明を求めます。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めていただき、不安等を解消していくためにも、各自治体・関係地域の自治会の皆さま等との協議を重ね、機会を捉えて見学会や説明会を開催していく考えです。</p>
152	<p>自然への影響 ・バードストライク ・建設路作成による切り崩し 建設場所と近隣住民の距離が近すぎる 耐用年数を迎えた後、廃棄再建設の問題</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
153	<p>風力発電の風車がある景色は嫌だと思えます。自然がありこの景色はとても好きです。でも風車がたつことで私の好きな景色ではなくなります。そして、騒音や振動がともあると聞きました。その中で生活するのも嫌です。被害はそれだけではないと思えます。災害が起ったりすることで、加太やその他の地域の人々が危険に晒されると思えます。もし、そんなことが起きたら、1人でもそのような状態になったら、責任を取ってくれるのですか。「たてないで」と住民がずっと言っているのにそれを無視してまで、すすめるのですか。しっかり考えていただきたいです。これから、何十年と加太で生きていく人もいます。その人たちのためにも、考えてください。「いやだ」と言っているのにそれを無視するのはいけないし、相手の意見も聞くべきだと、私は思えます。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、2013年3月）並びに「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会、1981年）によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。 ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。 また、騒音（低周波音を含む）、超低周波音及び振動の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）、超低周波音及び振動が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
154	<p>意見 絶対に風力発電機が見えない事、里山である加太の風情が損なわれ為、また加太地区の資産価値、土地の評価額の下がらない根拠を示せ。 現在と風力発電機設置後、数十年間の価値を調べ、推移を示し、下落した場合の説明責任と価値の保障をとる事。 世界各国で風力発電機から出る超低周波音での被害（健康被害）が出ないと言う根拠を示せ。 今からアセスに関係なく超低周波音の測定を必ずする事、ハンディタイプの簡易的な測定機ではなく、日本騒音制御工学会や産業環境管理協会などの機関を通して社会的に信憑性のある機材を使い、説明責任を示すこと。 加太地区側への土砂災害、濁流が流れない根拠を示せ。 加太地区の年間雨量を調べてあるのか、予測評価はどうなってるのかを示せ。</p>	<p>加太地区の資産価値、土地の評価額につきましては、一般に不動産の価値は各種の相互作用により決定されますので、単一の事象をもとに資産価格が上下するとは限らないと考えます。 騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 また、本事業は環境影響評価方法書の段階では、亀山市域を対象事業実施区域に含め、計画を進めてまいりましたが、亀山市長より「本事業の亀山市における計画地は2010年指定の「亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉦区禁止地域」にすべて含まれていること、神武谷川は、県により土石流危険渓流に指定されていることから、進入路を含めた本事業区域の設定を再度検討すること」との意見を受け、亀山市域を対象事業実施区域から外した経緯にあります。これにより、建設工事は全て津市側及び伊賀市側において実施することから、工事による土砂または濁水が加太地区を含む亀山市側に流出する可能性は極めて低いと考えられます。 なお、加太地区の雨量については、国道交通省が亀山市関町加太の「加太観測所」において観測していますが、準備書では、気温、風向・風速等その他の気象項目も合わせてとりまとめる必要があることから、亀山市域を代表する気象観測所として亀山地域気象観測所の観測結果をとりまとめています。</p>

表1-3 (41) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

2. 騒音・超低周波音

No.	意見の概要	事業者の見解
155	騒音 振動 その他 建設反対です。低周波等の健康被害が心配される。また、稼働してしまった後に停止を求めても裁判等の手続きが求められるため簡単に止める事ができないと考える為。	本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。
156	日本一の巨大風車の建設が決まれば、大規模な自然破壊。健康被害は住民にとって一番の不安材料です。今でも、上阿波の風車の低周波音を感じると頭痛がします。住民の将来、自分たちの地域を守る為にも絶対絶対工事を着工させません！！	騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。
157	日本一の巨大風車の建設が決まれば、大規模な自然破壊。健康被害は住民にとって一番の不安材料です。今でも、上阿波の風車の低周波音を感じると頭痛がします。巨大風車が建つと想像しただけで眠れませんか。住民の将来、自分たちの地域を守る為にも絶対絶対工事を施工開始させません！！	
158	布引山地北部の尾根に大規模風力発電の建設が予定されていて、計画が進んでいるとのこと。これは人間を含む自然破壊につながります。山の自然破壊は目に見えますが、人間に及ぼす低周波はじわじわと身体をおかし、医学的にも立証しがたい故にこわいものを感じます。 風力発電は12m以上風が必要で、実際に効力を発揮するには季節風の強い冬場だけではないでしょうか？（現在予定地での風力発電施設は反対です。陸上の風力発電に比べ、「洋上風力発電」は※1大きな風力が持続的に得られたため、安定的に大きな大きな電力供給が可能になり、又※2洋上であるため、騒音や万が一の際の人的被害リスクが低く、設置場所の確保がしやすいとあります。（洋上風力発電メリット 学術記事：洋上風力発電導入に向けた洋上風況観測－土谷学－被引用-8をネットより引用）洋上風力発電を推奨します。	
159	5.加太地区はすり鉢状の地形です。その為、低周波、超低周波の反響影響が懸念されるため、最低でも加太小学校から10km以上離しての建設計画の再検討を望みます。	
160	4.加太地区はすり鉢状の地形のため、低周波、超低周波の反響影響が懸念されるため、最低でも加太小学校から10km以上離すよう計画の再検討をすること。	
161	私は首を捻挫してことがあって、気圧の変化とかでも首が痛くなるので、もしかしたら低周波で、首も痛くなるんじゃないかと思えます。 近所の人でペースメーカーをしている人がいて低周波のせいで電波等がおき失神等起こす恐れがあるかもしれないです。 病気を持たれてる人の気持ちも考えて欲しいです。	
162	もともと難病を持っていてただでさえ少しの震動で体にひびくのに、風力発電なんて建設されてしまったらどうになってしまうのか今から不安になる。 企業はメリットばかりを言っているようだがあきらかにデメリットの方が多く、得をするのはシーテックだけなのでは？あなた達の金もうけの為に私達の生活をおびやかすのはやめて頂きたい。	

表1-3 (42) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
163	<p>ウインドパーク布引の風車は2300kwの出力です。青山高原ウインドファームは750kwの出力です。布引の出力は青山の3倍以上です。騒音、低周波、比べようがないです。750kwの健康被害は半径何km、2300kwは何kwまで安全なのか。データが全然しめされていません。今までの健康被害の報告のデータも全部報告義務があります。住んでいる人達の立場にたって正確、丁寧なデータをだして下さい。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
164	<p>28基もの風力発電機稼働した時の騒音、低周波音は周辺2km程度しか届かないと予測していますが、日本じゅうのいろいろな風力発電所付近（5Km位先）までめまいや睡眠不足など健康被害があります。どうかちゃんと調べて、A特性だとかG特性だとか、3/1オクターブだとかいっていないで実際に1年ぐらい風車の建っているところに住んで計測、体感してください。あなた達には“儲け”がかかっているでしょうけど、こっちは命がかかっているんですよ。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂き伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p>
165	<p>風力発電による健康被害に反対します</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
166	<p>風車はいらないです。ばあちゃんがねむれないです。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
167	<p>騒音や振動で風車はいらない。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
168	<p>（小学1年生の子供からの意見を代筆しています。） お母さんから風車の事教えてもらって怖いと思った。よくむずかしくてわからないけど。僕の友達も風車が立つ近くに住んでいるからとても心配です。病気になるのかな、違う学校に行っちゃうのかな、もしかしたら僕も病気になるのかなって怖いです。怖いものだ。病気になるものだってのはわかるから建てないで欲しいです。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>



表1-3 (43) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
169	<p>令和2年7月5日亀山市林業センターにて行われた風力発電事業説明会に参加させていただきました。</p> <p>この説明会で感じたことは、風力発電の風車から発生する騒音、振動、また低周波・超低周波に伴う人体への健康被害は本当に起こらないのか？ということでした。</p> <p>過去にオーストラリア、ドイツ、カナダのニュースで超低周波により不眠や耳鳴り目眩などの症状が起ると取り上げられているニュースを見たが、とても恐ろしい物だった。</p> <p>今回の風力発電でそういった被害は100%起こらないのか？説明会ではそう言った説明は全くなかった。</p> <p>ちなみにオーストラリアのニュースで取り上げられていた風力発電機の大きさは1500kwで3km圏内で健康被害が起きていて、元々住んでいた住民は転居しゴーストタウンとなっているとのことでした。</p> <p>今回計画されている風力発電機の大きさは2300kwと大変大きく世界的に見てもこの大きさの物が立っているのは稀でどんな問題が起きてくるかは分かっていないと思うのですが、本当に大丈夫なんでしょうか？</p> <p>シーテックが既に建設し稼働させている風力発電機（2300kw機）が建っている場所があるのならば、その現状、住まれている人の声はどうかなど詳しい資料を作成していただきもう一度説明会で説明していただきたい。</p>	<p>ご意見頂きましたオーストラリアの事例については、弊社が確認したところ、風力発電機の単機出力がご意見の内容と相違があること、風力発電所の稼働が原因でゴーストタウンとなっているような事実はないということが確認できました。</p> <p>また、2013年に州の公的機関により実施された環境調査では、「対象の風力発電所の騒音は、関連する州及び国際基準を満たしており、住民への悪影響に結びつける証拠はない」と結論付けられております。</p> <p>その他、風力発電による健康被害について、環境省ウェブサイトでは「国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理し専門家による審査を経て医学会誌等に掲載されたレビュー論文や、各国政府による報告書等を整理したところ、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とされております。</p> <p>なお、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
170	<p>こんにちは。</p> <p>貴社の進められている事業による健康被害を全く考慮していないと聞きました。</p> <p>風力発電装置の発生させる低周波との健康被害との因果関係が認められないとおっしゃっていますが、Q いつ、どのような調査を貴社が(他の研究期間ではなく)どのぐらいの期間行い、そのような結果を導き出しているのか教えていただけませんか？</p> <p>よろしくお祈いします。</p> <p>ご説明では全く理解できませんでした。</p> <p>しかるべきエビデンスを公表してください。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、ご意見頂きました風力発電機の稼働に伴う騒音、超低周波音に関する調査は、春、夏、秋、冬の4季について、昼夜間ともに3日間行いました。</p> <p>その他、予測及び評価の結果につきましては、縦覧期間中に各縦覧場所にてお持ち帰り頂ける配布資料として設置いたしました「環境影響評価準備書（要約書）」の7～10頁に掲載してございます。</p>
171	<p>又、2.4km と近いので音の心配。健康被害も心配されます。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に5dBを加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より3dB高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>
172	<p>超低周波音、騒音等</p> <p>参考値としたISO7196の「超低周波音の知覚と閾値」は100dBを下回っているが、稼働時に上回った場合は即停止するのか。又、下回ることができない時期も停止するのか。</p>	<p>風力発電機稼働後、風力発電機から発生する超低周波音が関係地域の居住地において100dBを上回った場合、また風力発電機から発生する超低周波音に対する申し出等が発生した場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、先ずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p>

表1-3 (44) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
173	<p>低周波被害と言う言葉がある以上、それを無視する事とはどういう事なのか、理解ができません。 低周波被害を受けた私なので症状が出ておられる方の事を思うと辛すぎます。</p> <p>不眠、頭痛、めまい等その他もろもろとほんとに辛い症状が出ますのでどうか、ご検討をお願い致します。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
174	<p>低周波音の住民に与える影響 問題が出た場合、実際の騒音との関係を立証するのは個人レベルでは困難なことと思われる（個人により感覚閾値は違うので不安がある） 青山高原で実際の音を聞いたが長期に渡ってだと不安がある 落雷、台風等で壊れて破片等が住宅地域に飛んで来ないのか</p>	<p>国内には超低周波音に関する基準が存在しないため、ISO 7196 に記載されている超低周波音の知覚の閾値（100dB）を超低周波音の評価における参考値としました。</p> <p>施設の稼働に伴う超低周波音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における音圧レベルが最も高い地点で 68dB であり、予測結果は参考値を大きく下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に 5dB を加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より 3dB 高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>また、ご意見頂きました風力発電機が破損した際の破片の飛来につきましては、本事業では設置する風力発電機から最も近い住居までの水平距離は約 1.1km であり、弊社が知りうる限りの過去事例を踏まえ、万が一落雷や台風等により風力発電機の一部が破損した場合でも、住宅地域へ破片等が飛来する可能性は極めて低いと考えられます。</p>

表1-3 (45) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
175	<p><b>6. 過去の自社の健康被害について精査し、それに基づいた対策を講ずるべきである：</b>シーテックのウインドパーク笠取から1.3～1.5kmの伊賀市汁付地区で2010年に、住民の睡眠障害、頭痛、目眩、しんどさ、つらさなどの健康被害を起こしている。その実態は、当時の新聞記者、TV局のディレクターなどの職員、伊賀市環境課長と環境課の職員、県の担当職員、私が被害者から直接話を聞いており、記録も残されている。しかしシーテックの記録では「4軒の住民から、うるさいとの苦情があり、特定の風車の改良を行い、「せっかくだから」と4軒だけにエアコンと2重サッシを着け解決した」との説明会での話であった。実はその後、4軒だけにエアコンと2重サッシを着けたことで、住民の間で厳しい対立を招いている。また、「風車のクーラーとそのカバーを主に改良して騒音を減らした」との説明会での説明であったが、風車騒音、低周波音の主な原因はブレードによる風切り音と、ブレードが支柱を通過する時の空気の圧縮と開放による衝撃音であるとされている。また、その音の周期が踏切の警報音などと同じ周期であるため、音自体は小さくても、人間に強い不快感を起こすとされている。そうした肝心の原因の解決が全くなされていない上、検討もされていないようである。準備書にはこうした重大な事実の記載が全くない。</p> <p>シーテックの記録は過去の自社の事例を改ざんしている可能性が高い。自社の事例を真摯に精査するのなら、今回の様に人家からわずか1kmの場所に、ウインドパーク笠取よりも大きな風車を建設し、人家から2km圏内となると10基近くになる計画など無謀であると考えざるを得ない。今回の計画では過去に被害のあった上阿波汁付地区は、ウインドパーク笠取4基と合わせて布引北の4基と南北2km圏内に8基もの風車で囲まれることとなる。過去の状況の正確で詳細な分析を行い、それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>ご意見頂きました事案につきましては、発電所運転開始後間もない頃、当時お問い合わせを頂きました時点よりあらゆる運転環境下の調査を実施し、その調査結果を報告させて頂くことにより、風車の発する音響による環境基準の超過や健康被害はないものとしてご理解頂いておりますが、事業を運営させて頂く企業として、細かな条件下における再現性の難しい事象への配慮や地域の皆さまとの共存共栄を継続すべく、弊社の最大限の対応として二重サッシやエアコン取付等の対応をさせて頂いており、今日に至るまで対象の住民の方々とは良好な関係を継続させて頂いております。</p> <p>風力発電機から発生する騒音の振幅変調音（Swish音）及び純音性成分については、第2章「2.2.10 3. 騒音に関する事項」に記載しています。</p> <p>振幅変調音の変動幅は風力発電機から約480m離れた地点においてはわずかな変動であり、純音性成分はJIS C1400-11に基づく純音性可聴度が最大で0.2dBであることから、風力発電機から発生する騒音が学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域において、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>

表1-3 (46) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
176	<p><b>9. 騒音、低周波音は、定格出力時にブレード先端の風切り音、特にブレードが支柱を通過する時の衝撃音を測定し、それを元に、風向、風速、地形による反射、増幅、干渉を考慮して予測するべきである： p.499に「本事業の風力発電機は定格出力時のウインドパーク笠取の風力発電機は10m/sの騒音の予測をした」とあるが、既設のウインドパーク笠取の風車は定格出力時の実測値を用いて予測するべきである。また、未だシーテックからの返事はないが、ナセルの機械音のみを想定し、無風時に風車が回転した場合の騒音と低周波音の伝搬を空気と地表、地形による影響のみを元にシミュレーションを行ったものと考えられる。</b></p> <p><b>であるから、建設工事の騒音の伝搬範囲は数キロの阿波盆地全域から鋸杖湖付近まで到達するとしているのに(p.491)、風車の稼動による騒音は 2km 程度にしか伝搬しないとされている (p.508,509)。</b></p> <p>風車の騒音と低周波音の主な原因はブレードによる風切り音と、ブレードが支柱を通過する時の空気の圧縮と開放による衝撃音であるとされており、機械音はそれに比べるとかなり小さいものである。</p> <p>風車による騒音、低周波音の予測は、かなり風の強い定格出力時にブレード先端の風切り音、特にブレードが支柱を通過する時の衝撃音を測定し、それを元に、風向、風速、地形による反射、増幅、干渉（こだま、やまびこのこと）を考慮して予測するべきである。また、風車の騒音と低周波音の発生する周期が、周期が踏切の警報音など周期と同じであるため、音自体は小さくても、人間に強い不快感を起すこととされる報告もあるので、それらも加味して仮定値ではなく実測値を用いて予測し、評価するべきである。</p>	<p>騒音及び低周波音発生源の音響パワーレベルは、各風力発電機メーカーの提供資料を用いて、環境影響が最大になる条件を設定しました。</p> <p>風力発電機メーカーの提供資料は、実測に基づいているため、設定した音響パワーレベルは適正と考えます。</p> <p>騒音及び超低周波音の予測に用いた音の伝搬予測式（ISO 9613-2）は、音が伝搬しやすい気象条件（風と同じ方向に音が伝搬する順風伝搬の場合、あるいは、地表面に起因する気温逆転層が中程度に発達した場合）を前提としていること、予測には地形による反射音、回折音を考慮していることから、予測は適正であると考えます。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測結果と建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果を比較すると、建設機械のほうが騒音発生源の高さが低く、地形の影響を大きく受けるため、騒音発生源と受音点の間に障壁（騒音発生源や受音点より標高の高い場所）が存在する場所には、騒音が伝搬しにくくなります。そのため、建設機械の稼働に伴う騒音は対象事業実施区域の北側及び南側には伝搬しにくく、西側には伝搬しやすいと考えられます。</p> <p>風力発電機から発生する騒音の振幅変調音（Swish 音）については、第 2 章「2.2.10 3. 騒音に関する事項」に記載しています。</p> <p>振幅変調音の変動幅は風力発電機から約480m離れた地点においてはわずかな変動であることから、風力発電機から発生する騒音が学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域において、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>
177	<p><b>10. 低周波音の測定、予測をやり直すべきである：低周波音の予測では、既存のウインドパーク笠取からの低周波音が非常に低いとしている (p.526 など) これは、風速8.5m/sの弱い風の時を想定したためであろうが、こちらも定格出力時の実測値を元にするべきである。説明会の説明では「強風時は風雑音（マイクに当たる風の音のこと）のため、低周波音の測定が難しい」などといったが、専門家の某教授（匿名希望）がウインドパーク笠取の健康被害に関連して調査に来た時には、直径 1m 近い風防で風雑音を排して、低周波音を測定おり、ブレードが支柱を通過する周期に一致して強い低周波音を測定していたことを私も確認している。同日、近くで測定していたシーテックの委託した調査会社は「風雑音が大きく測定できない」としていた。某教授は「彼らは基本的知識が欠如し、測定能力がない」と評していた。このような低周波音の測定能力がない状態で放置し続けて、新規計画を立てるべきではない。シーテックは既に風力発電所の建設、運営を開始してから 20 年になるので、まず既存の風力発電所で強風時の低周波音を測定能力を見直して、測定し、それを元に新規の計画を立案するべきである。</b></p>	<p>低周波音発生源の音響パワーレベルは、各風力発電機メーカーの提供資料を用いて、環境影響が最大になる条件を設定しました。</p> <p>低周波音の調査は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、2000 年）に定める方法に準拠して、G 特性音圧レベル（<math>L_{G_{eq}}</math>）（1～20Hz）及び平坦特性 1/3 オクターブバンド音圧レベル（<math>L_{eq}</math>）（1～200Hz）を測定しました。</p> <p>測定の際には、風雑音の影響を低減するため、二重のウインドスクリーンを使用しました。</p> <p>以上のことから、低周波音の調査及び予測は適正であると考えます。</p>

表1-3 (47) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
178	<p><b>11. 環境省と専門家の見解は正しく解釈した上で環境影響評価を行わなくてはならない：</b></p> <p>準備書には「騒音、低周波音とも、周辺的生活環境への影響は小さいと考えられる」としており、説明会での説明では「風力発電の騒音で健康被害は起こさないと環境省と専門家が認めた」とし、その根拠として「風力発電施設から発生する騒音等への対応について平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会報告書」と「風力発電施設における騒音及び超低周波音について、秋田県 再エネ海域利用法に基づく協議会・能代市、三種町、男鹿市沖・由利本荘市沖、講演（町田信夫日大教授）」を挙げたが、どちらも「静穏な地域に設置されることが多いため、風車騒音レベルは比較的低くても、気になりやすい特徴がある」「騒音レベルは低いが、より耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）につながる場合がある」「睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている」などとしている。すなわち、アノイアンスが睡眠障害を引き起こし、睡眠障害は様々な疾患を引き起こし、様々な疾患の治癒を妨げることは自明の理であり、議論の必要はない。病気で入院治療を受ける場合、まず重要なことは十分な睡眠と休養をとることである。睡眠と休養を妨げるのは、病気の治癒を妨げ、病気の原因となる重大な健康被害であり、それを妨げることを容認してはならない。「睡眠障害は起こすが健康被害は起こさない」などと解釈するのは重大な間違いであり、睡眠障害こそが最も重大な健康被害であると解釈するべきである。また、「風車騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される」「これらの特性を踏まえ、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものを定める必要がある」「騒音についての環境基準を満たしている場所においても、健康被害の苦情等の発生事例があることに留意する」「景観のような視覚的な要素や経済的利益に関する事項等も、わずらわしさ（アノイアンス）の度合いを左右する」としている。すなわち、説明会での説明のような「風力発電機による騒音や低周波による健康被害はないと環境省と専門家が認めている」「風力発電機による健康被害は起きないと保証する」ようなことは言っていないのである。つまり、「風力発電機によって健康被害は起こらないと環境省と専門家が決めたので、ガマンするべきである」などとは言っていない。このような報告や講演を曲解し、住民にガマンを強いるような環境影響評価とその説明を行ってはならない。この報告や講演に示されている問題点を正しく解釈して評価し、環境影響評価を行うべきである。</p>	<p>施設の稼働に伴う騒音は、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価しました。また、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）との整合が図られているかを検討しました。</p> <p>施設の稼働に伴う超低周波音は、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価しました。また、ISO 7196 に示されている「超低周波音の知覚の閾値」、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、2000年）に示されている「建具のがたつきが始まるレベル」及び「環境アセスメントの技術」（社団法人環境情報科学センター、1999年）に示されている「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との整合が図られているかを検討しました。</p> <p>以上の評価は、確度の高い知見に基づくものであり、適正であると考えます。</p>

表1-3 (48) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
179	<p><b>18. 騒音、低周波音、シャドーフリッカー、乱気流の調査、予測、防止対策の近くの農地や林業施業地、自然歩道で検討をするべきである：</b>シーテックでは、「農地周辺では騒音、シャドーフリッカーなどのため風車は建設できない」としているが、今回の計画地には保健保安林もあり、自然歩道に隣接し、林業施業地にも隣接しているため、最も近い農地と林業施行地自然歩道で騒音、低周波音、シャドーフリッカー、乱気流の調査、予測をし、防止対策を立てるべきである。</p> <p><b>シャドーフリッカーは日の出、日没時は非常に遠くまで影響が及ぶので、東西には更に広い範囲 20km 程度での予測と、住民の了解を得る事が必要である。</b> それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>環境騒音及び超低周波音の調査・予測地点は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域を対象とし、対象地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定しました。</p> <p>風車の影の調査地点は、施設の稼働に伴う風車の影の予測及び評価を行うことが適切かつ効果的と考えられる地点を選定しました。風車の影は、日の出、日没時に遠くまで伸びますが、風力発電機からの距離が長くなるほど、影のかかる時間は短くなります。</p> <p>施設の稼働に伴う風車の影は、国内には基準が存在しないため、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、2013年）に示されているドイツのガイドラインの指針値「実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間30時間かつ1日30分間を超えないこと」を参考に評価を行いました。その結果、施設の稼働に伴う風車の影の予測は、最も日影時間が長い住宅で年間3.1時間、1日6分間であり、参考値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく考えられます。</p> <p>なお、乱気流は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年）において、環境影響評価の項目として選定されておらず、生活環境に及ぼす影響はないと考えられることから、調査、予測及び評価は実施していません。</p>
180	<p>いつも真摯な誠意を見せていただいて、ありがとうございます。</p> <p>本当に何度も何度も足を運んでいただき、親切に説明していただき、ありがとうございます。</p> <p>子延区は風力発電について低周波の影響は少ないと聞いていたので、それなら大丈夫かと思っていたんですが、絶対ないとは言えないそうなので心配で不安です。</p> <p>実は私、持病持ちなんです。</p> <p>娘も頭痛持ちです。</p> <p>姑も定期的に通院してます。</p> <p>低周波の影響で、もし持病が悪化したら？</p> <p>娘の頭痛がもっとひどくなったら？</p> <p>姑の体調が悪化したら？</p> <p>と心配で心配でたまりません。</p> <p>子延区は賛成で出してます。</p> <p>それもわかってます。</p> <p>2年以上前から風力発電の話があったのもわかってます。</p> <p>夫の立場もわかってます。</p> <p>シーテックさんが親切なのもわかってます。</p> <p>でもね低気圧に影響を受ける私たちなので、やっぱり低周波の影響がない方が有り難いです。</p> <p>シーテックさんの家族や、社員さん、社員さんの家族を抱えて経営されてるのも、重々承知です。</p> <p>風力発電たたなかったら、お給料減って生きて行けないですか？</p> <p>それなら、ちょっと心痛いんです。</p> <p>でもね、これから先、娘が子どもを生み、孫、ひ孫と共に、この子延区で生きて行きたいんです。</p> <p>嫁に来た私が言うのも何ですが、とても自然豊かでマイナスイオンいっぱい、めっちゃええ田舎なんです。</p> <p>この地に来て持病がもう完治したんちゃうか？てくらい調子いいんです。</p> <p>なので、ごめんなさい。</p> <p>風車が子延の山にたつのは嫌です。</p> <p>シーテックさん、よろしく願います。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>国内には超低周波音に関する基準が存在しないため、ISO 7196に記載されている超低周波音の知覚の閾値（100dB）を超低周波音の評価における参考値としました。</p> <p>施設の稼働に伴う超低周波音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における音圧レベルが最も高い地点で68dBであり、予測結果は参考値を大きく下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>

表1-3 (49) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
181	<p>青山高原が近いので時折、景色を見に訪れるのですが、風力発電は思ったより、音が大きすぎて驚かされます。低周波のような振動が心臓に響くので、周囲の野生動物への影響が懸念されます。</p>	<p>2018年2月に三重県教育文化会館で行われました「シカによる森林被害緊急対策事業情報提供会 in 三重」において、青山高原に生息するニホンジカにGPSを取付けて行動を把握した調査の結果が報告されています。それによれば、ニホンジカは昼夜を問わず風車敷等風車の周りで行動していることが確認されています。</p> <p>このことから、風力発電所の建設により、ニホンジカ等の動物が一時的に忌避行動を起こす可能性があります。建設後は数年のうちには風力発電機周辺が行動圏に戻るもの可能性が高いものと考えております。</p> <p>ただし、他の動物も含め、最新の知見の収集に努めるとともに、可能な限り動植物への影響を低減できるように努めてまいります。</p>
182	<p>意見 環境影響評価の実施の指針に「元も近い住宅等に加え現況騒音からの増加分が大きくなることが懸念される住宅等を測定することが適当」とありますが、最も近い住宅での測定も静かな場所からの測定も行われていません。これで正しい調査と言えるのでしょうか。</p> <p>亀山市加太の住宅から近いエリア（2.4～4.4 kmエリアに10基以上。全28基が7 km以内。伊賀の子延地区からはわずか1 km程。津市）への建設は、国内外の既存の風力発電トラブルの事例に照らすと、稼働後に騒音問題が起きる事は明らかであり、地域住民として、同事業の建設は絶対に認められません。</p> <p>（株）シーテックの方が「亀山市加太地区は名阪国道の騒音が大きいので、風車騒音は聞こえない」と言われましたが、名阪の音がほとんど聞こえないエリアもあります（静かな場所は測定地に選ばれていません）し、名阪はいつもうるさいわけではありません。</p> <p>夜、特に週末の夜は車が途切れる事があり、また工事による通行止めの期間はとても静かです。そのような状態の時、風車騒音はどうなるのか、と、加太地区として事業者へ書面で問い合わせをしましたが、返答がないままです。</p> <p>住民にとって非常に大事な情報であるにもかかわらず、答えて頂けないのはfit法のガイドラインにある「地域住民と適切なコミュニケーションを図る」「地域住民に十分配慮」が守られていないと考えます。</p> <p>騒音については、同事業の既存施設から2 km少しのところに住まわれている方から直接、「昨日は一晩中ジェット機のような音がして眠れなかった」と何度か聞いていますので、名阪が通行止めで静かな期間は、2.4 kmしか離れていない風車の音で眠れない状況になることは十分考えられます。</p> <p>事業者は「低周波被害はない」と説明されましたが、過去の公害問題も後になって因果関係を認める事が多々あります。実際すでに、名阪が通行止めの夜に、加太地区の何世帯かで、既存の風車（10 km程離れていると思います）の音や振動を感じたという報告があります。</p> <p>また、もっと近いエリアでは、風力発電の健康への影響を知る方が増えるにつれ、これまで原因不明と言われていた体の不調が風車が原因だったと考える方が出てきています。今でさえ、そうなので、7 km以内に28基もの風車が建った場合、振動や騒音の影響が出る事は確実と言っても言い過ぎではありません。</p> <p>エネルギーは幸せな未来のために必要ですが、そのエネルギーのために、地域住民がこの先何十年も安心して暮らせなくなるのは本末転倒です。騒音・振動・睡眠障害などの健康被害を起こさないために、民家から最低10 kmは離すよう計画を変更して下さい。</p> <p>（※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください）</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に5 dBを加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より3 dB高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、睡眠障害等の健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>施設の稼働に伴う振動は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年）に特段問題となるような振動レベルではないと記載されており、睡眠障害等の健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>

表1-3 (50) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
183	<p>青山高原で音を聞いたことありますけどかなり異和感があるので静かな夜になれているので一日中あの音が鳴っているなら精神的な問題が発生しないか心配です。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に5dBを加えた値です。</p>
184	<p>人の話では何とも言えない音らしいです 静かな加太で80年間過ごして来ました 耳も悪くないのでぶきみな音は聞きたくないです 自律神経でやられるらしいです 加太にとって良い事だと思いません。ぜひやめてほしいです</p>	<p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より3dB高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>
185	<p>話に聞くと何とも言えない音らしいですが...加太の夜は静かですがこの音が毎日鳴りひびいては安心して一日を送る事が出来ないと思う 自律神経の気がある私にはそれはたえられない音らしいのでぜひやめてほしい。80年間何ごともなかった日々之余生を送るのに困ります ぜひやめてほしい</p>	
186	<p>環境影響評価方法に問題有 意見 環境影響評価の測定地点が非常に少ない。亀山市の加太地区においては騒音・超低周波音・振動について一般①と沿道③の2ヶ所しかない。一般①は双鈴ゴルフ場近くで名阪国道の近くであり、自動車の影響をかなり受ける所での測定で、風車から出る騒音や超低周波、振動などが打ち消される可能性が大きいと考えられる。風車にもっと近い民家近くでの測定はなされていないのは問題である。また、各測定地での測定回数も少なく、非常に少ない測定地と測定回数でおおざっぱな環境測定をしているので、この環境影響評価結果は信頼性が薄い。又、企業が実施している環境影響評価であるので企業の都合の良いようにすべてが行われている。このような信頼性のない環境影響評価でこの事業を進めていくことに反対です。</p>	<p>道路交通騒音・振動の調査地点は、工事関係車両の割合が多くなると想定される主要な走行ルートの沿道を選定しました。</p> <p>道路交通騒音・振動の測定時期・期間は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年）に基づき、工事関係車両が運行する時間帯において調査地点の道路交通騒音・振動の状況を代表すると考えられる1日としました。</p> <p>環境騒音及び超低周波音の調査地点は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域を対象とし、対象地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定しました。</p> <p>環境騒音及び超低周波音の測定時期・期間は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、2017年）に基づき、風車が稼働する代表的な風況を把握できる時期を選定し、有効風速範囲（10分間平均風速がカットイン風速以上で定格風速未満の範囲）における測定として有効な日数が昼夜間ともに3日間以上確保できる期間としました。</p> <p>以上のとおり、調査方法については適切であると考えております。</p>
187	<p>ウインドパークの騒音・低周波音・超低周波音について 意見 「亀山市での風車建設はしません。」と云われても、最も近い住宅から2.4kmしか離れていない、しかも、笠取や青山にも無い大きな2,300kWの風車が28基も建設されるようなウインドパークに成るという事業。 風車稼働後の騒音・低周波音・超低周波音による心身への影響については、頂戴した「要約書」にある予測評価の結果が「周辺の生活環境に及ぼす影響は小さいものと考えられます。」では、近隣住民の安心に繋がるものではありません。被害が出るかもしれないという視点が基本にあるとは思えず、不安な思いは募るばかりです。 加太7地区の中でも神武地区が最も近く、理不尽な思いがしてなりません。 人家からの距離をもっと離して下さい。 「要約書」にも「可能な限り住宅等から離れた位置に配置します。」とありますが、もっと、もっと離して下さい。当地区より5km圏内に風車建設は反対！です。</p>	<p>国内には超低周波音に関する基準が存在しないため、ISO 7196に記載されている超低周波音の知覚の閾値（100dB）を超低周波音の評価における参考値としました。</p> <p>施設の稼働に伴う超低周波音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における音圧レベルが最も高い地点で68dBであり、予測結果は参考値を大きく下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に5dBを加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より3dB高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>



表1-3 (51) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
188	<p>振動、騒音の調査地点が名阪国道を挟んだ南側に設定されており、実際に人が住む住宅地から離れた場所になっています。風力発電の稼働後に体調不良等を訴えた場合、その原因を追究、根拠とするデータ、比較するデータがない状況にあります。実際に大多数の人が住む名阪国道の北側での調査を行っていないことに問題があるので、再度調査を行い、住民に開示するまで着工は容認できません。</p>	<p>道路交通騒音・振動の調査地点は、工事関係車両の割合が多くなると想定される主要な走行ルートの沿道を選定しました。</p> <p>名阪国道の北側には、工事関係車両の割合が多くなると想定される主要な走行ルートが存在しないため、調査地点を選定していません。</p> <p>環境騒音の調査地点は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域を対象とし、対象地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定しました。</p> <p>以上のことから、調査地点の選定は適正であると考えます。</p>
189	<p>事業者の姿勢、対応                      (仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業に関する意見ですが、騒音・超低周波音について、この事業の方法書の説明会の段階の時点で住民から「健康被害が出た場合、風力発電施設の建設前との比較が出来る様に、加太地区内の各自治会毎(7つの自治会)に現在の超低周波音の測定をきちんとして欲しい。」という要望が出されていました。これは各自治会毎に行われた事業者説明会だけではなく、加太地区自治会連合会や加太地区まちづくり協議会といった地域の自治組織等と事業者との協議の場でも話し合われた内容だったにも関わらず、準備書での測定場所は加太地区内では3ヶ所に止まっており、地域との約束が果たされていません。また、測定場所の一つはゴルフ場であり、民家が全くない場所です。それに対する事業者の説明は「発電施設により近い場所です」という内容でしたが、全国的に問題になっている事例からも分かるように、一定の距離内において発電施設から距離がより近い住民にのみ健康被害を訴える方が出ている訳ではない事が明らかになっている上に、地域住民との約束を反故にした理由にはなっておりません。</p>	<p>大気環境に係る調査地点の設定根拠は、第8章の「第8.2-3表 窒素酸化物及び粉じん等調査地点の設定根拠」及び「第8.2-5表 騒音・超低周波音・振動調査地点の設定根拠」に記載したとおりです。</p> <p>調査地点に関するご要望につきましては、十分に検討しましたが、実際は調査地点を設定するうえでの地権者さまから同意を得られることができなかったことから、亀山市加太地区においては「一般①(双鈴ゴルフクラブ)」において設置させていただきました。</p> <p>また、調査地点「一般①」は、環境影響評価としてより安全側の予測となること考慮し、現況値が大きいと考えられた国道25号(名阪国道)よりも、南側でより対象事業実施区域に近い地点において設定しており、大気環境の調査、予測及び評価を実施するうえで適切であると考えております。</p> <p>なお、超低周波音の予測結果では、調査地点における結果を基に、到達音圧レベルのコンタ図を作成しており、これにより調査地点以外の周辺地域における予測結果が確認できると考えます。超低周波音の到達レベルの予測結果は、第10章「3. 超低周波音 第10.1.1.3-2図 施設の稼働に伴う低周波音(LGeq)の予測結果」に示しました。</p>
190	<p>騒音や振動等で病気になる人がいる限りわざわざ環境を破壊してまで風車をする必要は無いと考えます。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、2017年)に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に5dBを加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より3dB高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>施設の稼働に伴う振動は、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年)に特段問題となるような振動レベルではないと記載されており、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>なお、日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p>

表1-3 (52) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
191	<p>私は風力発電に反対です。ご自分達が風力発電の側で毎日すんでみて、その結果、誰も健康被害も無く、低周波も感じないと言った結果はきかれていますよね。つまり、動物実験のみで、人体への影響は、テストされていません。他国や他県では実際に被害の報告があがっている現状で、少し離れているから大丈夫なんて、ふざけすぎですよ。その地に住んでいる人の事を第一に考えて下さい。そんなのあたりまえの事で、自分達の意見ばかり通さないで下さい。風力の大きさも大きいとききました。すごくふゆかいです。今まで通り静かで、自然にかこまれた状態で、子供達に継承していく事を考えて下さい。一度、ひきやくされて、又なんて、しつこいにも程があります。頭痛もちの私もですが、健康被害があった場合の保証もなく、自分達は不利益で思っただけ、あまりにも勝手に考えすぎです。自分の立場におきかえて行動をおこして下さい。もっとちがう森林にたてるならたてて下さい。わざわざ住民をさかなでするものを建設しないでほしいの一言につきません。自然には鳥や、魚、昆虫等もいます。その生命もぜつめつしていく方向にむかいますよね。ここに移住した人も自然が一番で、ゆっくりできてを望んできたのですが、害あれば出ていく事も考えるかもしれません。それでは、人口の減少となり、いみなくなりますよね。すべての事に、何も良い事はありませので、一切この話がなくなる事を強く願いますし、その方向に進む事に期待しております。もういいかげんあきらめてもらえませんか、だれも賛成はいないのです。その現実をしっかりむきあって検討して、いさぎよく諦めてもらえますか。一人の言葉は相手にされませんが、みんなが反対しているのです。現実を必ずうけとめて下さい。ここには一切必要なし。それだけは、はっきりと断言させてもらいます。こんなもの必要ない！！！！有害なものは建設しないでほしいですね。頭の良い人がそろっているのですよね。それぐらい、すぐにわかるハズなのに、人間って何なんですか、人の気持ちもしっかりと考えて下さい。最低限の事が出来ないのは最低の人間です。私よりも長く生きている人もいますが、後にのこされる子供達の事も考えて断固、反対します。何かいいたい事があればどうぞいってきて下さい。わたしの意志にかかわる事なく、あなた達の会社のイメージが悪くなるだけです。名前をきくだけ、みるだけでもイラつきますので、二度と建設なんて考えるな。以上です。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p>
192	<p>加太に移住して26年になります。当初、不動産会社に依頼した内容は「山があり、川があり」と自然豊かな町を望みましたが、加太は年を取っても穏やかに過ごせることができるのではと考え、選択しました。風力発電はCO2削減に対し火力発電・原発より必要なのかと考えますが、民家から3.2kmしか離れていないと聞き、低周波・騒音等の人体に影響を及ぼすのではと心配です。もし、たとえ体調を悪くしたとしても、それは風力の原因だと認定されにくいではありませんか、建てるのであれば民家のないところを選ぶべきです、今回の計画に対して絶対に反対です、</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p>

表1-3 (53) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
193	<p>宅地建物取引業法第5条規定について 意見 本事が行なわれる事により、低周波の影響についての事を今後、宅地建物取引業法 35 条の規定に基づいて説明する義務が当方にはございます。風力発電による、低周波問題について、宅地建物取引業法 35 条規定に基づく説明方法、又は、御在の根拠等を開示いただきたく思います。どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>なお、予測及び評価の結果につきましては、縦覧期間中に各縦覧場所にてお持ち帰り頂ける配布資料として設置いたしました「環境影響評価準備書（要約書）」の7～10頁に掲載してございます。</p>
194	<p>（健康被害） 建設予定の巨大風車は、世界でも少なく、どんな被害が起こるか分からないと思うととても不安です。私たちの住んでいる阿波は、山に囲まれ、すり鉢上になっています。低周波音が、どの様に飛びかうかと思うと、心配でなりません。ペースメーカーを入れている人、いろんな病気をかかえている人、人に及ぼす影響がそれぞれ異なると思います。私たちを不安にさせないで下さい。安心して静かに暮らしたいです。建設は中止して下さい。</p>	<p>本事業で設置予定の風力発電機（ロータ直径：82m、タワーの高さ：78.33m）は、弊社ウインドパーク笠取風力発電所の風力発電機（ロータ直径：83.3m、タワーの高さ：65m）と同等の大きさであります。</p> <p>また、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
195	<p>健康被害があるので反対です。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
196	<p>騒音・低周波障害について 風力発電装置から低周波が観測されないのは御社に測定技術が不足、または測定器の故障です。風力発電装置から低周波が発生します。 それによる健康被害は日本だけでなく、オーストラリア等諸外国で発生しています。 懸念事項があるまま事業を推進するのは一企業としていかがなものとお考えでしょう？ 御社のCSRに沿った行動ではございません。以上</p>	<p>風力発電による健康被害について、環境省ウェブサイトでは「国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理し専門家による審査を経て医学会誌等に掲載されたレビュー論文や、各国政府による報告書等を整理したところ、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とされております。</p> <p>また、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (54) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
197	<p>環境影響評価準備書 P9 の超低周波音の閾値の 100dB の基準が低すぎる。環境基本法第 16 条第 1 項では環境基準は 40dB 以下となっている。調査地点一般④付近にはさるびの温泉とデイサービスがあり、一般③付近には民家もある。これらの建物には常に人がおり、人体に悪影響を及ぼすと考えられる。</p>	<p>国内には超低周波音に関する基準が存在しないため、ISO 7196 に記載されている超低周波音の知覚の閾値（100dB）を超低周波音の評価における参考値としました。</p> <p>施設の稼働に伴う超低周波音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における音圧レベルが最も高い地点で 68dB であり、予測結果は参考値を大きく下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）により地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、一律ではありません。</p> <p>なお、対象事業実施区域及びその周辺には、騒音に係る環境基準について地域の類型を当てはめる指定地域はありません。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017 年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に 5dB を加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より 3dB 高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>
198	<p>騒音など人体への影響 降って湧いた財産区などに入る少しばかりのお金と、騒音、低周波などによる人体へのリスクとどちらが大事なのでしょう。穏やかな村人の暮らしを脅かす可能性のあるものは、建てるものではないと思う。 また、広く村民に周知してほしいと過去に意見が出ているにも関わらず、何も改善されていません。 住んでいる人々の心に寄り添っていただけない様な計画では今後が心配でしかない。 失礼な話かもしれませんが、この計画には不信感しかありません。容認はできません。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、本事業による森林の伐採等は必要最小限とするため、森林が持つ水源の涵養機能への影響は小さいものと考えております。また、本事業では、造成面積の 70%以上に対し緑化対策を施すとともに、盛土部は緑化機能を有した「補強土壁工」を採用し、緑化を促進します。切土部は、土質に合わせた安定勾配とし、切土法面には、種子吹付工等緑化工法を採用し、法面の表層を保護します。</p>

表1-3 (55) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
199	<p>健康被害について                      風力発電の騒音、低周波、超低周波による深刻な健康被害が日本各地で報告されているのを知らない筈はなく、わかっている人家のそばに建てるのか。                      (株)シーテックは「因果関係が認められなければ保証しない」と説明会ではっきり言いましたね。(株)シーテック既設の笠取風力発電所による深刻な被害が新聞沙汰になったのは事実ですね。                      騒音、低周波、超低周波による睡眠障害、耳鳴り、めまい、頭圧感、耳圧感、めまい、ふらつき、頭痛、動悸、自律神経失調症等々世界中で被害が報告され風力発電戦争とまで言われている。                      私達は、この無責任な不誠実な(株)シーテックの風力発電事業を許せません。                      穏やかに暮らしている地元の子供達や、若い人、お父さんお母さん、おじいちゃんにおばあちゃんの、この暮らしを奪う権利はありません。                      憲法第25条第1項「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」                      (株)シーテックの利益のみのための基本的人権侵害は社会も許してはならない。</p>	<p>風力発電による健康被害について、環境省ウェブサイトでは「国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理し専門家による審査を経て医学会誌等に掲載されたレビュー論文や、各国政府による報告書等を整理したところ、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」とされており。                      なお、本事業による騒音(低周波音を含む)及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
200	<p>仮に、低周波音によって身体に症状が出て風力発電との因果関係が認められないからと責任すらとってくれない。そんな事を聞いて誰が望んで風車を建てて欲しいと思いますか。自分の大切な家族に何か起きるのではないかと、そんな不安な生活を送りたくありません。                      勿論、この自然豊かな場所を取って選んで家を買ったのだから転居なんて考えたくもありません。私達の生活を壊さないで下さい。</p>	<p>騒音(低周波音を含む)及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。                      また、風力発電機稼働後、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、先ずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p>

表1-3 (56) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
201	<p>③騒音（低周波音を含む）苦情について 公害1 （株）シーテック社の笠取発電所）</p> <p>③これは大変です。ウィンドファーム笠取の稼働後風車から 1km の大山田町汁付住民は騒音で眠れない、アノイアンスがある等、精神病的な訴えで（株）シーテック社は寝室に防音装置とクーラーを付けた。私の集落は、ウィンドファーム笠取から 2km～3km にあります。日によってはスイング音の山鳴りが聞こえます。時にはジェット機が向かってくる音と勘違いする音が届きます。風車の音と身体と共鳴してアノイアンスを感じる場合もあります。</p> <p>（株）シーテック社に騒音を平成 25 年春に訴えると、名古屋本店の事業部長、津支店長が来て簡易な騒音測定を行った。結果は、集落には騒音及び低周波音は届いている。支店長は「自然界からも発生しているので」と説明で対策は講じることなく片づけた。測定器メーカーは 1 年以上測定できる技術はある、1 年以上測らないと騒音の実質は分からないと言っている。環境アセスの（株）テクノ中部に聞いても返答無しです。 *風力発電所建設後の苦情は応じない会社と感じます</p>	<p>弊社ウインドパーク笠取風力発電所における風力発電機倒壊事故の際は、大変なご迷惑とご心配をお掛けしたことをお詫び申し上げます。弊社は当該事故を教訓に様々な対策を講じてきております。本事業におきましても、それらの知見を最大限に活かして万全の対策を講じてまいります。</p> <p>環境騒音及び超低周波音の測定時期・期間は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、2017 年）に基づき、風車が稼働する代表的な風況を把握できる時期を選定し、有効風速範囲（10 分間平均風速がカットイン風速以上で定格風速未満の範囲）における測定として有効な日数が昼夜間ともに 3 日間以上確保できる期間としました。</p> <p>国内には超低周波音に関する基準が存在しないため、ISO 7196 に記載されている超低周波音の知覚の閾値（100dB）を超低周波音の評価における参考値としました。</p> <p>施設の稼働に伴う超低周波音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における音圧レベルが最も高い地点で 68dB であり、予測結果は参考値を大きく下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017 年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に 5dB を加えた値です。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における騒音レベルの増分が最も大きい地点で、残留騒音より 3dB 高い結果となりました。</p> <p>予測結果は指針値を下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。</p>

表1-3 (57) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
202	<p>14、環境省の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、「もともと静穏な地域であるため比較的低い騒音レベルでも苦情等が発生している」。今回の対象エリアはもともと静穏な地域であり、音をより敏感に感じるのではないかと。ちなみに私は今回のエリアよりも市街地に近い「田舎」に住んでいるが、それでも家から 30m 以上離れた施設のエアコンの室外機の音で目が覚める。騒音の評価基準は一般の「閑静な住宅地」よりももっと厳しい基準を用いて評価すべきではないか。</p> <p>15、環境省の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、音は地形や気象の影響も受けやすいとも書かれている。音の測定点は地形的な条件を踏まえて、もっとたくさん設けるべきではないか。また気象条件や風向きを考えて、計測する日数、時間を増やすべきではないか。</p> <p>16、環境省の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、音の感じ方は風力発電に対する視覚的影響・肯定否定の態度・経済的便益の有無等の心理的影響を受けるとも書かれている。これは今後の「課題」であるとされている。つまり音の問題も「心の問題」を含むことが明らかにされている。これは単純に数値化できるものではない。また「騒音」と感じ、苦痛を訴えても、住民は簡単にはその場を離れることができない。この「心の問題」をどのように調査し評価するのか。環境省の検討会の言う今後の「課題」をどう捉え、どのように解決しようというのか。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音の評価基準は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）に風力発電施設から発生する騒音等に関して、騒音問題を未然に防止するための参考となる指針が示されており、指針値は残留騒音に 5dB を加えた値です。この評価基準は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものであることから、この指針値を基にした評価は適切と考えます。</p> <p>環境騒音の調査地点は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域を対象とし、対象地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定しました。</p> <p>環境騒音の測定時期・期間は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、2017年）に基づき、風車が稼働する代表的な風況を把握できる時期を選定し、有効風速範囲（10分間平均風速がカットイン風速以上で定格風速未満の範囲）における測定として有効な日数が昼夜間ともに3日間以上確保できる期間としました。</p> <p>以上のことから、環境騒音の調査は適切と考えます。</p> <p>ご指摘のとおり同文献によれば、「風車騒音に悪影響があるのではないか」という思い込みによって、わずらわしさ（アノイアンス）や他の健康影響を訴える可能性がある知見等が報告されており、このようなバイアスや交絡要因をどのように評価するかは今後の課題である」とされており、現状ではこの影響について予測評価は困難と考えられることから、今後も本事業へのご理解を深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
203	<p>18、「景観」と「音」とは密接に結びついていることが以上のことからわかる。したがって住民が安らぎや魅力を感じるような景観の形成を図るためには「音」もまた大切な要素となる。聴覚や身体的に異常をきたすかどうかだけでなく、「音」の景観へ及ぼす影響を調査・評価すべきである。</p> <p>19、低周波音に関して、体調不良と音との因果関係が明らかにならないと取り上げられない旨の発言を、シーテックが行ったと聞いた。しかし今述べたように、音や景観は「心の問題」でもあり、体調不良にならずとも多大な影響を与えるものである。その点が全く無視されている現状に強い危機感を覚える。</p> <p>20、音に関して言えば世界的に見れば低周波音の影響は確かにある。ハムノイズやミソフォニアの問題も現実に指摘されている。身体的な影響もだが、心理学的な見地からこれらをとらえるべきという考えもある。低周波音の評価は「聴覚」などの医学的見地からだけでなく、心理学的な影響もまた測るべきである。建設を進めて、その結果、心理的にでも「苦痛」を受けたらどのように対処するつもりなのか。他所ではあるが実際に「被害」を訴えて、苦しんでいる人もいる。環境省の検討会での指摘にもあるように「苦情」はあるのである。「知らない」は無責任である。きちんと説明をすべきである。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」環境省 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、2016年11月）によれば、「風力発電施設により景観が損なわれると感じる場合にわずらわしさ（アノイアンス）の度合いが大きくなるとの知見や（中略）風車騒音に悪影響があるのではないかという思い込みによって、わずらわしさ（アノイアンス）や他の健康影響を訴える可能性がある知見等が報告されており、このようなバイアスや交絡要因をどのように評価するかは今後の課題である」とされており、現状ではこの影響について予測評価は困難と考えられます。</p> <p>低周波音の影響については、発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた方法書に基づき、調査、予測及び評価を行いました。その結果、低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p>

表1-3 (58) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
204	<p>2.建設そのものに関して</p> <p>①私たちの4才の息子はこれまでに4度命の危機があり、1才時には脳梗塞になり半身マヒになりました。脳の血管が極めて細いと指摘を受けています。ダウン症があり、眼や耳鼻科系等も虚弱です。そのような状態のため、低周波等が基準値を下回る値であっても、ほぼ間違いなく身体に支障をきたします。また本人はことばで訴えることもできません。今度脳梗塞を再発したら命の保証はありません。もし私たちと同じ立場にあっても、建設を進められるのか、トップの方にお伺いしたいです</p> <p>②なぜ保育園や小学校、住宅、田畑に近い場所を選ばれたのでしょうか。身体だけでなく発達面にも影響がないと言い切れるのでしょうか。</p>	<p>住居からの距離については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」（環境省、2010年10月）を目安とするとともに、弊社既設風力発電所の運転実績より、住居並びに保育園や小学校等から1km以上の距離を離すよう風力発電機を配置しており、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>



表1-3 (59) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

3. 土地の安定性

No.	意見の概要	事業者の見解
205	<p>4. 基準、規格の誤用をしてはならない：シーテックは土砂崩れを指摘すると「規格通りの工事をして、行政や地元と協議しているから問題ありません」と繰り返す。林道の規格というのは最低限の規格で、その通りにしたら、土砂崩れは起きないと保証するものではなく、規格通りの工事をしたら、土砂崩れを起こしても免責されるというものでもない。かつて「悪いのは規格で、規格通りの工事をした自社に問題はありませぬ」とまで言った職員もいた。すべて施工者の自己責任である。国定公園内、保安林、土石流危険地域においても特別に許可を得て、承知の上で事業を実施したわけであるから、従来の基準、規格では済まない事を自覚し、土砂崩れの復旧、防止、維持管理をし、それに基づく、新規計画を立案するべきである。</p>	<p>土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p>
206	<p>2 対象事業実施区域において、複数個所に法面崩壊や地滑り地形が確認されている以上、風力発電機を立てるべきではない。 現在稼働中の風力発電機の現場を見て回ったが、法面崩壊や植栽ができていない箇所がたくさんあり、また、新たに通した管理用道路に至っては、道路の下部が大きくえぐられ、何度も崩れてくる土砂を取り除くことができず、土砂にコンクリートをかけて道路上に放置させ、別の所に橋を架けて、ようやく通行できるようにしたという現場にはあきれてしまった。 山を切土して、その土砂で盛り土をすれば、そこは軟弱地盤になる。準備書には「尾根部は風化が深い傾向にあり、法面等の安定性等に留意する必要がある」との記述があるが、既存の風力発電機でも、多くのところが同じ地盤と推察されるくらい、あちこちで崩れている。崩壊を止める適切な工法があるのなら、明確に示されたい。</p> <p>3 株式会社シーテックの企業としての信頼が持てないから、発電機は立てるべきではない。 既存の風力発電機の管理や周辺整備ができていないどころか、山肌が崩れたまま放置しておく箇所もあることが、住民説明会で判明した。「低酸素社会への実現に寄与してきた」とあるが、森林伐採をし、植栽も不十分なまま山肌をあらわにして立っている風力発電機を多く目の当たりにし、この事業は環境破壊につながる事業であり、企業責任を果たさないことがわかった。よって、立てるべきではない。</p>	<p>本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行います。</p> <p>また、本事業では、造成面積の70%以上に対し緑化対策を施すとともに、盛土部は緑化機能を有した「補強土壁工」を採用し、緑化を促進します。切土部は、土質に合わせた安定勾配とし、切土法面には、種子吹付工等緑化工法を採用し、法面の表層を保護するなど、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>その他、緑化については、可能な限り地域の郷土種を利用するとともに、当社が研究・開発中のシカの食害対策を考慮した緑化技術を積極的に採用して行きます。</p> <p>その他、ご意見頂きました”新たに通した管理用道路”につきましては、予防保全、地域貢献等の観点から関係行政と十分な協議をしたうえで適切な対応を実施しております。</p> <p>なお、これらの計画及び技術紹介は、第2章「2.2.8 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項」に記載しました。</p> <p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (60) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
207	<p>23、すでに稼働している風力発電による土砂の流出の報告もあります。ウインドパーク笠取などでは法面の崩落、作業道の路肩崩落などが実際に起きている。また、それらへの対策が取られていないままである。谷が土砂で埋まり、シーテックが自主的に土砂を搬出していると津市から説明を受けている個所もある。これらの原因と、それをふまえた今事業における対策が示されていない。説明会でも結局、不明確なままであった。環境影響評価準備書では影響は小さいとか一時的だとか書いてあるが、こうした実態を踏まえてのこととは到底思えない。あの実態を見ると環境影響評価準備書に書かれていることは「絵に描いた餅」にしか見えない。</p> <p>24、この地域にはマサ土が存在する。風車や林道、作業道を作って崩壊、崩落しないか。土砂が流出して治山ダムや河川などへ影響しないか。先述した通り、シーテックがすでに事業を進めている風力発電所では土砂の崩落などが実際起きている。おそらく、その事業の環境影響評価時にも適切な施工を行うといった文言が記載されていたはずである。しかし、適切に行ったはずの工事である現状である。逆にまったく適切な工事がなされていないことが証明されている。説明会でも適切な工法（表現は違ったかもしれませんが。記憶で書いています。）で実施するといった旨の説明があった。その適切な工法がわからない。また、それは第三者の専門家に評価してもらうべき事柄なのではないか。</p>	<p>本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>また、土地を造成する箇所においては、環境保全措置として土砂流出防止柵や沈砂樹等の土砂・濁水流出防止策等の設置を適切かつ確実に実施します。</p>
208	<p>（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業に対する意見書 環境影響評価法 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地により、次のとおり意見を提出する。 【意見の項目】土地の安定性 等 【意見】 環境影響評価準備書において、地形及び地質（土地の安定性）の項に『法面等の安定性等に留意する必要があるが、（中略）適切な工法を採用することで回避可能な範囲であると予測された』とあるが、既存の布引山系の(株)シーテック社の風力発電施設では、多くの法面等で崩落が発生し、またその対応も杜撰なものであるのは一目瞭然。 このような管理をしておきながら、さらに風力発電が増えて環境に影響がないわけがない。 異常気象により、大雨や台風被害が深刻になってきた昨今、今の管理状況ではいずれ地盤から風車が倒れる可能性さえあると思われる。 （それほど崩落が酷いことを認識しておられるのか。） すでに同山系で被害をだしている旨を、会社・市・県・国で共有していただき、この地に風力発電が合っているのか、根本から見直しをお願いしたい。</p>	<p>本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>また、ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p>

表1-3 (61) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
209	<p>3. 既存の風力発電所の土砂崩れの修復をまず行い、防止対策を検討すべきである：シーテックのウインドパーク笠取、ウインドパーク美里、シーテックが大部分の株式を所有し、津市も伊賀市も発言権すらない青山高原ウインドファームでは、土砂崩れがあまりにも多く、至る所にみられるのに、一部しか修復されていない。特に第1種特別地域を侵している法面は何度修復しても崩れ、現在も木の根がむき出しになり、いつ落ちてもおかしくない状況にあり、遊歩道崩落の恐れも生じている。PR 施設跡の大規模な崩落後は、未だ土嚢による仮復旧状態であり、根本的な復旧や流出して土砂の撤去は行われていない。ウインドパーク笠取、美里では特にひどい場所が多く、説明会での事業者の話では、「後何年も土嚢による仮復旧で置いておく」と言っている場所もある。小さい内に復旧しておかないと、事業終了時の復旧が極めて困難になることを自覚し、まず、これらをすべて復旧し、その教訓を元に、新たな計画を立案すべきであるが、この準備書にはその記載が全くない。</p>	<p>本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>また、ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはありません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p>
210	<p>私は青山高原の60年前の姿を知る者です。2020年7月19日にほんとうに久しぶりに青山高原の風車と、土砂崩れのありさまを見て来て、怒り、と絶望感、でいっぱいになりました。せめて、崩れたところを直すべきです。せめて、直してもらえるまで、私は声を上げ続けます。今回阿波にも風車をたてよう計画されていることにも大反対します。風車をたてるために作られる6m巾もの道がつけられ、そのために土砂崩れの場所ができるのは、青山高原の例を見てもあきらかです。そして、それが直されない。くずれた土砂をコンクリートで固め、道をふさぎ、橋をかけてしまうなんて所も見学してきました。とんでもないことです。</p>	<p>ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはありません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p> <p>また、本事業の土地の安定性については、弊社既設風力発電所等における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p>
211	<p>風車の設置により発生している土砂崩れがたくさんあることを知りました。土砂崩れが止まらないので、土嚢をつんだまま置いておく、コンクリートで固めておく、橋をつくって迂回させるといった、今行っておられる対応では、根本的な解決にはなっていないのではないかと思います。土砂崩れによって、土砂が下流に流れ、砂防ダムが土砂で埋まっている事実にも不安を覚えました。水害被害が全国で多発している昨今、これらの土砂によりダムが決壊する等の事態になってからでは遅いと思います。場当たりの処置でやり過ぎのではなく、山林地帯の土砂崩れの整備と、砂防ダムの土砂の除去等を含めた、今現在発生している諸問題に目を向けて、自然環境全体を視野に入れたうえで適切な環境の修復が必須だと思います。それもせずに新規の風車着工を計画されているということ自体、ありえないと思います。</p>	<p>ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはありません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p> <p>また、本事業の土地の安定性については、弊社既設風力発電所等における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p>

表1-3 (62) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
212	<p><b>5. 地元住民や地主に十分に土砂崩れの危険性についても説明するべきである：</b>伊賀市市道（高良城林道）では崩れた林道の復旧を諦め、迂回する橋を架けたが、説明会（6/27）で事業者は「市と地元と何度も協議して決めたことで、公の場ではちょっと言えないような話もしている」と説明したが「公には言えないような話」で土砂崩れを放置してはならない。ただの山林なら、土砂崩れがあった場合、災害復旧事業、治山事業などの公共事業や各種の補助事業が使えるが、人工的に造成した場合はそれらは一切使えず、自己責任になる。事業終了後そのまま地主に返したら、地主の自己責任になるので、小さい内に復旧しておかないと、地主と地元住民は将来たいへんな負担を強いられることになることを良く説明し、復旧費用に比べるとはるかに安価な金銭や「公には言えないような話」で一時しのぎをするべきではない。その教訓を踏まえて分析し、新規事業を計画するべきである。</p> <p>24. 以下にシーテックとその関連会社による青山高原の風力発電所の土砂崩れの現場写真を供覧する。（別シート 添付写真1）</p>	<p>ご意見頂きました”伊賀市の迂回する橋”につきましては、予防保全、地域貢献等の観点から関係行政と十分な協議をしたうえで適切な対応を実施しております。</p> <p>本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p> <p>土地の安定性については、弊社既設風力発電所等における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>なお、人工造成した場所だから補助事業は一切使えないということはなく、将来事業が終了する時点におきましては、弊社が責任をもって地権者さまとの協議を行い土地を返還することとしております。</p>
213	<p>シーテックは、既存のウィンドパーク笠取、美里、青山高原で、余りにも多過ぎる土砂崩れをどれ一つとしてまとも直せていない。伊賀市が何度も勧告しているにも関わらず放置されたままである。風力発電建設によって至るところに土砂崩れが多発しているにもかかわらず、その土砂崩れを修復することもないまま、今回同じような準備書を出されている。今まで貴社がよしとされてきた計画でも、土砂崩れがおこりづづけている現状があるのに、今回も同じような準備書を出してこられている。この準備書でよいとされている、その根拠を示されたい。</p>	<p>ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p>
214	<p>今年長雨が続きあちらこちらで土砂崩れ等の被害が出ています。気象変動により日本の気候は予想を超えて悪化する事も大いに考えられます。以前の台風で淡路島の風力発電が根っこからごっそりと取れてしまった映像に唖然とした記憶が蘇りました。他の場所でも強風時に停止するはずの装置が誤作動のあげくプロペラが落下、人体への影響もおおきいです。安全性が疑われるものを住民の理解、賛成もなく建築される事に反対します。</p>	<p>ご意見いただきました他事業による風力発電機倒壊事象につきましては、適切な保守体制が運用されていなかったことにより、長期に渡り運転を停止する場合に、必要な電源の操作がされていなかったことが原因であるとのことであり、関連情報につきましては、経済産業省のウェブサイト上に公開されております。弊社と致しましては、これまで通り、このような他サイトの最新情報の収集に努め、関係法令に基づく適切な保安体制による維持管理は勿論のこと、追加的に対策が必要な場合についても迅速に対応することにより最善の公衆保安に努めてまいります。</p>
215	<p>ウィンドパーク布引北の事業を中止、撤回して下さい。環境影響評価準備書を読みました。工事中に切りひらく林道ですが、先日青山高原に建っている風車を見に行ったところ、崩れたのり面を土のう袋をつんだまま何年も直せずに放置されている所がありました。もとあった道をなおせず、橋を作って道を変えている所もありました。その土砂が流れこんだ砂防ダムはもういっぱい、土砂をとり除かないと砂防ダムの機能を果たせそうにないです。こちらはいつ、土砂をとりのぞくのでしょうか？今ある風車の管理も十分にできないのに、新しい風車を建てるのはやめて下さい。</p>	<p>ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p> <p>また、ご意見頂きました”橋を作って道を変えている所”につきましては、関係行政と十分な協議をしたうえで適切な対応を実施しております。</p> <p>本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p>

注：意見の概要中の図写真については、省略させて頂きました。

表1-3 (63) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
216	<p>自然エネルギー、再生エネルギーへの期待が高いからこそ、実体を知ったときの落胆も大きく、怒り憤りも大きいです。どうか、企業理念の根幹に立ち戻って本当に自然に優しい、人も動植物も傷つけない、本当のエネルギー事業をして下さい。うらみを買ひ、とりかえしのつかない公害を生む企業ではなく、感謝され喜ばれ地域を活性化する企業になって下さい。</p> <p>ウインドパーク布引北の事業を中止、撤回して下さい。環境影響評価準備書を読みました。工事中に切りひらく林道ですが、先日青山高原に建っている風車を見に行ったら、崩れたのり面を土のう袋をつんだまま何年も直せずに放置されている所がありました。もとあった道をなおせず、橋を作った道を変えている所もありました。</p> <p>その土砂が流れ込んだ砂防ダムはもういっばいで、土砂をとり除かないと砂防ダムの機能を果たせそうにないです。こちらはいつ土砂をとりのぞくのでしょうか？今ある風車の管理も十分にできないのに、新しい風車を建てるのはやめて下さい。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p> <p>また、ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握はもちろんのこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p>
217	<p>意見</p> <p>1) 基礎の撤去について</p> <p>事業者(株)シーテックの担当者は、当風力発電事業の運用が終了した時には、土台を含めて完全に撤去すると説明会で明言しました(証言もあります)。しかし、国に確認したところ、山の上の1基当たり約500㎡、約1,150トンもの基礎を撤去する事はかえって地盤を不安定化させる恐れがあるので、撤去はできないであろう、との見解でした。</p> <p>① 事業者が、反対されないようその場しのぎで「完全撤去します」と発言した場合： そのような事業者に大規模公共事業並みの同計画を任せる事はできません。</p> <p>② 撤去する場合： 山の安全は確保できるのか、撤去費用は確保されているのか、どちらも不確実なため安心できません。万が一、発言通り完全撤去した場合、数十年に渡って100基以上の風力発電機により弱体化した布引山地に、さらなるダメージを与え、水脈の破壊、河川の濁り、土砂崩壊等の災害が起きる危険が益々大きくなります。エネルギーのためとはいえ、人間の力では到底修復できないレベルまで自然を破壊する事は許されません。当計画を即刻中止して下さい。</p> <p>③ 撤去できない場合： 運用が終わっても完全撤去できないような巨大な建造物を、布引の山々に建設するのは絶対にやめて下さい。</p> <p>2) 土砂崩れ、土砂崩壊について： 同事業者の既存風力発電事業地で、土砂崩れがたくさん起きています。「加太の自然を守る会」のfacebook等にある画面を見れば明らかです。事業者は市や地権者と相談して適正に対応していると言っていますが、そもそもこのようにたくさんの土砂崩れを起こしてしまう事業者に新規事業を任せる事はできません。</p> <p>伊賀市の市道も土砂崩れの影響で通行止めにして、そこを通らなくていいように事業者が市道の付け替え工事を行いました。それについて尋ねても「土砂崩れは起きていない、伊賀市と相談の上適正に対応している」と繰り返すばかりでした。伊賀市と相談しているのは事実としても、地権者がいいと言えば、環境を破壊していいわけではありません。</p> <p>(※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください)</p>	<p>土地の安定性に配慮した風力発電機供用後の基礎撤去の要否につきましては、地権者さまに不利益が生じないことを前提とした協議を含め、土地の賃貸借契約を進めてまいります。</p> <p>なお、本事業は風力発電機供用後の撤去費用を盛込んだ計画としております。</p> <p>また、ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>

表1-3 (64) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
218	<p>については建設に伴い想定されている土砂災害等に対する対策はもとより地域の自然環境、生活環境に細心の配慮をし、地元地域と十分に協議のうえ計画を進められたい。特に準備書では、「法面等の安定性等に留意する必要があるが、詳細設計及び施工検討により適切な工法を採用する」とされています。具体的には示されていませんが、管理用道路や施設ヤード等の造成法面（切土・盛土）、残土盛土地の緑化、植栽について、地元住民が安心できる計画とすること。また、将来にわたり、計画風力発電施設と共存・共栄していける計画をされたい。</p>	<p>本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>また、緑化については可能な限り地域の郷土種を利用するとともに、弊社が研究・開発を進めているシカの食害対策を考慮した緑化技術を積極的に採用して行きます。</p> <p>なお、これらの計画及び技術紹介は、第2章「2.2.8 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項」に記載しました。</p> <p>なお、引き続き地域の皆さまが安心でき、将来にわたり共存・共栄していけるよう努めてまいります。</p>
219	<p>⑤50年に一度の豪雨による土砂災害、台風による雨と突風、地震が明らかに増えています。実際に数年前に青山高原で倒壊した事故もありました。想定外についての対策を教えてください</p>	<p>本事業では、造成面積の70%以上に対し緑化対策を施すとともに、盛土部は緑化機能を有した「補強土壁工」を採用し、緑化を促進します。切土部は、土質に合わせた安定勾配とし、切土法面には、種子吹付工等緑化工法を採用し、法面の表層を保護します。</p> <p>一方、近年の予想外の豪雨等により、全国的に法面の崩落が多発傾向にありますので、万が一事業地内において土砂崩れ等が発生した場合には、作業員の安全と保守用道路の早期復旧を第一に優先順位を以って復旧対応を実施してまいります。</p>
220	<p>災害について          (株)シーテックの今回の計画用地862haの殆どが土石流危険区域となっており保安林でもある。更に予定地は急勾配である。          「数十年に一度」の豪雨が毎年発生し大きな被害地を作っている昨今、土石流危険区域、保安林を破壊掘削する事は、予定地下流域住民を大きく危険にさらす事になる。          (株)シーテック既設の青山高原ウィンドパークを見に行った。土砂崩れ現場は何ヶ所もあり、根本的な復旧工事がなされていない。何年も土のうを積んだままの場所崩れ続きで草も根付かない場所。下が抜け落ちた道無責任すぎます。この状態を放っておいて、次の新設などは、どの様な「対策をする」と言われても信用出来るものではない。</p>	<p>風力発電機のヤード及び工事用・管理用道路等の改変面積は48.6haです。</p> <p>本事業の実施にあたっては、改変面積の削減や、緑化工法の積極的採用及び開発行為に係る残置森林率を遵守する事で、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避または低減が図られるものと考えております。</p> <p>また、ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはありません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p>
221	<p>意見 現地へ行って頂ければ一目瞭然ですが、同事業者による既存の風車建設地は、緑化ができていません。室生赤目青山国定公園の中でさえ、むき出しの土が広範囲に広がり、国定公園とはとても思えません。緑化もできない事業者に、新規の事業は任せられません。          (※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください)</p>	<p>緑化については、弊社の既設風力発電所における経験を十分に活かし、適切に実施します。具体的には、造成時の表土を用いた早期の緑化に努めるほか、可能な限り地域の郷土種を利用するとともに、弊社が研究・開発中のシカの食害対策を考慮したアセビ等の緑化技術を積極的に採用して行きます。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>

表1-3 (65) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
222	<p>令和2年7月5日亀山市林業センターにて行われた風力発電事業説明会に参加させていただきました。</p> <p>説明会で説明のなかったシーテックが過去に起こした風車の事故、またウィンドパーク笠取、青山高原ウィンドファーム、笠取高良城林道の土砂崩れなど、これら全ての説明がなされていなかった。</p> <p>まずウィンドパーク笠取は約10年前から土砂崩れが続いており、現在は黒色の土囊を積み上げただけの処置で放置された状態である。これはあと何年この状態でほっとくのか、またシーテックが風力発電事業を撤退した後もこの状態だった場合、誰が元通りにするのか不透明である。</p> <p>笠取高良城林道の土砂崩れは土砂を撤去できなかったのか、土砂をコンクリートで固めたまま放置し林道が通れなくなっていた。またその横の砂防ダムは土砂が沈殿し晴れていても溢れそうになっていた。</p> <p>今、日本各地で大雨による災害が増えてきています、笠取や青山高原の工事をそのまま放置すればいずれ大規模な土砂災害につながる事が予想されます。またこれら中途半端な工事をそのままにして次の風力発電事業を計画されている事に驚いています。ウィンドパーク布引北風力発電事業を計画するより先に土砂崩れの予防対策を計画した方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>弊社ウィンドパーク笠取風力発電所における風力発電機倒壊事故の際は、大変なご迷惑とご心配をお掛けしたことをお詫び申し上げます。弊社は当該事故を教訓に様々な対策を講じてきております。本事業におきましても、それらの知見を最大限に活かして万全の対策を講じてまいります。</p> <p>また、弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ確かな応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p> <p>現在、同発電所においては、一部の法面において崩土を確認しており、現在復旧工事を実施しています。大型土囊による処置については、担当行政との協議により、土地が安定するまでの一時的な応急復旧として実施しております。</p> <p>本事業の土地の安定性についても、上記既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。</p> <p>なお、将来は可能な限り元通りに戻すことを大前提としており、必ずしもコンクリート擁壁での復旧を前提にするものではありません。</p>

表1-3 (66) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

4. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
223	■2.本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのか?	本事業で採用を予定する風力発電機は、カットイン風速以下であっても風車が遊転状態にあり、ゆっくりと回転します。
224	■3.本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)を任意に変更できるのか?	本事業で採用を予定する風力発電機は、カットイン風速は任意に変更可能なシステムを採用しております。
225	■4.本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのか?	本事業で採用予定の風力発電機は、メーカーの標準では弱風時にフェザリングをしない仕様となっております。
226	■5.本事業は風力発電事業だが、風速とコウモリの活動量の相関を予測に一切反映させない合理的理由は何か?	国内におけるコウモリ類への予測(ブレード・タワー等への接近・接触)について、バットストライクがどの程度発生するかは、確立された予測の手法がないと認識しており、現時点では予測は困難であると考えております。
227	■6.コウモリ類の予測結果(ブレード・タワー等への接近接触)が不適切 P858「これらの種に該当する周波数が対象事業実施区域及びその周辺で確認されているが、 <u>環境保全措置として施設の点検時等を除き、ライトアップは行わないことにより、昆虫類及びそれらを餌とするコウモリ類が誘引される可能性は低減されることから、これらの種への影響は小さいものと予測する。しかしながら、これらの種の予測には不確実性が伴うため、事後調査を実施する</u> 」とある。 事業者は、「コウモリ類高度別飛翔状況調査」や「既設風力発電機周辺のコウモリ類飛翔状況調査」といった定量調査を2年間も行い、その結果もP625～P632と8頁にわたって「わざわざ」解析した。しかし肝心の影響予測が、たった4行、これまでと同様の「 <u>定性的予測</u> 」とは呆れた話である。そもそも「 <u>ライトアップをしないので影響が小さい</u> 」ならば、わざわざ「 <u>2年間の定量調査</u> 」をする必要がないだろう。P625～P632の調査結果を踏まえて、定量的に予測をすること。	国内におけるコウモリ類への予測(ブレード・タワー等への接近・接触)について、バットストライクがどの程度発生するかは、確立された予測の手法がないと認識しており、現時点では予測は困難であると考えております。 そのため、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。



表1-3 (67) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
228	<p>■7.コウモリ類の予測結果(ブレード・タワー等への接近接触)が不適切</p> <p>P858「これらの種に該当する周波数が対象事業実施区域及びその周辺で確認されているが、環境保全措置として施設の点検時等を除き、ライトアップは行わないことにより、昆虫類及びそれらを餌とするコウモリ類が誘引される可能性は低減されることから、これらの種への影響は小さいものと予測する。しかしながら、これらの種の予測には不確実性が伴うため、事後調査を実施する」とある。</p> <p>だが、ライトアップをしていなくてもパットストライクは発生している。国内で報告されたパットストライクの事例は以下のものがあつた。これらの施設ではライトアップは行っていないが、実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。以上のことから「ライトアップは行わないので影響は小さい」との「定性的予測」はありえない。これらの現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<b>実施しない理由</b>を述べよ。</p> <p>※45個体(4種、1～32個体)、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのパットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11、2017)</p> <p>※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド)青森県</p> <p>※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株式会社ジェイウインド)上ノ国)北海道</p> <p>※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社)青森県</p> <p>※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社)北海道</p> <p>※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第2回)」(令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2011年1月、2015年9月修正版)における事例紹介に基づいて「ライトアップを行わない」としました。ライトアップを実施しないことで、鳥類や昆虫類、コウモリ類の誘引を低減できる効果はあると考えております。</p> <p>また、影響の低減措置の追加については、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>

表1-3 (68) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
229	<p>■8.コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。</p> <p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010</p>	<p>本事業で採用予定の風力発電機は、メーカーの標準仕様での運用を予定しているため、現時点では環境保全措置としてカットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリングは採用しておりません。</p> <p>ただし、バットストライクに関する予測には不確実性が存在すると認識していることから、事後調査を実施する計画です。</p> <p>事後調査により、特定の風車や時期にバットストライクが多く発生する等、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
230	<p>■9.「回避」と「低減」の言葉の定義について 「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を述べよ。</p>	<p>「環境アセスメント技術ガイド」(一般社団法人日本環境アセスメント協会、2017年)によれば、「回避は行為の全体または一部を実行しないことによって影響を回避すること、低減は何らかの手段で影響要因または影響の発現を最小限に抑えること、または発現した影響を何らかの手段で修復すること」とされています。</p>
231	<p>■10.回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2011年1月、2015年9月修正版)における事例紹介に基づいて「ライトアップを行わない」としました。ライトアップを実施しないことで、鳥類や昆虫類、コウモリ類の誘引を低減できる効果はあると考えております。</p>
232	<p>■11.回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	
233	<p>■12.コウモリ類の保全措置(フェザリング)をすること 「予測に不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令(平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号)第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきである。</p> <p>第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること</p>	<p>本事業で採用予定の風力発電機は、メーカーの標準仕様での運用を予定しているため、現時点では環境保全措置としてカットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリングは採用しておりません。</p> <p>現時点では、実行可能な範囲での環境保全措置を検討しておりますが、バットストライクに関する予測には不確実性が存在すると認識していることから、事後調査を実施します。</p> <p>事後調査により、特定の風車や時期にバットストライクが多く発生する等、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
234	<p>■13.国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング(ブレードの回転制御)は実施しない(できない)」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。</p>	<p>現時点では、実行可能な範囲での環境保全措置を検討しておりますが、バットストライクに関する予測には不確実性が存在すると認識していることから、事後調査を実施します。</p> <p>事後調査において、特定の風車や時期にバットストライクが多く発生する等、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p> <p>なお、国内の事例数は予測の根拠としておりません。</p>

表1-3 (69) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
235	<p>■14.国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない2</p> <p>前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング(ブレードの回転制御)を実施しない(できない)」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。</p>	<p>現時点では、実行可能な範囲での環境保全措置を検討しておりますが、バットストライクに関する予測には不確実性が存在すると認識していることから、事後調査を実施します。</p> <p>事後調査において、特定の風車や時期にバットストライクが多く発生する等、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
236	<p>■15.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。問手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげること、衝突リスクを低下させることができる」と書いている。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している。</p>	<p>本事業で採用予定の風力発電機は、メーカーの標準仕様での運用を予定しているため、現時点では環境保全措置としてカットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリングは採用しておりません。</p> <p>ライトアップを実施しないことで、鳥類や昆虫類、コウモリ類の誘引を低減できる効果はあると考えております。</p>
237	<p>■16.「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か</p> <p>事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。</p> <p>事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか?カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている(年間総出力の1%以下)。</p>	<p>本事業で採用予定の風力発電機は、メーカーの標準仕様での運用を予定しているため、現時点では環境保全措置としてカットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリングは採用しておりません。</p> <p>コウモリ類の環境保全措置については、引き続き新たな知見の収集に努め、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
238	<p>■17.コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること1</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げることフェザリングの)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施すること。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置については、試運転期間も含め供用開始時から実施します。</p>
239	<p>■18.コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的援拠を必ず述べるように。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置については、引き続き新たな知見の収集に努め、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>

表1-3 (70) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
240	<p>■19.コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。</p>	<p>バットストライクに関する事後調査については、専門家等の指導・助言を踏まえ、適切に実施します。</p> <p>また、事後調査により衝突等が確認された場合は、バットディテクター調査の結果、風況等の気象条件を踏まえた発生原因の究明に努めるとともに、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
241	<p>■20.事業者は「予測の不確実性」を根拠に「コウモリ類の保全措置をしない(=事後調査のあとまで引き延ばす)つもりかもしれないが、仮にそうならば、発電所アクセス省令にある、「環境保全措置」と「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>本事業で採用予定の風力発電機は、メーカーの標準仕様での運用を予定しているため、現時点では環境保全措置としてカットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリングは採用しておりません。</p> <p>一方で、仮にこれらの環境保全措置を全て実施可能となった場合においても、実際のブレードの回転範囲の高さにおけるコウモリ類の生息状況の詳細を把握できていないことから不確実性は伴うと考えています。したがって、不確実性を根拠に保全措置を先延ばしする考えはありません。</p> <p>なお、環境保全措置については、コウモリ類に対するライトアップを行わないこと以外にも、改変面積を最小限にする等の措置を確実に実施します。</p>
242	<p>■21.「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査については、準備書に対する意見及び専門家等の指導・助言を踏まえ適切に実施します。また、調査結果については、必要に応じて報告又は公表回数を増やすなど今後の類似事業の環境保全に寄与できるよう適切に公表してまいります。</p>
243	<p>■22.月事後調査(死骸探索調査)は徹底的に実施すること</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)は、毎週1回以上の頻度で「4月から11月まで」必ず実施すること。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書)P213.NEDO, 2018.</p>	<p>バットストライクに関する事後調査では、準備書の調査により実施した既設のウインドパーク笠取風力発電所の2基の風力発電機の本セルに設置した長期的なバットディテクター調査の結果を踏まえて、コウモリ類の飛翔が盛んとなる8月～9月に週1回、設置した全風力発電機において実施します。なお、同調査によりコウモリ類の飛翔は風速が弱い晴天日に多く確認されていることから、気象条件を踏まえて適切なタイミングで実施することを検討します。</p>
244	<p>■23.コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。よって、コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることを。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設費し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮、のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>バットストライクに関する事後調査では、風力発電機の本セルにバットディテクターを設置する調査の実施を検討します。準備書の調査においても隣接する弊社ウインドパーク笠取風力発電所の2基の風力発電機の本セルに、長期的にバットディテクターを設置し、コウモリ類の音声モニタリング調査を実施しました。同調査の結果は第10章の「第10章 10.1.4 動物」に掲載しました。</p>

表1-3 (71) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
245	<p><b>15. バッドストライクの調査が必要</b>：バッドストライクは、私も確認しており、必要な調査が行われていないだけである。改めて、既存の自社及び自社関連の風力発電所で毎日の事故死体の収集、目視観察、レーダー調査などの国際基準に添う厳密な調査をまず実施すべきである。それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>コウモリ類の風力発電機のブレードへの接近・接触については、不確実性が伴うと予測しており、事後調査を実施する計画です。準備書の調査では近隣の弊社ウインドパーク笠取風力発電所の2基の風力発電機のナセルに長期的にバットディテクターを設置した調査を実施しました。事後調査については、当該調査の結果を踏まえて、コウモリ類の飛翔が盛んとなる8月～9月に週1回、設置した全風力発電機において実施します。</p>
246	<p>ヤマネに関して、方法書に対する知事意見で「調査の実施を検討すること」とあり、調査をされたようである。</p> <p>対象事業実施区域内変更区域内で1箇所2例の棲息例が確認されたとある。</p> <p>その上で、「生息環境の減少・喪失が考えられる」としながらも、「これらの種への影響は小さいものと予測する」としている。しかしながら、ここにも「可能な限り」の表現が用いられており、しかも躯体的数値が当然無い。具体的数値がないのにどうして予測ができるのであろうか。具体的数値がなければ予測することは不可能である。</p> <p>ヤマネに限らず、この手の表現はあらゆるところで散見される。このような具体的数値を伴わず予測できないものを問題なしとする論理は成り立たないので、この準備書は不備であるので、作り直して再提出すべきである。それとも、経済産業省御中は具体的な数値を伴わない予測を信頼するのであろうか。再提出しないのであれば、経済産業省御中へ問い合わせ、回答を得て、公開すべきである。</p> <p>「調査により確認されたクマタカの営巣木から周辺約1kmの区域は、風力発電機の設置位置から除外する。」とあるが、同時に「クマタカの生息及び繁殖への影響の予測には、不確実性が伴うと考えられる」としている。不確実性が伴い、事後調査を行うとしても影響によってクマタカがいなくなったらどうするのか。責任の取りようがないではないか。</p> <p>このようなことも経済産業省御中は認めるのか、確認を願う。クマタカがいなくなっちゃったら、経済産業省御中がまた連れてきてくれるのであろうか。それも併せてご確認いただきたい。</p>	<p>環境保全措置において表記しております「可能な限り」について、予測評価として数値化できるものは、計画する事業計画のとおりであり、第2章「2.2 対象事業の内容」及び第10章の各予測評価項目に記載しております。</p> <p>クマタカについては「既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書」（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、2018年）によれば、同種の繁殖については、営巣地点から風力発電機までの距離が1km以内にある場合は、繁殖の成功率が下がることが示唆された結果を報告しています。本事業計画もこの結果を参考に、確認されたクマタカの営巣地点から1km範囲においては風力発電機を設置しない計画としました。</p> <p>ただし、クマタカへの繁殖への影響及びブレード・タワーへの接近・接触については、不確実性を伴うと考えられたため、事後調査を実施する計画です。</p>

表1-3 (72) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
247	<p>(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見書</p> <p>環境影響評価法第3条の7に基づき、希少鳥類の保護および環境保全の見地から下記の意見を述べる。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クマタカについて</li> </ul> <p>貴社が作成した環境影響評価準備書(以下、準備書という)に示されている対象事業実施区域(以下、計画地という)にはクマタカが3つがい繁殖している。クマタカは過去に三重県内の風力発電施設(以下、風車という)で衝突死(以下、バードストライクという)が起きた事例があることから、本計画地についてもバードストライクが発生する可能性が高い。</p> <p>風車への衝突確率の計算について、環境省モデルおよび球体モデルを用い、クマタカによる風車への回避率について0.98を採用した場合の数値は、これまでの他事業の準備書での値と比べても、格段に高いものである。準備書には飛翔図が公表されていないが、このように高い値が出るのはおそらく、計画地内におけるクマタカの飛翔密度が高い場所に風車を建設する予定があるためと考える。</p> <p>環境省レッドリストで絶滅危惧IB類(EN)に指定されるクマタカは、2年に一度、1羽のヒナを巣立たせるのが普通と考えられる。</p> <p>仮に、今回の準備書で推定した確率どおりにバードストライクが起これると仮定すると、計画地内の3つがいの繁殖が維持される一方、計画地周辺に分散個体を供給することができなくなる可能性が高い。また、クマタカの風車回避率は野外での調査で実証されていないが、実際に国内でバードストライクが起きているオジロワシやチョウゲンボウと同様に0.95を採用すれば、衝突回数は準備書の値の2.5倍となり、クマタカの繁殖に深刻な影響を及ぼすことになると考える。</p> <p>また、クマタカが風車を回避することで繁殖を放棄する、あるいは繁殖を継続できたととしても繁殖成功率が落ちる可能性があるが、準備書ではそのことがまったく考慮されていない。さらに、準備書の890ページに記載される「影響は小さい」と判断した理由について、全く根拠が示されていない。</p> <p>準備書では、「本種の予測には不確実性が伴うため、事後調査を実施する」としているが、事後調査の結果、重大な影響があった場合に、風車を撤去するとの明示が無い限り、不確実性の担保とはならない。</p>	<p>環境影響方法書の計画段階から風力発電機の設置基数を削減することにより、影響の低減を図ったと考えております。また、「風力発電が鳥類に与える影響の国内事例」(浦達也、2015年)によると、クマタカ(1羽)の衝突事例はオジロワシ(43羽)に比べて少ないことから風車回避率は0.98が妥当と判断し、衝突予測を実施しました。</p> <p>なお、風車回避率は「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、2011年1月、2015年9月修正版)を参考にしました。</p> <p>「既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書」(国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、2018)によると営巣地と直近の風車の距離が1km未満の場合、繁殖成功率が低下しますが、1km以上の場合には繁殖成功率の低下は確認されていません。この結果を参考に、調査により確認されたクマタカの営巣木から周辺約1kmの区域は、風力発電機の設置位置から除外する等の環境保全措置を行うことから「影響は小さい」と予測しました。ただし、クマタカの繁殖及びブレード・タワーへの接近・接触については、不確実性を伴うと考え、事後調査を実施する計画としました。</p> <p>なお、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
248	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤイロチョウについて</li> </ul> <p>ヤイロチョウは環境省レッドリストで絶滅危惧IB類(EN)に指定されるが、全国的にみて分布域は局所的でごく限られており、個体数が少ない種である。ヤイロチョウは三重県内でも繁殖している可能性が高いが、情報が極めて少ない。通常は伊勢以南で見られることが多いが、準備書に示された定着例は三重県で最も北に位置する個体とみられ、非常に重要である。夏鳥の定着とは繁殖を意味する以外にないと考えるが、これほど重要な種であるにも関わらず、貴社は繁殖域や行動域など十分な調査を行っておらず、また、改変区域からの距離すら明示していない。しかしながら、今回の事業全体の改変面積率を根拠に「これらの種への影響は小さいものと予測する」と述べているが、それだけでは影響は小さとする根拠にはならないことは明白である。ヤイロチョウの繁殖する、あるいは繁殖の可能性の高い場所を改変すべきではない。</p>	<p>ヤイロチョウが確認された地点においては、確認された調査時期において、鳥類の定点観察調査で3回、生態系の典型性の注目種として選定したヤマガラスのテリトリーマッピングにより2回、計5回調査を実施しています。ただし、これら5回のうち同種が確認されたのは、生態系の調査時の1回のみであり、定着を示す情報は得られませんでした。</p> <p>また、ヤイロチョウが確認された地点が、同種が繁殖する、あるいは繁殖の可能性の高い場所であった場合においても、ヤイロチョウの確認地点においては工事による直接改変はなく、確認位置を含む広葉樹林も約187.9haと広範囲であり、うち改変面積は約1.6haと小さいことから、ヤイロチョウへの影響は小さいものと予測しました。</p> <p>また、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とすること、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努める等の環境保全措置を実施します。</p>

表1-3 (73) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
249	<p>・希少猛禽類の渡りについて 三重県内陸部でのサシバの渡りのコースは一定していない。三重県を通過するサシバの多くは伊良湖岬を出発し、伊勢方面に上陸するが、その後は風向、上昇気流の有無や強度によりコースを変え、青山高原、その北につらなる山塊、あるいは白猪山山塊などを通過するものと考えられる(当国会報「しろちどり72号」Web上で閲覧可)。したがって、1シーズンのみの観察でサシバの渡りの将来を予測することはできない。年によっては予測を大幅に上回る数が飛来する可能性もある。</p> <p>ハチクマ、ノスリの三重県内の渡りルートの位置等についてはほとんど知られていなかったが、準備書では相当数の渡りが確認されていることから、計画地はこれらの種にとって重要な渡りルートのひとつになっていると考えられる。</p> <p>これら猛禽類の渡りについてはバードストライクの発生率のみが解析されているが、障壁影響の発生により鳥が風車を回避するために用いられる余分なエネルギー消費については解析されていない。今回の計画が実行され、かつ長野峠北側に計画中の風車が設置されれば、青山高原三角点近傍から亀山市市境まで約15kmに及び長大な風車列が立ち並ぶことになり、これらの渡りのルートに対し重大な障壁となる。</p> <p>サシバは長大な渡りを行い、沖繩本島から宮古島までは約300kmの無着陸飛行を強いられるなど、風車の存在が渡りの成功率与える影響は無視できないと考えられる。</p>	<p>本事業の環境影響評価において渡り鳥の調査は、2017年10月から2019年5月までに秋の渡りの時期の2シーズンに計5回、春の渡りの時期の2シーズンに計6回実施しています。現地調査の結果によれば、対象事業実施区域及びその周辺は、ハチクマやノスリの渡りルートの一部となっている可能性が考えられます。</p> <p>ただし、対象事業実施区域の北側においては、既設も含め風力発電施設の計画がないこと、南側においても既設弊社ウインドパーク笠取風力発電所からは2km以上離れていることから、迂回可能な空間が確保されていると考え、移動経路の遮断・阻害及びブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいものと予測しました。</p> <p>なお、近隣で計画される他事業による影響については、本業が先行しており、現時点では他事業の影響を予測に反映することは適切ではないと考えています。</p>
250	<p>・サシバの繁殖について サシバは近年、国内で個体数を大きく減らしている種の一つであり、2018年に三重県指定希少野生動植物種に指定された。しかし、それにも関わらず、近年は四日市足見川、津市波瀬など、自然エネルギーの導入と利用を名目にサシバ繁殖地が攪乱されており、いくつかの繁殖地が失われようとしている。</p>	<p>本事業の調査、予測及び評価は、「サシバの保護の進め方」(環境省、2013年)を参考に調査を実施しました。現地調査により、サシバの営巣は、一部対象事業実施区域内において確認しておりますが、営巣地から直近の風力発電機までは、十分な離隔があることから影響は小さいものと予測しました。</p> <p>なお、種の保護のため、繁殖に関する情報は非公開としました。</p>
251	<p>・オオタカの繁殖について オオタカは関東圏では個体数が増加し、国内希少野生動植物種から指定が外されたが、東海や近畿地方では個体数の増加は見られず、三重県ではむしろ減少傾向にあることから(三重県レッドデータブック2015)、三重県内でオオタカの繁殖を維持させていくのは必須である。</p> <p>また、準備書においてはサシバとオオタカの高度利用域等について解析がされておらず、営巣地から風車までの距離なども公表されていないため、調査が不十分としか 言いようがない。繁殖に成功したシーズンを含む複数の繁殖期で調査を行い、高度利用域などの解析結果を明示すべきである。</p> <p>以上の考察から、今回の計画及び準備書は鳥類への影響を予測および影響回避策を講じるには不相当であり、風車の数を抜本的に減少させ、準備書を提出し直すか、計画を取り下げるべきである。 以上</p>	<p>本事業の調査、予測及び評価は、「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて」(環境省、2012年)を参考に調査を実施しました。</p> <p>オオタカの営巣は、対象事業実施区域外において確認しました。営巣地から直近の風力発電機までは、十分な離隔があることから影響は小さいものと予測しました。</p> <p>なお、種の保護のため、繁殖に関する情報は非公開としました。</p>

表1-3 (74) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
252	<p>方法書の知事意見に「既設の風力発電所（ウインドパーク笠取風力発電事業）の環境調査において、対象事業実施区域である上阿波地区及び隣接する桂畑地区においてクマタカの営巣等が確認されているとの情報があることから、動物や植物、生態系の調査、予測及び評価にあたっては、既設の風力発電所に関する環境影響評価書及び事後調査報告書の情報を十分に参考とすること。」とあるが、私が拝読した中で準備書に書かれているのは「気象猛禽類調査及び渡り鳥調査時に確認された鳥類のうち、高度区分 M で対象事業実施区域内及びウインドパーク笠取風力発電所近傍を飛翔した種について、環境省モデル及び球体モデルにより年間予測衝突数を算出した。」との一文以外に記述が見当たらない。つまり、「環境影響評価書及び事後調査報告書の情報を十分に参考とすること」の分のうち、「事後調査報告書の情報を十分に参考とすること」が全くなされていない。仮初にも地元自治体の最たるものである三重県の、知事意見が全く無視されているわけである。再度「事後調査報告書の情報を十分に参考」とした準備書の作成を求める。もし参考としているなら、事後調査報告書のどのデータをどのように参考としたのかを明らかにして、準備書を作成し直すべきである。</p>	<p>本事業の環境影響評価では、弊社が実施した「ウインドパーク笠取風力発電事業 環境影響評価事後調査報告書」（株式会社シーテック、2010年、2012年）等の既存の事後調査報告書の情報を参考に影響予測を行いました。その結果、クマタカについては、繁殖への影響及びブレード・タワーへの接近・接触については、不確実性を伴うと考えられたため、事後調査を実施する計画としました。</p> <p>なお、参考とした資料につきましては、必要に応じて評価書に記載します。</p>
253	<p><b>12. 既存の風力発電所の希少動植物の保護状況を確認し、再検討するべきである：</b>新青山建設の際にリブレース予定地にもかなりの希少植物が移植されたが、70-90%が枯死したまま放置されている。その結果と原因を良く分析し、従来の移植方法を見直し、新規事業の計画を立案すべきである。</p>	<p>本事業の環境保全措置では、重要な植物に対する移植は計画しておりません。確認された重要な植物については、可能な限り直接改変を回避するよう計画しました。一部の重要な植物については、地形改変または施設の存在により改変される予測ではありますが、周辺にも多数の生育が確認されていることから、無理な移植は行わず、残存する生育地を適切に保全する計画としています。</p>
254	<p><b>14. パードストライクの調査が必要：</b>青山高原ウインドファームのリブレース配慮書では「パードストライクは認められていない」としているが、かつて新潟大学の中津弘先生が2007,2008年に詳しい調査を実施し、日本鳥学会、県、本社に報告もされている。私もクマタカのパードストライクを確認している。非常に多くのパードストライクを確認しており、同時期に本社も調査を行っているはずなのに、「認められたことがない」などと隠ぺいしてはならない。改めて、既存の自社及び自社関連の風力発電所全域で毎日の事故死体の収集、目視観察、レーダー調査などの国際基準に添う厳密な調査を実施し、それを元に新規の計画を立案すべきである。</p>	<p>弊社ウインドパーク笠取風力発電所においては、同建設に伴う環境影響評価結果を踏まえ、事後調査を実施し、その結果を適切に公表してまいりました。また、鳥類等の衝突個体については、今日に至り定期的な監視を継続しており、その結果についても公表しております。</p> <p>本事業の実施に伴う鳥類のブレード・タワーへの接近・接触パードストライク等については、予測に不確実性が伴うと考え、事後調査を実施する計画としており、調査の結果は事後調査報告書に記載し適切に公表いたします。</p> <p>また、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p> <p>なお、（仮称）青山高原風力発電所リブレース事業については、弊社が見解を示す立場にありません。</p>



表1-3 (75) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
255	<p>16. 鳥類の激減の調査と解決方法の検討が必要：                      ■■■日本鳥学会に発表した論文（2013）と、学会発表（2003～2019）で明らかのように、青山高原の風力発電所で鳥類の激減を引き起こしている。これ以上国定公園とその周辺の生物多様性に影響を与えるべきではない。これ以上の激減を回避する対策を示しうる調査を実施するべきである。                      特に、クマタカ、ノスリ、ヨタカについては、風力発電所建設後、■■■調査（日本鳥学会で発表）では、全く確認できなくなっており、再度の詳細な調査と自然復元方法を検討するべきである。                      クマタカの調査は環境省のマニュアルによる最低限必要な調査期間を満たしていないのに、「事後調査で調査する」などとしてはならない。それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>「風力発電機の鳥類の繁殖期の生息密度への影響」（武田恵世、2013年）によれば、青山高原の布引の森においてはラインセンサスにより風力発電所の建設前は21種の鳥類の生息が確認されていたが、建設後は9種に減少したことが報告されています。この結果を受け、弊社は2018年6月8日及び同年6月25日に同じ地点において同様の調査を実施しました。その結果、6月8日に13種（ラインセンサス範囲外を含めると22種）、6月25日に17種（同21種）の鳥類が確認され、武田2013と同様に2回の調査結果を合わせるとラインセンサス範囲内で20種の鳥類が確認されました（いずれも未発表）。                      また、青山高原においては、本事業の渡り鳥の調査及びウインドパーク久居榊原風力発電所のリブレース工事に係る調査（2019年及び2020年に実施）の結果によれば、青山高原の風力発電所地点においてクマタカ、ノスリ、ヨタカの3種が確認されています。                      以上のとおり、弊社の調査では青山高原における鳥類の激減を確認できていませんが、引き続き事後調査により事業による影響の把握に努めてまいります。                      その他、クマタカの調査期間については、本事業の猛禽類の現地調査は2営巣期の調査を実施しており、「猛禽類保護の進め方（改訂版）—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—」（環境省、2012年）に記載された望ましいとされる調査期間を満たしていると考えています。</p>
256	<p>2 生態系（16ページ）                      ・バードストライクに関して、鳥の死骸は野生動物の餌になり実数より少なくなる可能性があります。その点はどうのように考慮されるのでしょうか？                      ・海外では大型の鳥類の接近をレーダーで監視し、回転を止める事により被害を減少させたとの事例があるようですが、被害状況によっては同様の手法をとる可能性はあるのでしょうか？</p>	<p>鳥類のブレード・タワーへの接近・接触については、予測に不確実性を伴うと判断し、事後調査を実施する計画です。事後調査の結果については、死骸調査の先行事例を参考に、死骸残存率と確認死骸数から実際の死骸数を推定します。                      また、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、頂いたご意見等を参考に、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
257	<p>3、その他                      ①バードストライクへの対策はどうされますか</p>	<p>コウモリ類及び鳥類の風力発電機への接近・接触については、予測に不確実性を伴うと考えられたことから、事後調査を実施し、影響の程度を確認する計画です。また、バードストライク・バットストライクの調査については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2015年9月）等において示された方法により実施します。                      また、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、最新の知見及び専門家等の指導・助言を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置の実施を検討します。</p>
258	<p>・動物の保全の問題                      風力発電建設予定地には希少な動物が生存していると思われる。                      山椒魚は、もしかすると不確実性が高いとされているが、稼働してから調査すると書かれている。稼働してからでは遅いのではないかと。そして、山椒魚以外の、他の動植物については問題ないのか。                      ひいては人間はどうなのか。</p>	<p>オオサンショウウオについては、環境DNA調査により生息が確認された河川の一部については、水環境の水の濁りの予測において工事中の濁水により、沈砂槽からの排水が直接当該の河川に流れ込むと予測されました。これについては、追加的な環境保全措置を検討しますが、オオサンショウウオの生息環境の変化については、不確実性を伴うと考え、事後調査を実施する計画としました。オオサンショウウオの事後調査については、工事中及び稼働後に実施します。                      他の動植物及び生態系については、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とする等の環境保全措置を実施することで、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価しています。                      その他、人への影響については、大気質、騒音、振動等の生活環境の環境影響評価により策定した環境保全措置により、影響の低減が図られているものと評価しています。</p>

表1-3 (76) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
259	<p>17. 生物多様性の再調査が必要である：青山高原の既存の自社及び自社関連の風力発電所では溪流を岩で埋め尽くしたまま、U字溝のほとんどに小動物脱出用スロープを設置せずに放置されたままなどが見られる。まず、これらを国立公園とその周辺の生物多様性と自然景観を維持するべく復旧し、以後こうしたことがないように対策を立案し、それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>本事業では、環境保全措置として、排水施設は可能な限り小動物が這い出し可能な設計を採用し、動物の生息環境の分断を低減することとしております。</p> <p>U字溝については、弊社ウインドパーク笠取風力発電所において設置した皿型（小動物保護工）の側溝を積極的に採用する計画です。</p> <p>また、設置する沈砂柵は、伐採木を流用した凹凸のある断面形状となるため、落下した小動物の脱出が可能と考えています。</p>
260	<p>3 事後調査計画 (26 ページ)</p> <p>・シミュレーションのみでは長期的な予測は難しいと思います。稼働後1年だけでは不十分であり、長い期間調査すべきではないと思います。</p>	<p>クマタカの繁殖状況調査については、工事前から継続して調査を実施する計画です。また、バードストライク・バットストライク調査については、まずは計画する稼働後1年間の調査を実施し、その結果について専門家等の指導・助言を踏まえて調査の継続を検討します。</p>
261	<p>生態系について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クマタカの繁殖への影響が懸念されること</li> <li>・バードストライクの調査が不十分であること</li> <li>・オオサンショウウオへの影響が懸念されること</li> </ul> <p>上記3件の問題は、環境影響評価準備書に工事中に事後調査すると記載されている。しかし、着工してから問題が発覚しては手遅れではないのだろうか。調査不十分な上に、その後の対応策もしっかり検討されておらず、このまま事業を続けるのは問題があると考えます。その他の動植物についても、生息場所の消失や、生息状況の変化もある。「影響は小さいものと考えられる」とのことだが、その場で生きているものをわざわざ追い出してまで進める価値はない。「可能な限り」という事業者の言葉にも不安しか感じない。</p>	<p>事後調査の計画については、環境影響評価の審査及び専門家等からの指導・助言を得て、適切に実施します。また、事後調査の結果、著しい影響が確認された場合は、更なる環境保全措置の実施を検討します。その他、事後調査の結果は適切に公表し、今後の類似事業の環境保全に資するものとしたします。</p> <p>本事業の風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とします。</p> <p>ご意見頂きました「可能な限り」とは、法で定められる基本的事項の規定は維持しつつ、環境影響の回避・低減に係る評価や環境保全措置は、できる限りより良い措置を目指すという視点により、想定しうる様々な環境保全措置の比較検討や特定の環境保全措置の技術水準を分析するといった検討プロセスを通じて、より適切な環境保全措置を導入することを意味しております。</p> <p>なお、「可能な限り」について、予測評価として数値化できるものは、計画する事業計画のとおりであり、第2章「2.2 対象事業の内容」及び第10章の各予測評価項目に記載しております。</p>
262	<p>25. 希少な動植物だけでなく多くの動植物によって生態系は形成されている。希少生物はもちろんだが、生態系全般への影響を評価すべきである。風車の建設エリアや道ができる部分においてはどのような生物があり、何が失われるのか詳細に明記し評価すべきである。周辺部でもどのような生物があり、どのような分布範囲にあるのか詳細に調査すべきである。開発による直接の影響だけでなく、土砂や水流の変化、日照量や風向の変化などによる生態系全般に及ぼす影響を調査評価すべきである。</p>	<p>生態系については、様々な動植物の生息生育環境における多様な生物の食物網により成立しており、生態系全般に及ぶ影響を予測評価することは困難です。そのため、環境影響評価では、上位性、典型性、特殊性等の観点から注目種を選定し、注目種の生息・生育環境の変化について予測評価を実施しています。本事業では、上位性の注目種としてクマタカ、典型性の注目種としてヤマガラ及びアカシゲイヌシゲ群落を選定し、それらの生息環境または生育環境の変化について予測及び評価を行いました。</p>
263	<p>風車一機につき100m×100mの面積を必要とし、間隔や工事用道路含めて、広大な面積の山の木々が失われ、山膚を削ることは、生態系を崩すこと間違いありません。地下水脈も狂わせ、天水を浸透させる機能を失いますから、地表を泥水が流れて、小動物のエサとなる微生物も流されいなくなってしまう。生き物たちの中には稀少で個々の種も含まれている筈です。どうやって回復させるのか考えたことはあるのでしょうか。</p> <p>私達は、これらを貴重な財産だと考えております。大切な大切な財産をよそから来た企業さんにおまかせするには気持ちが許しません。つづく</p> <p>せめて、住民側の行なう、アセスメントの費用負担をして風車計画の協議をするならまだしも。企業さん側が行なうアセスメントは、前例ありますから、全く信用できないのです。</p> <p>伊賀での計画はこれ以上進めないで下さい。</p>	<p>風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とします。また、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努めます。</p> <p>その他、設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。</p>

表1-3 (77) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
264	<p>【野生動物、植物】 もうひとつ気になることは、建設道路、管理道路ができることで、かなり山が削られていることです。静岡県のリニア工事ではありませんが水脈に影響が出たり、洪水の原因とならないか心配です。伊賀は野鳥が多く季節ごとのさえずりを聞きながら農作業をしていますが、多様な生物の生息地を荒らすことがないように願います。</p>	<p>本事業により造成する風力発電機の敷地及び管理用道路については、主に対象事業実施区域の稜線又は谷沿いに設計し、地形を十分に考慮したうえで、改変面積は必要最小限とする計画です。また、トンネルを造成する計画はありません。</p> <p>その他、樹木の伐採や切土量の削減に努める等の環境保全措置を実施することで、生物の生息地等への影響についても事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと評価しています。</p>
265	<p>ウィンドパーク布引北風力発電事業に対する意見書 風力発電。環境にやさしくって、見た目にも景色が綺麗で聞こえはいいかもしれません。 でも、そこで暮らしてみてもいいなと思っていました。低周波による健康被害。山に住んでいた動物たちが環境を壊され、食べるものがなくなった動物たちが住めなくなり山里にやってきました。山里に住むの私たちの田畑は、その動物たちに荒らされ作物が作れなくなってきました。いわゆる獣害です。その為、人々は農作物を作ることを諦めてしまいました。動物ではなく、作っている人がオリの中です。 山奥の光景だと思っていました。でも、隣町に風力発電ができました。ここ数年で私たちの住む町の環境が変わりました。 でも、隣町のことなので私たちには何の説明会もありませんでした。あったのかもしれませんが、風の噂で聞いた程度です。 できれば、これから計画されている風力発電があるならばやめていただきたいです。 これ以上、増やしてほしくないです。 もう一つ、山を壊す巨大な太陽光発電とあわせてやめてほしい！ 切なる思いです。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウィンドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>獣害につきましては、生息するシカ等多数の野生動物が、風力発電施設の工事により山里に移動する、また増加するといった科学的な知見は確認されておりません。</p> <p>また、「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」（三重県、2018年）によれば、平成27年度における三重県内のニホンジカは、平成18年と比較し、捕獲頭数が約3.6倍、有害捕獲では約12倍に増加しています。一方、生息するニホンジカ等の野生動物が、風力発電施設の建設により山里に移動するといった科学的な知見は確認されておりません。ただし、対象事業実施区域及びその周辺に多数の生息が確認されているニホンジカ等の大型の哺乳類については、一部の個体が一時的に移動する可能性は考えられます。</p> <p>本事業では、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、工事量を必要最小限とする計画ですが、周辺地域における獣害等の状況については、県内の広域状況の情報収集にあわせ、地域の皆さまから積極的な情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討してまいります。</p>
266	<p>風力発電を建てる時に、山をくずして道をつくらないといけません。その時に、山の動物達のすみかがなくなってしまうのが、かわいそうだと思います。それに、学校の登下校は1人で歩いて行きます。その時に、すみかをなくし、食べ物を求めておてきた山の動物にあったらと思うと、すごくこわいです。なので、風力発電をつくることに反対です。</p>	<p>風力発電施設の設置により、生息する動物が麓に移動することが多くなるといった科学的知見は確認されておりません。</p> <p>2018年2月に三重県教育文化会館で行われました「シカによる森林被害緊急対策事業情報提供会 in 三重」において、青山高原に生息するシカにGPSを取付けて行動を把握した調査の結果が報告されています。</p> <p>それによれば、青山高原の風車群周辺にもシカは生息しており、このシカ達は昼夜を問わず風車敷等風車の周りで行動していること、シカは広範囲に移動していることが確認されており、風力発電所の建設による影響は一時的なものと想定しております。</p> <p>本事業では、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、工事量を必要最小限とする計画ですが、周辺地域における獣害等の状況については、県内の広域状況の情報収集にあわせ、地域の皆さまから積極的な情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討してまいります。</p>

表1-3 (78) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
267	<p>風力発電事業を行うために、山に重機が入ることになります。それだけで野生動物たちが山里や地域に動物が下りてくるので困ります。</p>	<p>生息する多数の野生動物が、風力発電施設の工事により山里に移動するとの科学的な知見は確認されておりません。</p> <p>ただし、対象事業実施区域及びその周辺に多数の生息が確認されているニホンジカ等の大型の哺乳類については、一部の個体が一時的に移動する可能性は考えられます。</p> <p>本事業では、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、工事を必要最小限とし、可能な限り低騒音及び低振動型の建設機械を使用する計画ですが、周辺地域における獣害等の状況については、県内の広域状況の情報収集にあわせ、地域の皆さまから積極的な情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討してまいります。</p>
268	<p>私の実家は緑豊かな土地です。沢山の植物、昆虫、動物が生きています。これから10年後、30年後、50年後も今のままの自然が残っていることを願っています。今はまだ幼ない子供達が祖父母のお家は自然いっぱい、都会ではできない遊びができることを楽しみにしています。風力発電事業には反対です。</p>	<p>本事業の風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とします。また、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努めます。</p> <p>その他、設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。</p>
269	<p>今回は動物（特に鹿、猪、猿、ハクビシン、穴熊）等移動について近年原野の開発等で動物が住居近くまで出現する様になり農作物の被害が多くなり、困っている地域が多々有り 当風力発電が出来る事によって加太地区への悪環境はいかがと？ 風力発電が出来なければ、現状より悪く成る事は無いので反対です※</p>	<p>生息する多数の野生動物が、風力発電施設の工事により山里に移動するとの科学的な知見は確認されておりません。</p> <p>2018年2月に三重県教育文化会館で行われました「シカによる森林被害緊急対策事業情報提供会 in 三重」において、青山高原に生息するシカにGPSを取付けて行動を把握した調査の結果が報告されています。それによれば、青山高原の風車群周辺にもシカは生息しており、このシカ達は昼夜を問わず風車等風車の周りで行動していること、シカは広範囲に移動していることが確認されており、風力発電所の建設による影響は一時的なものと想定しております。</p> <p>本事業では、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、工事を必要最小限とする計画ですが、周辺地域における獣害等の状況については、県内の広域状況の情報収集にあわせ、地域の皆さまから積極的な情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討してまいります。</p>
270	<p>風車はいらない。しかがたくさんでてきてたいせつなおこめがたべられます。</p>	<p>獣害につきましても、生息するシカ等多数の野生動物が、風力発電施設の工事により山里に移動する、また増加するとの科学的な知見は確認されておりません。</p> <p>本事業では、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、工事を必要最小限とする計画ですが、周辺地域における獣害等の状況については、県内の広域状況の情報収集にあわせ、地域の皆さまから積極的な情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討してまいります。</p>
271	<p>26、鹿、猪などの獣害が増えないか心配である。環境影響調査準備書を見る限り、どのように調査をし、どのように生息状況を把握するのか不明である。あちこちの風力発電事業の環境影響評価の意見書に対する回答を見ていると、まるで雛形があるかのように、「獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題」などと記載されることが多い。確かに現時点でも「獣害」は深刻な問題である。しかし、「すでに獣害があるから、少しくらい増えたって影響は小さい」という問題ではない。今事業での生態系への影響から動物の移動を予測し、その影響をどのように測るか明記し評価すべきである。</p>	<p>生息する多数の野生動物が、風力発電施設の工事により山里に移動する、また増加するとの科学的な知見は確認されておりません。</p> <p>本事業では、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、工事を必要最小限とする計画ですが、周辺地域における獣害等の状況については、県内の広域状況の情報収集にあわせ、地域の皆さまから積極的な情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討してまいります。</p>

表1-3 (79) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
272	<p>27、獣害の影響については、風車との関連について「知見がない」などの理由で明確な回答を避けることが多い。しかし、山間地・中山間地では深刻な問題であり、農業をしている方の感覚で「風車ができてから増えた」との意見もある。それが風車によるものか鹿や猪に聞いても答えてはくれないが、だからといって見過ごすことができる問題ではない。「知見がない」とか「これからも最新の知見に基づき」などとあいまいな回答に逃げず、きちんとした知見を確立できる調査を行うべきである。シーテックは長年、風力発電事業を行ってきたのであるから、設置前と設置後の鹿や猪の実態調査のデータがあるはず。それをふまえて環境影響評価を行うべきである。ないのであれば、それはこの問題への軽視の姿勢を表すものである。調査には5年、10年と時間をかけて、きちんとしたデータを取ってそれを公表し、それから事業を進めるべきである。</p>	<p>「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」（三重県、2018年）によれば、平成27年度における三重県内のニホンジカは、平成18年と比較し、捕獲頭数が約3.6倍、有害捕獲では約12倍に増加しています。このため現状でもニホンジカの食害により本来の植生となっていないことが現状です。本事業の対象事業実施区域においても、樹林環境においてニホンジカの食害によるディアラインが形成されている状態を確認しています。このため現状ではニホンジカのみ嗜好性植物であり、弊社が郷土の種子からの育苗の研究・開発に取り組んでいるアセビを中心とした緑化を進める計画です。ただし、ニホンジカの食害については、法面の安定性や、生物多様性への影響も懸念されることから、今後は地域の皆さまとの連携を含めた効果的な対策の検討に努めてまいります。</p>
273	<p>28、獣害については開発したところに後で緑化・植林した結果、それが鹿などの「えさ」となり鹿を呼んでいるとの報告もある。いわば二次獣害である。その結果、緑化・植林が進まないという結果ももたらしめている。実際、実際ウインドパーク笠取ではまだ植生が回復していない法面などが見受けられる。この二次獣害についても影響評価をすべきである。それをどのように回避し、緑化・植林を行うかも明記すべきである。種を蒔いた。苗を植えた。食べられた。鹿を集めただけ...では困る。事後計画まで含めての開発計画であり、そこまで含めての環境影響評価であるべきである。そこまでの計画ができていないのであれば、不十分として計画自体を却下すべきである。</p>	
274	<p>29、植生の早期回復に努めるというのがどのように回復するのか。シーテックの既存の風力発電所事業ではアセビを植林している。アセビはその毒性ゆえに鹿などが食べない。故に元のその場所にアセビが残っていることが多い。しかし、それは本来の森の姿ではない。見かけだけ緑にすればいいというのではなく豊かな森をつくらうという姿勢があるのであれば、アセビ以外の植物を植え、それを食害から守り、本当に豊かな森をつくるべきである。その計画が記載されていないし、説明でもうかがえなかった。きちんとした植生の回復計画を策定し示すべきである。それとともに既存の風力発電事業地において植生をしっかりと回復すべきである。それなくして環境影響評価準備書の文言は信用できない。</p>	

表1-3 (80) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

5. 景観

No.	意見の概要	事業者の見解
275	<p>要約書 P22 シュミレーション写真に関して、ブレードの先が合成写真に載っているが説明では回転すること（7/4 説明会）の一方で要約書は静止状態。何が見えているのか説明もなく「回転する」との説明がない。説明会においてこちらの指摘により判明したが、要約書等で説明すべき内容。</p> <p>地域住民とのコミュニケーション不足が気になる。</p> <p>①上記の写真に関する説明 ②調査地点選定の背景（特に「一般①」）この2点だけでなく説明不足。記述不足が住民にとっての不安を増大することになる恐れがある。</p> <p>また、この2点後々においても争いの元になることを懸念する。「こんな筈ではなかった」「こんなことになるなんて」等。地域の自治組織と連携し、協同で説明をすることを要望します。</p>	<p>景観のモニタージュ法の予測では、風車が正面向きでブレードのトップが最も高い位置にあり風力発電機が最も大きく視認される状態のモデルを合成する方法で実施しております。</p> <p>風力発電機は3枚のブレードが回転し、風向きによっては横方向にも回転します。このためブレードの一部のみが視認されると予測された箇所においては、風車の回転によりブレードが見えたり隠れたりすることになります。</p> <p>ご指摘のとおり風車が回転し、見え方が変わることについては説明がなかったため、評価書においては回転し見え方が変わることについて説明を加えます。</p> <p>大気環境に係る調査地点の設定根拠は、第8章「第8.2-3表 窒素酸化物及び粉じん等調査地点の設定根拠」及び「第8.2-5表 騒音・超低周波音・振動調査地点の設定根拠」に記載したとおりです。</p> <p>調査地点「一般①」については、対象事業実施区域及びその周辺の環境を代表する地点として、最寄りの住宅等が存在する地域において地権者の同意が得られた場所を選定しました。</p> <p>また、「一般①」は、環境影響評価としてより安全側で予測評価すること考慮し、現況値が大きいと考えられた国道25号（名阪国道）よりも南側で、より対象事業実施区域に近い地点を設定しました。</p> <p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (81) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
276	<p><b>13. 自然景観の状況の再検証と再検討が必要：</b>実際問題として古い指針を元に「景観への影響は軽微」などと言っているが、例えば、広い山の中に満開の桜が1本あるだけで、景色は大きく変わり、景観は大きな影響を受ける。数本ならなおさらである。風車は通常の桜の木の30倍はある。実際には人間は視野全体を写真のようにぼんやりと見ていることはまずなく、何かに注目してしまうのが普通である。山の景観では稜線に、海の景観では水平線や島に注視してしまうのが普通である。特に動くものがあるとそこに注視してしまい、景観に大きな影響を及ぼす。国立国定公園のガイドライン、景観法や景観条例には、最低限のガイドラインとして、「建造物は山の尾根線、スカイラインを越えない」「森林の樹冠を越えない」としている。風車はこれを遥かに越える建造物であるから、自然景観をこれ以上破壊するべきではない。</p> <p>加太地区から少しだけ離れたので、風車の羽根だけ見えるようになった場所もある、「視野の垂直見込み角2°以下だから気にならないはず」との説明であるが、人間は景観全体を写真を撮るようにぼんやりと見ることはまれで、視野の大部分を占める広い空や広い山腹よりも稜線（スカイライン）に注目してしまう。更に動く物があるとそれに注目してしまうのが普通である。山の稜線から、羽根だけ見えるということは、白い物が出たり入ったりするのが見え、遠いと、訳のわからない物が出たり入ったりするのが見えるようになる訳で、不自然で不気味な景観になると言わざるを得ない。風車全体が見えておれば、まだ、何が見えているのかわかるが。</p> <p>以上のように、景観を大きく破壊することは明らかであるので、関連住民の理解を得るようにし、理解が得られないのなら、計画の大幅な変更や中止を検討するべきである。</p> <p>「風力発電施設から発生する騒音等への対応について平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会報告書」と「風力発電施設における騒音及び超低周波音について、秋田県 再エネ海域利用法に基づく協議会・能代市、三種町、男鹿市沖・由利本荘市沖、講演（町田信夫日大教授）」には「景観のような視覚的な要素や経済的利益に関する事項等も、わずらわしさ（アノイアンス）の度合いを左右する」とあり、景観はアノイアンスを引き起こす重大な要因であり、軽視してはならない。</p>	<p>本事業で予測の基準とした垂直見込み角については、元々は「景観対策ガイドライン(案)」（1981UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）による鉄塔の見え方の指針として用いられていたものですが、改めて「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、2013年3月）により、風力発電施設の垂直見込み角に応じた対象の見え方の変化の目安としても紹介されている知見です。これによれば、風力発電施設の垂直見込み角が1～2度を超えると景観的に気になり出す可能性があるが、「シルエットにならず、環境融和塗色がされていれば、ほとんど気にならない。光線の加減によれば見えなこともある。」とされています。本事業の予測では身近な眺望点を除く主要な眺望点からは、いずれも垂直見込み角が2度を下回っており、実行可能な範囲で景観への影響の低減が図られていると評価しています。</p> <p>また、同ガイドラインによると「スカイラインに風力発電施設が介在した場合は、眺望に対する支障も大きくなりやすい」とされ、「三重県景観計画」（三重県、2015年）によると、行為のうち建築物又は工作物の新築について「山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること」とされていますが、いずれもスカイラインを越えてはならないと規制しているものではないと考えております。</p> <p>その他「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、2016年11月）によれば、「風力発電施設により景観が損なわれたと感じる場合にわずらわしさ（アノイアンス）の度合いが大きくなるとの知見や風力発電施設により経済的利益が得られる場合にはわずらわしさ（アノイアンス）の度合いが小さくなるとする知見、さらに風車騒音には悪影響があるのではないかという思い込みによって、わずらわしさ（アノイアンス）や他の健康影響を訴える可能性があるとする知見等が報告されており、このようなバイアスや交絡要因をどのように評価するかは今後の課題である」と説明しています。</p>

表1-3 (82) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
277	<p>7、津市景観計画では、森林景観の保全のための景観形成方針として、『雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切に景観形成を図る』と定めており、また、『経ヶ峰』を含む山並みは、『市民が愛着や誇りを、来訪者が安らぎや魅力を感じるような景観の形成を図る』と定めている。経ヶ峰山頂からの360度のパノラマは多くの登山客にも愛され、年間たくさんの人が訪れる観光資源でもある。その登山への影響がまったく調査されず、評価もされていない。</p> <p>8、新幹線の車窓から富士山が見える。あの風景を見た時、日本人ならば心に響くものが必ずあるだろう。もし、富士山のおもとに160度の視野で、たとえ垂直見込角が2度で、あっても風車がずらりと並んでいたら、みんなどう思うだろうか。</p> <p>富士山は分かりやすくするための例えだが、要は、景観というものは垂直見込角だけではまったく測れないということである。今回の調査・評価では2度を下回っており影響ないように評価されているが、垂直見込角だけでなぜ評価できるのか。</p> <p>9、すでに建設されている風車や、他事業においても計画されている風車を合わせて、視野に入る風車全体の影響で評価すべきである。これは霊山など他の山でも同じである。</p> <p>10、亀山市景観形成基準によれば、「山稜の近傍にあつては、稜線の連続性を乱さないよう」に、「建築物等の高さを抑え山の稜線を超えないようにする」となっている。例え、建設場所が他自治体で、あっても、亀山市の景観形成基準に配慮すべきである。なぜ、亀山市の景観形成基準を無視した計画を進めようとするのか。</p> <p>11、風車の建設にあたっては尾根線もしくはその近くで掘削を行う。その結果、稜線がなだらかでなくなる。亀山市の景観形成基準に言うように、稜線を「切る」こと自体が景観に大きく影響を与えるのである。その影響について触れていないのはなぜか。説明すべきである。</p> <p>12、津市の景観計画でも述べられているように、景観には「市民が愛着や誇りを、来訪者が安らぎや魅力を感じ」させる力がある。それは人間に必要なものである。これに対する影響をどのように数値化し測り、評価するのか。その方法を具体的に示していただきたい。（ちなみに他事業の説明会では「数値化できません。」との返答でした。）</p>	<p>本事業では、経ヶ峰の山頂を主張な眺望点として選定し、現地調査及び予測を実施しました。予測結果は第10章「10.1.7 景観 1. 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」に記載しました。</p> <p>風力発電所の環境影響評価では、選定した主要な眺望点からの景観の前景または背景に、風車が何基、どの程度の大きさで見えるか（垂直見込角）について、定量的に予測及び評価を実施しています。一方、風車を見る側の定性的な要因については、物理指標が全く同じ景観であっても、それに対する人の反応は事業に対する価値観、感受性の違いにより真逆である可能性があり採用しておりません。</p> <p>亀山市の景観形成基準の配置及び規模によれば、「山稜の近傍にあつては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。」とされていますが、予測対象とした主要な眺望点の多くが、対象事業実施区域の稜線に近い標高にあり、事業の性質上、稜線に介入しない計画することは困難です。一方で、稜線に介入しないように地盤高を下げた場合、掘削量が増大し、より景観に悪影響を及ぼす可能性が高くなります。</p> <p>法面等を反映した景観のシミュレーションについては、現状では技術的に難しく課題と考えています。ただし、地域の主要な眺望点からの景観への影響については、風力発電機の視認量が顕著に大きく、風力発電機の見え方により、影響の程度を予測しました。その他、事業計画では風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで工事量を必要最小限とすること、造成により生じた法面は、可能な限り在来種を用いた緑化を行い、植生の早期回復を図る等の環境保全措置を講じることにより可能な限り低減を図ってまいります。</p> <p>なお、景観に対する価値観または感受性等について数値化することは困難であると考えます。</p>
278	<p>風車が近接して立つ予定の子延の地区に実際行き、公民館からの景観を見ました。</p> <p>2300kw 基は30階建てのビルに相当する。さるびの温泉のすぐ背後に巨大な風車が点々と立ち並ぶことになる。</p> <p>その威圧感は計り知れないでしょう。</p> <p>貴社が説明時に住民に提示している建設後の予定景観の写真は実際の大きさより相当に過小に捏造されたものであると言わざるをえません。</p> <p>発電機の高さも、建設ポイントも分かっており、目視のポイントからの距離も割り出して計算できる現在において、過小に捏造した画像を説明に用いるのは違法です。</p> <p>再度、本当の規模を正しく示す写真を作り直し、景観の変化を住民に広く説明すべきです。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)によれば、人間の視野特性は「60°コーン説」が定説となっていることから、人の視野(60°)と同様の画角である約60°の写真を使用しフォトモンタージュ法による予測を実施しました。</p> <p>フォトモンタージュの作成にあたっては、事業計画に基づいて風力発電機のモデルを作成して配置し、眺望点からの方位、距離等の位置関係を考慮したシミュレーション画像を作成し、主要な眺望点において撮影した現況写真と合成いたしました。</p> <p>フォトモンタージュ法による予測について、過小に捏造するようなことは一切ございません。</p>



表1-3 (83) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
279	<p>景観について 景観においても「準備書」に付けられた写真は明らかに人を騙す様に作られている。例えば「子延公民館からの眺望」の「将来図」でここからは11基可視と説明されているが6基しか載せておらず、その風車の大きさも実際に見えるだろう大きさの1/3程度で描かれている。</p> <p>可視11基のうち一番近い民家で800m、5基が公民館からは2km以内、他の5基も3.5km以内。この距離からして「将来図」に描かれた風車は嘘であり、明らかに見る人を騙すものであり、常識のある「将来図」を作り直して全ての住民に示さなければならぬ。景観は大いに不快なものとなり許せない。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)によれば、人間の視野特性は「60°コーン説」が定説となっていることから、人の視野(60°)と同様の画角である約60°の写真を使用しフォトモンタージュ法による予測を実施しました。</p> <p>フォトモンタージュの作成にあたっては、事業計画に基づいて風力発電機のモデルを作成して配置し、眺望点からの方位、距離等の位置関係を考慮したシミュレーション画像を作成し、主要な眺望点において撮影した現況写真と合成いたしました。</p> <p>フォトモンタージュ法による予測について、過小に捏造するようなことは一切ございません。</p>
280	<p>笠取山自衛隊の近くの風車が倒壊したイメージがあり、羽根が折れ無残な姿であった。10年以上前と思う。その時に野鳥が風車に衝突したり低周波音が、動植物に被害をもたらすと聞いたように思う。自然環境の破壊と景観の悪化を著しく損なう風車の設置には、反対である。伊賀市景観計画のガイドラインで周辺景観との調和と自然資源の保全が規制されているが、隣接地においても拡大解釈して、霊山からの眺望も景観保全の対象となり、名阪国道沿道の風車軸に接触し、伊賀市としても反対すべきと思う。</p>	<p>弊社ウインドパーク笠取風力発電所における風力発電機倒壊事故の際は、大変なご迷惑とご心配をお掛けしたことをお詫び申し上げます。弊社は当該事故を教訓に様々な対策を講じてきております。本事業におきましても、それらの知見を最大限に活かして万全の対策を講じてまいります。</p> <p>また、ご意見頂きました霊山からの景観につきましては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。</p>
281	<p>環境影響評価準備書の景観予測イメージによると地域内に位置する霊山(766m)から当該事業までの距離が、3.2kmと非常に近く、霊山から伊勢湾を望む際の景観が著しく損なわれる。</p> <p>又霊山は古来より信仰の山であり山頂からの眺望は多くの登山愛好家にとって大変人気の景観です。地域住民にとって、かけがえのない財産であるとともに毎年元旦に行なわれる「初詣登山大会」は半世紀以上続いた事業として地域内外の多くの人々が集う場所です。したがって霊山からの美しい景観や豊かな自然環境が損なわれる事は絶対容認できません。計画を中止して下さい。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。</p> <p>日の出から午前逆光となる時間帯においては、稜線より上側の部分がシルエットになることで、より明確に視認される可能性があります。稜線より上側の部分の最大垂直見込角は1.5度と予測され、より小さくなります。更に稜線から下側の山の斜面をバックとする範囲については、日の出の逆光により不明瞭になると考えています。</p>
282	<p>霊山から伊勢湾を望む景観は、地域樹民にとって、かけがえのない財産である。</p> <p>毎年、元旦には、霊山初詣登山大会が開催され、霊山から見る壮大で美しい日の出を見ようとたくさんの人びとが登られる美しい景観を損なわれることは絶対に容認できない。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。</p> <p>日の出から午前逆光となる時間帯においては、稜線より上側の部分がシルエットになることで、より明確に視認される可能性があります。稜線より上側の部分の最大垂直見込角は1.5度と予測され、より小さくなります。更に稜線から下側の山の斜面をバックとする範囲については、日の出の逆光により不明瞭になると考えています。</p>

表1-3 (84) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
283	風車が建設されることにより、霊山山頂より眺望する初日出の景観がいちじるしく損なわれるので絶対反対です。	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。
284	環境影響評価準備書の景観予測イメージによると霊山(766m)から日の出方向に風車が設置され日の出の景観が著しく損なわれる。毎年元旦には、200名前後の初日の出登山者があり、にぎわい、一大イベントになっている。その景観が損なわれる事は、容認できません。計画を中止して下さい。	霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。 日の出から午前逆光となる時間帯においては、稜線より上側の部分がシルエットになることで、より明確に視認される可能性があります。また、稜線より上側の部分の最大垂直見込角は1.5度と予測され、より小さくなります。更に稜線から下側の山の斜面をバックとする範囲については、日の出の逆光により不明瞭になると考えています。
285	霊山は石柘植小学校の児童歌にも「雄々しく高い霊峰の姿仰いで朝夕に」と詠われている当地域のシンボリック存在の山である。また、毎年元旦には初詣登山大会が催され、多くの住民が伊勢湾から登る朝日を拝し一年の安穏を祈り決意を新たにすることも多い。また霊山は古来より信仰の山でもあり東海自然歩道のハイキングコースにもあたることから、その眺望の素晴らしさも相まって多くの登山愛好家などが訪れる。今般の事業計画に係る環境影響評価準備書によると、霊山から当該施設までの距離が3.2kmと非常に近く、山頂から伊勢湾を望む景観が著しく損なわれることは想像に難くない。また、低周波騒音の予測については閾値を下回るとされているが、現施設の麓にある地域の住民からは不快感を訴える声が続かない。今般の事業における風車の設置箇所は麓の大山田地域の集落から十分な距離があるとは言えず、低周波騒音による影響は否定できないと思われる。以上のことから、今般の事業計画については容認できず、中止を強く要望するものである。	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。 霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。 日の出から午前逆光となる時間帯においては、稜線より上側の部分がシルエットになることで、より明確に視認される可能性があります。また、稜線より上側の部分の最大垂直見込角は1.5度と予測され、より小さくなります。更に稜線から下側の山の斜面をバックとする範囲については、日の出の逆光により不明瞭になると考えています。 また、超低周波音に関しては、国内に基準が存在しないため、ISO 7196に記載されている超低周波音の知覚の閾値(100dB)を超低周波音の評価における参考値としました。 施設の稼働に伴う超低周波音の予測は、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する地域における音圧レベルが最も高い地点で68dBであり、予測結果は参考値を大きく下回ることから、生活環境に及ぼす影響は小さく、健康被害に及ぶ可能性は極めて低いと考えられます。
286	霊山から当該事業までの距離が非常に近く霊山からの美しい景観や豊かな自然環境が損なわれることは容認できない。	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。
287	1.霊山から当該事業までの距離が3.2kmと非常に近く、霊山から伊勢湾を望む際の景観が著しく損なわれる。 1.霊山からの良好な景観は、地域住民にとってかけがいのない財産である。 1.霊山からの美しい景観や豊かな自然環境が損なわれることは絶対に容認できない。	霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。
288	1.霊山から当該事業までの距離が3.2kmと非常に近く、霊山から伊勢湾を望む際の景観が著しく損なわれる。 1.霊山からの良好な景観は、地域住民にとってかけがいのない財産である。 1.霊山からの美しい景観や豊かな自然環境が損なわれることは、絶対に容認できない。	
289	霊山山頂からの景観が損なわれることが残念です。	

表1-3 (85) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
290	霊山からの景観が損なわれるので、容認することはできない。	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。</p>
291	霊山からのながめが損なわれる風車の設置は絶対認められない。	
292	1.霊山から当該事業までの距離が3.2kmと非常に近く、霊山から伊勢湾を望む際の景観が著しく損なわれる。 2.霊山からの良好な景観は、地域住民にとってかけがいのない財産である。 3.霊山からの美しい景観や豊かな自然環境が損なわれることは、絶対に容認できない。	
293	霊山の景観保障の観点から、計画の中止を要請致します。	
294	霊山は古来より信仰の山であり、山頂からの眺望は、多くの登山愛好にとって大変人気の景観です。風力発電は、霊山からの美しい景観や豊かな自然環境が損なわれる事は、絶対容認できません。計画の中止を要請致します。	
295	霊山はふるさとの信仰の山であり、山頂からの眺望は、多くの方に大変人気の景観ですまた、毎年元日に行われる「初詣登山大会」は、長年続く事業として、内外の多くの人々が集う場所です。したがって、霊山からの美しい景観が損なわれる事業は容認できません。事業の見直しをして下さい。	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。</p> <p>日の出から午前逆光となる時間帯においては、稜線より上側の部分がシルエットになることで、より明確に視認される可能性があります。稜線より上側の部分の最大垂直見込角は1.5度と予測され、より小さくなります。更に稜線から下側の山の斜面をバックとする範囲については、日の出の逆光により不明瞭になると考えています。</p>
296	風力発電の設置により霊山山頂からの景観が著しく損なわれるので、設置には反対します。	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。</p>
297	霊山は地元旧伊賀町の住民にとってふる里の正にシンボルであり誇りある歴史に山です。又、その山頂から見える360°の景観も素晴らしく東海自然歩道で訪ずれる登山ファンからも高い評価を得ています。今回のこの事業計画は我々旧伊賀町住民に全く情報がなく進めていた事は許しがたいです。設置する土地の地域も含めこの様に臨接する関連地域の同意も当然必要です。自然の財産はその様に共有されているものです。計画を中止願います。	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>霊山からの風力発電機の視認予測では、最大の垂直見込角は1.9度と予測されており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。</p> <p>なお、本事業につきましては、環境影響評価法施行規則第5条に従い、関係地域の範囲の新聞5社8紙において準備の公告・縦覧及び環境影響評価法第17条の規定による説明会の開催について周知を行いました。</p>

表1-3 (86) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
298	<p>3年前に京都から田舎暮らしをするために自然豊かなこの加太の地を探して、移住して来ました。山が近く、田園風景が広がり、鳥のさえずり、川の音、きれいな空気で晴れた夜は満点の星が見られる素敵な所です。その人工的な風車が山の上に設置されることに對して非常に残念な思いです。予想によると自宅から風車が数基見え、夜には風車の灯りが点滅すると考えられ、星空がだいなしになります。少なくとも加太地域から風車が見えないように設置を変更を強く望みます。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角と鉄塔の見え方は、垂直見込角2.0度未満であれば、「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p>
299	<p>項目 景観、人と自然との触れ合いの活動の場 意見 私は、12年前に退職後の生活を考えて、田舎暮らしをしながら日本の主食である米づくりをするために、この加太神武の土地を購入しました。退職までは京都の自宅から通い農業で米をつくっていましたが、3年前に完全にこの地に移住し、本格的に米づくりをしながら自然豊かなこの地で毎日楽しく過ごしていました。しかし、風車が近くの山林の上に建設され、しかも数基が見えることを知って、たいへん悲しい思いをしています。ここで人生を終えるため家も新築し、地域の人々との交流を深め地域の活性化に貢献しようと思っていた矢先にこのような風車設置の事業があることを知りました。風車が設置されると自然の景観が損なわれることは確かで、資産価値が減少する可能性があります。それを会社や本事業を認可した県や国が賠償してくれるのでしょうか？すでに鉄塔は数基見えますが、それを知ってのこの土地の購入なので問題はありませぬ。新に建てられる風力発電所が問題です。この加太地域から、風車が見えない位置に、又、健康被害がゼロになる位置に設置してください。</p>	
300	<p>大きな大きな風車がこの加太から見えることが嫌でたまりませぬ。風力発電には絶対反対します。電気が必要なら電気が必要な地域に作るのが節だと思ひます。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p>
301	<p>景観 精神的苦痛 風力発電機が加太に設置されることにより今日まで保持されていた景観が損なわれるのは非常に心が痛い。加え仮に視認できなにしても、風力発電機が設置されているという威圧感と不安に苛まれる。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p>

表1-3 (87) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
302	<p>今迄の説明会において、加太の住民からは、唯1人賛成の意見は出ていない。加太の自然を守る会、加太まちなみ協議会、加太自治連合会から73%の反対があるのに、何故、我々が住んでいる地から羽根が見えるようになるのか。絶対に見たくないし、止めるべき。今は電気も余っている。どこの住民からも嫌られる事業は止め、喜ばれる事業をしなければならないと思います。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p> <p>また、日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p>
303	<p>加太の景観を壊し、人体への健康被害を与えるこの建設は絶対に止めてほしい。住んでいるのは私たちが73%の住民の反対がある。亀山市域に設置しないことになっているが50メートル下に下げたと説明しても私たちは風車の羽根だけでも見たくないのです。</p>	<p>本事業は、環境影響評価方法書の段階では、亀山市域を対象事業実施区域に含め、計画を進めてまいりましたが、亀山市長より「本事業の亀山市における計画地は2010年指定の「亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉦区禁止地域」にすべて含まれていること、神武谷川は、県により土石流危険渓流に指定されていることから、進入路を含めた本事業区域の設定を再度検討すること」との意見を受け、亀山市域を対象事業実施区域から外した経緯にあります。</p> <p>また、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p>
304	<p>加太地区から身近な眺望点が、又神武公民館から、風車の一部が2基視認されるとの事です。皆様の健康のために良くない事です。風力発電建設は断じて反対します。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。</p> <p>ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p>

表1-3 (88) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
305	<p>意見 亀山市加太地区は、山々に囲まれた美しい景観が大きな魅力です。その山々を切り崩し、風車を突き刺したような、不自然な風景は絶対に見たくありません。住民は同事業の計画を知ったときから、事業者に対し、絶対に風車が見えないようにと要望してきました。それに対し事業者は「羽根だけでもダメですか」「羽根がちょっと見えるかもしれません」などと2年間も曖昧な事を言い続けていましたが、今回の準備書で、タワーも大きく見える事が分かりました。加太の魅力はきれいな山々の景観です。住居から見える位置への建設は、絶対に容認できません。</p> <p>また、説明会に於いて、景観に関する正しい情報が公開されない事に対し、非常に不信感を持ちました。加太地域として、事業者に対し、「建設予定地の山の稜線が見える7地区それぞれの場所からの風車の見え方(モニタージュ画像)を示してほしい」と要望しましたが、いくつかの地区からは民家や立木で山が見えない画像を選び、「風車は見えない」と住民に説明しました。</p> <p>15mほど位置を変えれば山が見える事から、意図的に建設場所の山の稜線が見えない画像を選んでいるとしか思えない対応です。今からでも、各地区の一番よく見える場所からのモニタージュ画像を地域住民に公開して下さい。正しい情報を地域住民に伝えて下さい。</p> <p>(※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください)</p>	<p>亀山市域においては、方法書では風力発電機 8 基を設置する計画としていましたが、風力発電機を設置せず対象事業実施区域にも含めない計画に変更しました。</p> <p>一部の風力発電機については、亀山市域からも視認されると予測されましたが、代表する加太駅からの垂直見込角は 0.6 度と小さく、また個別に実施した加太地区の 6 地区の身近な眺望点からの予測結果でも、最大の垂直見込角 1.4 度と予測されています。</p> <p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013 年 3 月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV 送電特別委員会環境部会、1981 年)によれば、垂直見込角が 2.0 度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされており、実行可能な範囲で影響の低減が図られているものと考えております。</p> <p>住居等の身近な眺望点の選定については、地域の不特定多数の方が利用する生活の場を代表する地点を選ぶ必要があります。このため、準備書においては地域を代表する公民館、駅等を選定しました。また、個別に予測を行った加太地区の身近な眺望点についても、同様に公民館、神社等の地点を選定し、さらに事前の踏査で明らかに風力発電機が視認されないと判断された地点については、その付近においてより風力発電機が視認されると考えられた地点に変更し対応しました。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>
306	<p>また、県知事意見の「2、事業を進めるにあたっては(中略)地域住民等の理解が得られるよう、丁寧に対応していくこと。」に対して、事業者は「関係地域の皆様には(中略)積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、事業の透明性を確保し、ご理解を賜りながら、合意形成を図れるよう努めます。」との見解を示しています。しかし、これまで複数回の住民説明会で分かった事は、事業者への不信感を感じる様な内容でした。例を挙げるならば、上記のモニタージュ写真については、かなり以前に加太地区の自治組織等と事業者との協議の場で「シーテック社ほどの様な景観になるのか合成写真を作成し、見せて欲しい。」と要望していたにも関わらず、最後の住民説明会となる準備書の説明会で初めて地域住民が見た事や、説明会で出された意見は、「説明会の質疑応答であり、意見として取り入れない」とはっきり述べられていた事等です。県知事意見に対する事業者の見解と、実際の事業者の対応が余りに懸け離れている所が有り、現時点で地域住民と合意形成が図れているとは言い難い状況です。</p> <p>2020 年 7 月の準備書説明会で地域住民との間で文書での取決めを行う事を事業者が明言されました。加太地区住民との取決めを交わし合意形成に至るまでの期間の事業の一時中断と、地域住民に対する姿勢を準備書で事業者が自ら示した見解に沿う様な対応に改める様、ご指導をお願いします。</p>	<p>本事業では、環境影響評価方法書でお示した 40 基の風車配置から、この度環境影響評価準備書でお示した 28 基の風車配置に至るには、微調整を含め刻々と風車基数及び風車設置位置の変更を行っております。</p> <p>そのため、環境影響評価準備書縦覧前の、変更する可能性がある風車配置から作成したフォトモニタージュを加太地区の皆さまにお示しすることで、かえって不誠実な対応となってしまうと考え、準備書説明会の場でフォトモニタージュについてご説明いたしました。</p> <p>なお、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (89) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
307	<p>景かんが悪くなる事は賛成できません 建設に関し木々の伐採なども懸念されます。今のままの加太を残したいです。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。 ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p>
308	<p>現状においても地滑り等の被害が出ており、それに対する修復もとても十分なものとは思えない。既に多機の風力発電機器が設置され、以前の美しい景観はそこなわれている。 一度壊された自然は元の状態に回復するのにとても長い時間を要するという点に対して、どう責任をとれるのか? 経ヶ峰、布引、青山、津、伊賀、亀山の住民にとってのシンボルともいえる山にこれ以上の風力発電は必要ないし、近隣の住民及び動物への低周波による公害もあってはならない。</p>	<p>本事業では、造成面積の70%以上に対し緑化対策を施すとともに、盛土部は緑化機能を有した「補強土壁工」を採用し、緑化を促進します。切土部は、土質に合わせた安定勾配とし、切土法面には、種子吹付工等緑化工法を採用し、法面の表層を保護します。 また、本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
309	<p>1.布引山地における風力発電の建設は、景観を破壊します。よって、布引山地への風力発電建設は、中止することを要望します。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角と鉄塔の見え方は、垂直見込角2.0度未満であればシルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならないとされています。 このことから、垂直見込角2.0度未満についての景観に対する影響は小さいと判断しております。 ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。</p>
310	<p>・景観破壊 風車は景観を著しく破壊している。このようなものを見て暮らしたくない。 これまで行ってこられた風力発電事業は自然破壊を伴っている。 貴社がなおせなかった自然破壊は、これからもひとりでに自然になおることはない。 それらがなおせないにも関わらず、新たな風力発電を建設する権利はない。</p>	<p>景観については、風力発電機の塗装を周囲の環境になじみやすいように明度、彩度を抑えた灰白色とすることや、地形の改変面積を最小限にとどめ、造成により生じた法面については緑化に努める等影響の回避・低減を図ってまいります。</p>
311	<p>1.布引山地への風力発電の建設は、布引山地の景観を破壊するため、風力発電の建設は中止すること。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、2013年3月)並びに「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会、1981年)によれば、垂直見込角と鉄塔の見え方は、垂直見込角2.0度未満であればシルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならないとされています。 このことから、垂直見込角2.0度未満についての景観に対する影響は小さいと判断しております。</p>

表1-3 (90) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
312	見るのもいや	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましては、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
313	景観上、賛意できない	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、2013年3月）並びに「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会、1981年）によれば、垂直見込角と鉄塔の見え方は、垂直見込角2.0度未満であればシルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならないとされています。</p> <p>このことから、垂直見込角2.0度未満についての景観に対する影響は小さいと判断しております。</p>



表1-3 (91) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

6. その他の環境

No.	意見の概要	事業者の見解
314	<p>広範囲に風車を立てることで風通しが悪くなり、阿波地区の平均気温と湿度が上昇しないか？ 山の尾根に建てることで雨の降り方にも影響が出ないか？ 周辺環境に影響が出ないか心配です。 納得できる説明がないまま、風力発電所を建設することには反対である。</p>	<p>風車の風下には風速の遅くなる範囲（Wake領域）が発生し、その範囲は主風向の風下側でローター直径の6～10倍、風と直交方向でローター直径の2～3倍程度です。本事業において採用する風力発電機のローター直径は82mで、Wake領域は風力発電機から最大で約800mの範囲であり、風向は季節によって変化することから、阿波地区における気温や湿度への影響は極めて小さいものと考えられます。 また、風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限にすることから、本事業による降水現象への影響は小さいものと考えられます。</p>
315	<p>②水質は元に戻りますか</p>	<p>土地を造成する箇所では、土砂流出防止策や沈砂柵等の土砂・濁水流出防止策を環境保全措置として講じることにより、造成等の工事による一時的な影響に伴う水の濁りの影響は小さいものと考えます。 また、今後の詳細設計により河川内工事が必要となった場合は、濁水時期に実施するとともに濁水対策を確実にを行うことにより、可能な限り河川へ濁水が及ばないようにします。 なお、改変部分のうち、切土法面及び盛土法面は、原則として播種により緑化を図ることにより、雨天時における法面の崩壊、濁水の流出を防ぐ対策を実施します。</p>
316	<p>□□さんのHPをみて衝撃的でした。 土地への被害は目に見えてあります。 画面から聞こえてくる音だけでもとてもこわいと感じました。 あの川は地元の住民もとより伊賀上野に続く生活に欠かせないととても大切な川です。 人は生きるために水は必要不可欠だからです。 田植えもあの川の水を使います。 知っていますか？ 枯れるとどうなるか考えたことはありますか？ 水が少なくなったと以前から思っていました。 土砂が流れて川底が浅くなり生態系が崩れ姿を消した生き物が沢山います。 知っていますか？ 私も今回の件でたくさんの方のことを学びました。 とても勉強になり、もっと知っていかなければと、感じています。 シーテックさんも知ってください。 ご自身の行動がどんな結果を起こすか。 人、自然、環境、動植物、何をすることで何にどんな影響を及ぼしそれが募るとどんなことが起こるか。 いろんな面から現実をみて、受け止めてください。 その後を想像してください。 頭を巡らせてください。 よろしくおねがいいたします。</p>	<p>本事業の実施に伴う土地の改変は、尾根上の一部にとどまり、トンネル工事のように地下水脈を貫くような工事は実施しません。このため、事業の実施により周辺河川の水量が減少することはないと考えております。 また、河川流量については、国土交通省が観測している服部川（荒木観測所、伊賀上野橋観測所）の公表されているデータ（1975～2018年）の濁水流量を見る限り、ここ近年で特に減少している傾向はみられないため、風力発電所の竣工（ここ近年でいえば弊社ウインドパーク笠取風力発電所）が河川流量の減少には繋がらないと考えます。 その他、設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。 本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査、予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (92) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
317	<p>・シーテックより風力発電事業について、初めての説明会があった。この様な説明会では常識的に説明会側と住民側が1名づつ書記をおき議事録を作成しその書類を保存する事が必要であるがそれはなかった。したがって質問の答えが後日異なっていた結果言った言わないの話になる。これでは説明会、会議等の意味がない。</p> <p>・シーテックの風力発電地区の土地は岩盤である。岩盤に穴を開けると温泉になると言うボーリング会社の説明である。したがって岩盤の上部の地下水を井戸水として使用している。山上で風量発電の工事をした場合地下水が汚染されないか、汚染された場合ふもとの影響するまで日数はどの位かかるか、その間のチェックはどうするのか</p> <p>問題があればどの様な保証をするのか</p> <p>・この事業の情報を風量発電の設置場所から半径どのくらい伝達すれば良いのか半径 5km～、10km～、15km～20km ですか？</p>	<p>ご意見頂きました、関係地域の皆さまへの説明会等の際に関係地域並びに事業者双方での議事録作成につきましては、貴重なご意見として賜りまして、今後関係自治組織とご協議のうえ検討いたします。</p> <p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行いました。また、本事業では、地質や地層について文献調査、航空測量、現地踏査、ボーリング調査等により収集した情報をもとに、専門の技術者により最適な工事設計、施工を進めてまいります。</p> <p>また、環境影響評価準備書の縦覧にあたりましては、環境影響評価準備書、内容を要約した環境影響評価準備書（要約書）を作成し、関係する三重県及び津市、伊賀市、亀山市庁舎や施設において縦覧、閲覧できるよう各図書を設置するとともに、弊社ウェブサイトでも閲覧できるようにすることにより、日本全国の方々に本事業の内容をご理解頂けるようにいたしました。</p> <p>また、要約書につきましては、各縦覧場所にてお持ち帰り頂ける配布資料として設置いたしました。</p>
318	<p>環境影響評価準備書【要約書】を基にしています。</p> <p>1 風車の影（12ページ）</p> <p>影響する範囲は、平地の場合ブレード径の約10倍と、別資料で見たのですが、山上であり距離が長くなると思われず。</p> <p>名阪国道の加太トンネルを出た際に、運転者の視界に急に見えるような事は無いのでしょうか？（16ページ）</p>	<p>施設の稼働に伴う風車の影の予測では、地形を考慮したシミュレーションを実施しております。その結果、風車の影の影響が「年間30時間を超える住宅」、「1日30時間を超える住宅」とともに0軒と予測されました。</p> <p>また、風車の影は、太陽がより低い位置にある日の出又は日の入り時刻が最も長く延びることから、東西方向により長く伸びます。国道25号（名阪国道）の加太トンネルは、風力発電機の設置位置から2km以上離れており北方向に位置することから、最も北方向に影が延びる冬至時の予測においても、加太トンネル付近においては風車の影の影響はほとんどないものと考えられます。</p> <p>なお、風車の影の予測結果のうち冬至時等の等時間日影図は、第10章「2.風車の影 第10.1.3.2-3 図」に掲載しました。</p>
319	<p>また、三重県知事意見の中で「6、風車の影（シャドーフリッカー）」について、事業者が行った測定場所が</p> <p>1、加太小学校、最も近い発電施設から3.3km、視認の可能性＝低い</p> <p>2、神武地区～双鈴ゴルフ場の途中、最も近い施設から2.3km、視認の可能性＝低い</p> <p>3、加太地区、最も近い施設から2.7km、視認の可能性＝あり</p> <p>4、中在家地区、最も近い施設から2.6km、視認の可能性＝低い</p> <p>5、かぶとの森テラス（キャンプ場）、最も近い施設から2.2km、視認の可能性＝低い</p> <p>となっております。風車の影（シャドーフリッカー）については視認される場所で起り、ブレードの回転で起こる光の明滅による健康被害であるにも関わらず、事業者は視認の可能性が低い場所を多く選定しているように感じられます。事業者から意見書には意見の理由と根拠も書くように指示されているので書かせていただきますが、先日の準備書の説明会で事業者から加太地区の幾つかの場所を選定して、実際には発電施設がどの様な見え方をするのが分かるモニター写真が複数枚提示されました。その写真は発電施設との合成写真でしたが、加太地区の民家から6基以上の風力発電施設が視認できる場所もありました。事業者は加太地区内で複数の発電施設が視認できる場所がある事を認識していながら、視認の可能性が低い場所を敢えて測定場所に選んだようにしか思えません。</p>	<p>風車の影の現地調査は、対象事業実施区域周辺の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅が存在する17地点で実施しました。</p> <p>風車の影は、日の出、日の入りの時刻に東西方向に長くのびる特性があり、南北方向への影響は小さく、風車が視認できる地点で必ず影がかかるということではありません。そのため、風力発電機が視認できる地点であっても、風車の影の踏査地点として選定していない範囲があります。</p> <p>なお、風車の影の予測結果は、第10章「2.風車の影 第10.1.3.2-3 図 等時間日影図」に掲載しました。</p>

表1-3 (93) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
320	人と自然との触れ合いの活動の場 私の住んでいる加太では、自然の中で遊びのびと保育活動や教育をして頂いています。この豊かな自然の中で山や川、野生動物、虫など、色々なものとの触れ合いを通じて人を大切にする心、環境を大切にする心を育ててほしいと考えています。また、子どもの頃の体験や経験を通して、ふるさとを大切に思う気持ちも持ち続けて、今後も心の支えとなるような加太の自然を保ちたいと思います。そのため、自然が失われるきっかけが少しでもあることは避けて頂きたいと思ひます。	本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 本事業の環境影響評価では、人と自然との触れ合いの活動の場を予測及び評価項目に選定し、対象事業実施区域の周辺にある「落合の郷」、「かぶとの森テラス」、「かえで渓谷」、「そうぞの森さるびの」の4地点を対象に、その利用形態、付近の交通量等を調査し、事業による影響を予測しました。その結果、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいものと予測しています。これらの調査、予測及び評価の結果は、第10章「10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しました。
321	【産業廃棄物】 風力発電の寿命が終わった後の廃棄作業や廃棄物の処分についても不透明であります。製造から最終処分までの環境負荷についても明らかにしていただきたいと思ひます。	本事業は風力発電機供用後の撤去費用を盛込んだ計画としております。撤去時等における廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（2020年4月）等の関係法令に則り適切に対応いたします。
322	20. 維持管理体制について：「建設残土はすべて地域外で処理する」とあるがそれでは災害復旧時や事業終了の撤去時に必要な土砂は新たに持ち込まなくてはならない。土石流基危険地域と保安林が計画地で、調査でも脆い地質が確認されているので、ウインドパーク笠取などと同様、頻繁に復旧工事が必要と想定するべきで、復旧工事用の土砂の確保を含めた維持管理の計画を示すべきである。	本事業により発生する土砂は、全て事業地内で盛土や敷均し土として利用する計画であり、事業地外への残土の搬出は考えておりません。
323	4.加太は、四方を山々に囲まれています。ここ数年これまでにない記録的な大雨が降り川が氾濫しそうになることが毎年のようにあります。風車建設となれば、森林伐採が行われ山の保水が失われ大雨が降った時どうなるかが心配です。よって、不必要な森林伐採に反対です。	本事業による森林の伐採等は必要最小限とするため、森林が持つ水源の涵養機能への影響は小さいものと考えております。 また、本事業では設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。
324	21、このエリアには水源涵養保安林などの森林を含みます。開発で水源林が減少するがどのように対応するのか。水源林が減少した分、河川への流入量がどれくらい減少するのか現状と比較するべきである。そうでなければ水源への影響が不安である。 22、安濃ダムは農業用水としての利水があり、営農への影響が懸念される。安濃ダムへの土砂流入量は当初想定よりも多いと聞く。つまり現状でも土砂崩壊・流出が想定以上に多いということである。安濃ダム側には崩壊土砂流出危険地区が多く存在する。今回の開発により土砂の流出が増大することが懸念され、農業用水への影響も懸念される。隣接地での風力発電計画の影響もある。隣接地事業から出る土砂流入量との合算数値を出すべきである。その上で、安濃ダムへの影響を、安濃ダム設立時の当初想定値とこれまでの土砂流入量とを比較した上で、今事業の影響値および、隣接事業の影響値を積算して評価すべきである。	周辺河川の流入量の変化を予測することは困難ですが、本事業では風力発電施設及び管理用道路の設置に際しては、地形等を十分に考慮したうえで、樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積は必要最小限とする計画です。 また、設置する管理用道路については、林業事業者さまに開放する計画であり、林業との連携と適切な管理により、間伐の促進による下層植生の発達、表土の流出抑制、水源涵養力及び生物多様性の向上を図ってまいります。 本事業の土地の安定性については、既設風力発電所における経験を十分に活用し、山間部における風力発電所建設の経験を有する専門の会社にて調査、設計を進めるとともに、今後実施する詳細なボーリング調査結果、専門家等からの指導・助言を踏まえ、「林地開発許可技術基準」（三重県、2006年12月）に適合した設備とし、崩落等防止並びに土砂災害防止対策を講じる等、防災を最優先とした設計及び施工を行い、安全性には万全を期してまいります。 また、土地を造成する箇所においては、環境保全措置として土砂流出防止柵や沈砂槽等の土砂・濁水流出防止策等の設置を適切かつ確実に実施します。

表1-3 (94) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
325	<p>本日、知人からこの建設計画を知りました。電磁波被害は、地球規模での人体実験中と言われています。</p> <p>計画されている皆さんの机上の想像を遥かに上回る、未来での被害が十分想定されます。おそらくそれは現実になると思います。</p> <p>今でも、スマホ無しでは生きられない若者たちばかりですが彼らはスマホを持つ手に痺れを覚えています。無視されていますが、体は正直です。</p> <p>また、息子の畑は高圧電線がたっている畑だけ、他の田畑と同様の土づくりをしていますが、土地が何年経っても肥沃にはなりませんし、また、周辺の百姓は訳もなく体調を崩しています。もちろん、それらはなんのエビデンスも取れないものです。</p> <p>みなさんも、宇宙のチリから直接生まれて来たわけではなく、先祖がいて親がいて子供や孫と続いていきます。経済の前に人間があります。経済を優先して人間を破壊するなら、世紀末となると戦争となりが違うのでしょうか。</p> <p>今なら、まだ、大難を小難に変えられます。些細なことという認識を持たれていると思いますが、今一度お考え直してください。</p> <p>伊賀地方は年老いた母が暮らす地です。建設の中止をお願い致します。</p>	<p>風力発電機及び連系設備から発生する電磁波は、法令の規制値に比べて十分低いレベルであり、公的機関である国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP[イクニープ])の見解からも人体への有害な健康影響はないと考えます。</p>
326	<p>自然の山々が破壊され追いやられた獣が麓に降りてきて田畑を荒らす(生きる為に)</p> <p>そして殺処分の動物虐待</p> <p>人間は電磁波により健康を損なわれ 癌になる方もあります</p> <p>またその維持費を市民が支払うという nonsense!</p> <p>よって風力発電設置に大反対を致します</p> <p>宜しくお聞き届けをお願い致します。</p>	<p>風力発電施設の設置により、生息する動物が麓に移動することが多くなるといった科学的知見は確認されていません。</p> <p>2018年2月に三重県教育文化会館で行われました「シカによる森林被害緊急対策事業情報提供会 in 三重」において、青山高原に生息するシカにGPSを取付けて行動を把握した調査の結果が報告されています。</p> <p>それによれば、青山高原の風車群周辺にもシカは生息しており、このシカ達は昼夜を問わず風車敷等風車の周りで行動していること、シカは広範囲に移動していることが確認されており、風力発電所の建設による影響は一時的なものとして想定しております。</p> <p>また、風力発電機を含む電力設備から発生する電磁波は、法令の規制値に比べて十分低いレベルであり、公的機関である国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP[イクニープ])の見解からも人体への有害な健康影響はないと考えます。</p>
327	<p>1.環境影響評価に関して</p> <p>①私たち親子は電磁波に過敏です。電磁波の測定もお願いしたいです</p> <p>②低周波音は圧迫感や振動感を知覚しなくても身体に不調をきたすと聞いています。値だけではなく、被害が顕在化している地域の住民の方から直接聞き取りをお願いしたいです。またその際には立ち会いさせて下さい</p> <p>③悪いものをどの位出すか、という値だけではなく、良いものをどの位減らすか、についての予測値も教えてほしいです。(生物の数、水の透明度、脳によい超高周波成分など)</p> <p>※②の聞き取りがもし難しければ、建設したいと思ってみえる社員の方が実際に何か月か発電の近くに住んで体感されたことを教えて頂きたいです</p>	<p>風力発電機を含む電力設備から発生する電磁波は、法令の規制値に比べて十分低いレベルであり、公的機関である国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP[イクニープ])の見解からも人体への有害な健康影響はないと考えます。</p> <p>また、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (95) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
328	<p>風力発電ありません。計画をすぐに中止してください。</p> <p>風力発電の近くは電磁波が非常に高くなり、生き物(人間も含めて)に身体的弊害や悪影響がでます。電磁波の弊害はご存知かと思いますが、頭痛や吐き気など様々です。</p> <p>そもそも、風力発電所を作るほど電力は不足していません。</p> <p>ただの利権で自然を壊すのはやめていただきたい。地球のことを考えたら自然や環境破壊などできません。</p> <p>地球は私たちだけのものではなく、これからの世代によりよくして残す、ないしはそのまま残していかなければいけません。</p> <p>我々はただ地球を借りて生かさせていただいてるのです。</p> <p>もし、あなたの子どもが電磁波に悩まされて暮らさなければいけない状況ならどうでしょうか？</p> <p>計画を改めて見直してすぐに中止していただきたい。</p> <p>どうか地球のいのち、我々のいのち、子ども達のいのちを優先に考えて下さい。</p>	<p>風力発電機を含む電力設備から発生する電磁波は、法令の規制値に比べて十分低いレベルであり、公的機関である国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP[イクニープ])の見解からも人体への有害な健康影響はないと考えます。</p>
329	<p>④コロナ対策で免疫力が低下し、5G で電磁周波が増える中、風力発電によって影響を受ける人がこれまでより増えると予想されませんか</p>	
330	<p>自然を壊わしての開発 意見 株式会社シーテックは、環境保全や地球温暖化対策として三重県青山高原において3つの発電所により29基 57,000kW、津市及び伊賀市で60基 95,000kWの風力発電事業を行って低炭素社会に寄与していると言っているが、実際のどの位のCO2が削減できているかのデータが示されていない。その事を聞いても企業からはわからないとの返答である。さらに今回三重県布引北に28基の風力発電所を設置しようとしている。風力発電は自然の風のエネルギーを使用するので不安定な発電で、しかも発電する際に一般の電気を使用することもある。過去に設置した風力発電所がCO2の削減にどの位削減できているかを示さないのは大きな問題である。机上の計算でしかない。この布引北の山林に28基の風力発電所を設置するために約862haの範囲の山林が伐採されることになる。山林はCO2の吸収に貢献している。この山林を伐採して風力発電所を建てるのは無駄なことである。又、山を削り、道を作ることで豪雨になると土砂崩れや水質汚濁なども起こる可能性もある。現に既存の風力発電所がある青山高原、笠取などはその被害が起っている。</p> <p>このような自然を壊わしての開発はしないほしい、この狭い日本で大規模な風力発電の建設は特に住民の生活圏から全く影響のないとは言えない。かつての公害(水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなど)が後手後手に回った日本の公害認定で、いく人の人々が病気になったり死亡している。日本の風力発電事業に関する自然環境や人体への影響も検証されないまま進められていることに深い憤りを感じます。</p>	<p>ご意見頂きました既設風力発電所によるCO2排出削減量の実績につきましては、既設風力発電所で発電した電力が連系先の中部電力及び工場、一般家庭等の消費者によりどのように利用されたのか分かりかねます。</p> <p>そのため、環境影響評価準備書では、本事業による年間発電電力量を化石燃料発電で発電した場合と比較して想定されるCO2削減量としてお示ししました。</p> <p>また、本事業による風力発電機のヤード及び工事用・管理用道路等の改変面積は48.6haであり、対象事業実施区域の面積である約862ha全体の森林を伐採することはありません。</p> <p>なお、本事業による改変面積48.6haの森林によるCO2吸収量は年間約400t-CO2と試算しており、本事業によるCO2排出削減量約86,000t-CO2は、森林によるCO2吸収量を差引いた値として想定しております。</p>
331	<p>・CO2の削減に関して、具体的な数値目標の計算値があり、別途何らかの形で示せるように準備する、と説明会でおっしゃっていました。机上の数値目標ではなく、実測値をお願いします。</p>	<p>ご意見頂きました本事業によるCO2排出削減量につきましては、本事業で発電した電力が連系先の中部電力によりどのように利用されるのか分かりかねます。</p> <p>そのため、環境影響評価準備書では、本事業による年間発電電力量を化石燃料発電で発電した場合と比較して想定されるCO2削減量をお示ししております。</p>

表1-3 (96) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
332	<p>意見 シーテックさんは準備書説明会で、どんな事業でも開発すれば自然環境は壊れますが同事業は低炭素社会に貢献できるので建てさせてほしいとおっしゃいましたので、同事業者の既存の風力発電事業によって、机上の計算ではなく実際にどれだけのCO2を削減できたのか、数値とその計算式を示してほしいと質問しましたが、ご回答いただけません。</p> <p>建設後の環境への影響調査も不十分で過去の教訓が生かされておらず、また、低周波・超低周波の健康被害については現実に国内外で多数の訴えや証言があるにもかかわらず、「因果関係が証明されていないので認められない」とおっしゃっていますが、CO2削減は実証できていないのに「CO2削減に貢献している」とおっしゃっているのは、矛盾しています。</p> <p>建設理由とするCO2削減が既存の事業で本当にできている事を、数値で示して下さい。その計算式も公表して下さい。</p> <p>それがなければ、布引の山々の自然を破壊してまで、地域住民を分断しその生活を脅かしてまで同事業を行っていい理由にはなりません。</p> <p>(※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください)</p>	<p>ご意見頂きました既設風力発電所によるCO2排出削減量の実績につきましては、既設風力発電所で発電した電力が連系先の中部電力及び工場、一般家庭等の消費者によりどのように利用されたのか分かりかねます。</p> <p>そのため、環境影響評価準備書では、本事業による年間発電電力量を化石燃料発電で発電した場合と比較して想定されるCO2削減量としてお示ししました。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>
333	<p>エコであるか</p> <p>(株)シーテックの説明する風力発電はエコであり地球温暖化対策に寄与するとあるが信用性はありません。「準備書」では今計画28基で年間86000tのCO2が削減出来るとあるが計算方法を示して下さい。既設の美里風力発電所・笠取風力発電所・久居榊原風力発電所・青山ウインドファームにおける過去5年間の実績を示して下さい。</p> <p>有識者によりますと、風が無く風車が止まっている時は電力の同時同量を維持する為にバックアップ電力として火力発電で蒸気を沸かして常に待機していると聞いた。これは事実か返答下さい。砂埃が舞い上がる程の風が吹いた時だけ風車は発電して、そうでない時は火力発電が温室効果ガスを出し続けていると聞きましたがそういう事ですか。</p> <p>バックアップ電力の火力発電電力の分も「再エネ賦課金」となって私達が払っているのですか。返答下さい。</p>	<p>ご意見頂きました環境影響評価準備書に記載した本事業による年間発電電力量を化石燃料発電で発電した場合と比較して想定されるCO2排出削減量86,000t-CO2の計算方法につきましては、資源エネルギー庁が公表する全国の火力発電所の年間の発生電力量や燃料消費量、電気事業連合会が公表する電源構成比、電力中央研究所が公表する電源別のCO2排出量及び弊社及び関連会社の既設風力発電所の設備利用率を用いて算出した本事業の想定電力量を元に想定した値であります。</p> <p>CO2排出削減量の計算にも用いております、本事業並びに既設風力発電所の設備利用率につきましては、機密情報のためお答えすることが出来ません。</p> <p>風力発電機は、風がないときは発電しないため、工場や一般家庭等の消費者が必要とする電気は、電力会社の火力発電等から供給されます。一方、風力発電機が発電しているときは、電力会社の火力発電等はその分だけ出力を低下させることで、需要と供給のバランスを調整しており、これにより風力発電によるCO2削減効果が確実に現れると考えております。</p> <p>なお、火力発電は、発電機を停止するか発電機への燃料供給を自動的に抑制することで出力を減らすことができますので、燃料を使用したまま蒸気を無駄に逃がすことによる出力の調整は行っておりません。</p> <p>その他、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)」に規定される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じてご負担頂くものであり、賦課金単価については、担当省庁により決定され電気料金に適用されているものです。</p>

表1-3 (97) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
334	<p>環境保全なるか？地域活性化なるか？</p> <p>「準備書」に環境保全の一環としての事業である、とあるが、環境保全は何を意味するのか、バックアップ電力の火力発電が CO2 を出し続けているのに環境保全？と言えるのか。</p> <p>環境保全とするのであれば CO2 を食べ続けてくれる山の樹木や草木を守る事の筈だ。</p> <p>「地域の活性化も期待される」とあるが、逆である。風車が建つ事で都会からの移住者はなくなるだろう。安全な田舎を望んで移住しようとしている人達を裏切る事になる。移住しようと思て来た人、何人かが「風車」を止めて！と叫んでいる。地域過疎にするだけではないか。</p>	<p>環境影響評価準備書では、本事業による年間発電電力量を化石燃料発電で発電した場合と比較して想定される CO2 排出削減量をお示しております。</p> <p>また、本事業による改変面積 48.6ha の森林による CO2 吸収量は年間約 400t-CO2 と試算しており、本事業による CO2 排出削減量約 86,000t-CO2 は、森林による CO2 吸収量を差引いた値として想定しております。</p> <p>日本においては安定かつ経済的に電気をお届けするためには、火力、水力、再生可能エネルギー等、それぞれの発電方式の特性を活かした「エネルギーミックス」が重要となります。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p> <p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p> <p>また、地域過疎につきましては、今後事業計画を進めていく中で、各自治体、地域住民の皆さまとの地域活性化に向けた協議により、ご要望を把握したうえで、必要とされる貢献策を検討してまいります。</p>
335	<p>また、地元に被害を与えてまで、本当に風力による発電が必要なのか、そんなに電力が足りていないのか。</p> <p>この風力発電による発電量はどのぐらいで、それによって原子力・火力発電が減っているのか、布引山系に住まう全住民を納得させる数値をだしていただきたい。</p> <p>以上</p>	<p>本事業では、1 年間に一般家庭の約 40,000 世帯分に相当する電力を発電することが出来ると想定しております。</p> <p>これを化石燃料である石炭に換算した場合約 90,000t/年、石油に換算した場合約 29,000kl/年（ドラム缶約 147,000 本/年）、LNG に換算した場合約 17,000t/年の削減が可能であると想定しております。</p>

表1-3 (98) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

7. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
336	<p>31、説明会で原子力発電所がどのくらい減らせたのか...という質問に「当社は原子力発電所を持っていないのでわかりません。」という旨の回答を行っていた。中部電力に問い合わせればわかることである。全体的にシーテックの回答は「雑」「不誠実」「挑戦的」である。今回、シーテックの説明会を初めて聞いて率直に驚いた。他社の説明会と比較してもひどい。とてもコミュニケーションを取り、議論し、理解しあおうという気持ちを感じられない。地元の人々の怒りにわざわざ火をつけている、そんな風を感じられた。これは企業の姿勢の問題なのか、あの場に説明に来た「人」の問題なのか。地元根付く企業として責任をもってきちんと説明をし直すべきである。</p>	<p>風力発電所を建設すれば原子力発電所を減らせる、なくせるといったことではなく、原子力、火力、再生可能エネルギーといった多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していく必要があります。その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p> <p>また、本事業に係る環境影響評価準備書を公告・縦覧するにあたりましては、47都道府県における緊急事態宣言の解除を踏まえ、縦覧開始日を設定するとともに、関係地域ごとのご要望に沿った日程、場所で説明会を開催するよう計画したものであります。</p>
337	<p>1. 本事業の必要性を示すためには、地球温暖化防止に本当に役立てたかどうかの実績データをまず示すべきである：実際に化石燃料を削減し得た具体的なデータつまり、過去20年間に青山高原で風力発電所が発電した時間帯に、四日市火力発電所あるいは川越火力発電所が削減できた化石燃料の量の数値データを具体的に示すべきである。その際に単に蒸気を逃がして対応しただけで、燃料の削減まではできていないということなら、地球温暖化防止に貢献したとは言えない。また、近くの水力発電所の出力を落としたというのでは、本末転倒である。風力発電所の発電量を単純に火力発電所の平均的化石燃料消費量に置き換えた按分しか示せないままでは、地球温暖化に貢献してきて、今後も貢献するとは言えない。それに基づき、新規の布引北で具体的に減らしうる化石燃料の量を評価するべきである。</p>	<p>風力発電機は、風がないときは発電しないため、工場や一般家庭等の消費者が必要とする電気は、電力会社の火力発電等から供給されます。一方、風力発電機が発電しているときは、電力会社の火力発電等はその分だけ出力を低下させることで、需要と供給のバランスを調整しており、これにより風力発電によるCO2削減効果が確実に現れると考えております。</p> <p>なお、火力発電は、発電機を停止するか発電機への燃料供給を自動的に抑制することで出力を減らすことができますので、燃料を使用したまま蒸気を無駄に逃がすことによる出力の調整は行っておりません。</p> <p>ご意見頂きました既設風力発電所の発電による固有の火力発電所における化石燃料削減量の実績につきましては、既設風力発電所と固有の火力発電所が相対関係にあるわけではなく、既設風力発電所で発電した電力が連系先の中部電力によりどのように利用されたのかが分かりかねますので、お答えすることが出来ません。</p> <p>そのため、環境影響評価準備書では、本事業による年間発電電力量を化石燃料発電で発電した場合と比較して燃料ごとの削減量をお示ししております。</p>
338	<p>30、風車の施設利用率は何%くらいを見込んでいるのか。(シーテックの既存施設のデータからわかるはずである。)現状では風車や太陽光は電気需要の変動に合わせた発電が行えないため、バックアップ電源を必要とせざるを得ない。そのためバックアップ電源として火力発電所などを「待機」運転させる必要があり、その結果、二酸化炭素排出量を減らせていないという意見もある。国策としてもベース電源はあくまで火力・原子力というのが現状での国策である。風力発電が地球温暖化防止に役立っているのであれば、火力・原子力が増えていかず減っていくはずであるが、現状ではそうっていない。まず、その事実を住民にもはっきりと説明すべきである。説明会の話では、あたかも風力発電を増やす=二酸化炭素排出量の減少=地球温暖化防止という安易な説明となっている。私は自然エネルギーを否定しているわけではない。しかし、現状はそんなに単純ではないとも認識している。自然エネルギーを大いに活用すべきであるが、その導入・活用のし方には考えるべきことが多くある。</p>	<p>本事業並びに既設風力発電所の設備利用率につきましては、機密情報のためお答えすることが出来ません。</p> <p>また、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により再生可能エネルギーの導入が期待されるなか、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、重大な環境影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、三重県布引山地の良好な風況を生かし、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大を目指してまいります。</p> <p>風力発電機は、風がないときは発電しないため、工場や一般家庭等の消費者が必要とする電気は、電力会社の火力発電等から供給されます。一方、風力発電機が発電しているときは、電力会社の火力発電等はその分だけ出力を低下させることで、需要と供給のバランスを調整しており、これにより風力発電によるCO2削減効果が確実に現れると考えております。</p> <p>なお、火力発電は、発電機を停止するか発電機への燃料供給を自動的に抑制することで出力を減らすことができますので、燃料を使用したまま蒸気を無駄に逃がすことによる出力の調整は行っておりません。</p>



表1-3 (99) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
339	<p>令和2年7月5日亀山市林業センターにて行われた風力発電事業説明会に参加させていただきました。風力発電の発電システムについて不透明な点がある。まず、風力発電は名前の通り自然の風により発電する事ができるが、自然の風はいつ起こるか予測できない。その為、電気が必要なときに使えないと思うのですが？</p> <p>それと強風時は自動停止するとあるが、自動停止した時の電気はどこが補ってるのか？説明していただきたい。</p> <p>また、青山高原ウィンドファームのほとんどの風車が強風でもないのに止まっていたがあれは何なのか、故障しているのか、故障ならば風力発電の電気を利用している家庭が停電してないとおかしい。もし風力発電が発電してない時は他の電力（原子力や火力）を使って補っているというのであれば、今から何台も風力発電機を建てる意味は無いと思うのですが、シーテックさんはどのように考えているのか説明していただきたい。</p>	<p>本事業では、風力発電設備で発電した電力は中部電力の送電線へ連系する計画をしております。各ご家庭へ供給される電気につきましては風力発電設備の稼働、停止に関わらず停電することはありません。</p> <p>風車の稼働については、強風以外の場合でも風が弱い場合や定期点検等で停止している場合がございます。</p> <p>風力発電は、自然条件によって発電出力が変動するため、発電出力を調整しやすい火力発電等との組み合わせが必要となります。日本においては安定かつ経済的に電気をお届けするためには、火力、水力、再生可能エネルギー等、それぞれの発電方式の特性を活かした「エネルギーミックス」が重要となります。弊社としましては、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
340	<p>ここ数年 大型の風力発電は台風・竜巻での被害報告を多く聞きます。</p> <p>今から建てるモノではないと思います。m(_)_m</p>	<p>ご意見頂きました近年の台風による風力発電機の倒壊事象につきましては、台風の影響等により風車を制御するための電源が供給されなかったため、台風のような強風が発生した時に「風車を風向に正対させる」「羽根の角度を変えて風圧を弱める」等の安全機能が働かなかつたため、発生したと報告されております。国は、この事故を受け、いかなる場合でも風車へ制御電源が共有され続けるよう、バッテリーや非常用発電機等の予備電源を確保しなければならない旨ルールを定めており、本事業につきましても非常用発電機を設置し、予備電源を確保することで計画しております。</p>
341	<p>また、当該事業者の既設風力発電設備であるウインドパーク笠取風力発電事業であるが、国道163号津市美里町五百野近辺から俯瞰すると、2箇所大きな崩落が風力発電機基部に見られる。風力発電機基部から下方にかけて山の一部分が崩落し、地面が露出している状態である。これを修復することのない事業者が新たな風力発電事業を起こして良いのだろうか。私は良いと思わない。少なくとも、既設風力発電設備の設置前の現状まで復帰した上で計画を起こすべきと思う。もし事業者がよしとするなら、市や県、経済産業省や環境省がそれでよいと認めるかどうか確認し、その結果を公表していただきたい。</p> <p>以上、真摯なる回答を願うものである。</p> <p>草々</p>	<p>ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p>

表1-3 (100) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
342	<p>北海道石狩市で市議会議員をしています。石狩市には古くから農業を営む方が住む八幡町という場所があり、その小高い山に、風力発電計画が突然起こり、その事業を準備書まで終わらせて3年半計画は沈黙していました。その事業者から事業を継承し、再開しようとしているのが「中部電力」です。</p> <p>その中部電力の関連会社である(株)シーテックが、本事業実施社と聞きました。この会社が青山高原、笠取に建設された風力発電風車の周囲には、大規模な土砂崩れが発生しており、全長約 800m の酷い土砂崩れもありと聞いています。その規模があまりにも大き過ぎてコンクリートを塗っても、もとの状態にはならず、約7年も崩れたままの状態と聞いています。</p> <p>まず、稼働後にそのような杜撰な保守・管理を実施する事業者は、不適任であると考えます。</p> <p>また、(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画に対して、地元加太住民は、アンケートにて以下の意思表示を示しました。</p> <p>容認しない 474名 (73.0%)          判断できない 123名 (19.0%)          容認する 49名 ( 7.6%)          無効 3名 ( 0.4%)          649名 (100%)</p> <p>※無効(白紙、修正等)を示す。</p> <p>地域住民にとって、停電時に非常用電源としての役目も果たさず、山の尾根を大きく改変したことによる土砂崩れ災害、騒音・低周波による睡眠影響などによる健康被害。周辺の河川への土砂流出による水質汚濁など、地元へ押し付けるリスクに対して、根拠が不明である評価結果を受け入れることは容易なことではありません。事業を再検討することを求めます。</p>	<p>ご意見頂きました弊社管理地内の崩落への対応につきましては、定期点検や大雨・台風後の臨時点検の実施による発生場所の把握は勿論のこと、地権者さま及び各関係行政と協議のうえ、優先順位をつけ迅速かつ的確な応急復旧をさせて頂いており、放置することはございません。加えて、地盤の安定状況等時期を見計らって計画的に恒久対策を実施しております。</p> <p>また、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
343	<p><b>8. 人家から1km離せば良いとはならない:</b>「本計画では最も近い人家と風車は1kmの距離にあり、2km以内となると約10が配置される計画となっている。説明会で、「なぜ、風車は民家から1km離せば良いとしたのか?」について「環境省と経産省で1km離せば良いとの基準が定められたので、それに従った」と説明を繰り返したが、環境省と経産省に問い合わせたところ、「そんな基準は作っていない。これだけ離せば被害は出ないと保証する基準はない」とのことである。それらしい文書は「発電所建設に係る環境影響評価の手引」という手引書で、1kmと言う距離が例示されているが基準ではない。このような誤用を元に計画を策定してはならない。</p>	<p>本事業における住居からの距離については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」(環境省、2010年10月)を目安とするとともに、弊社既設風力発電所の運転実績より、住居から1km以上の距離を離すよう風力発電機を配置しております。</p> <p>また、本事業により設置する風力発電機から最も近い住居までの水平距離は約1.1kmであります。 「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、騒音(低周波音を含む)及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>

表1-3 (101) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
344	<p>前略 表題の件、下記に記入いたします。 準備書に「可能な限り」という表現が多数出現するが、絶対不可能なことは存在しないことを考慮すると、「可能な限り」＝100%と受け取られる。 100%実行できないとしたら、この「可能な限り」という表現には具体的な数値を上げる必要がある。なぜなら、例えば私は片付けが苦手である。妻から「片付けて」と言われた時、「可能な限りいたします」と答えたとする。大体において他ごとを行ううちに忘れてしまう。何もせずに一日の最後に「可能な限り」はいたしました」と妻に言う。シバかれる（ぶん殴られる）わけである。しかし、この場合、主観的な立場で言えば片付けを「可能な限り」行ったのである。家庭内であれば問題はあまりないが、一企業が具体的な数値を何も設定することなく「可能な限り」と謳ってそれが世間に通るのであろうか。風車の機械を何月何日の納期を厳守してくれと依頼して、「可能な限り守ります」と言って通すのか。当日、運搬車両や警備員、作業員を確保したにも関わらず納品されなかったとしたら、シーテック殿は「いやー、「可能な限り」努力したんですが」の一言でご納得されるのか。 準備書における「可能な限り」という表記と同数の具体的な数値を設けなければ、この準備書はただの紙切れである。具体的な数値を記入して再提出しなければ、準備書としての体をなさない。 それとも、経済産業省御中は具体的な数値の伴わない、業者側の主観による「可能な限り」という表現を認めるのであろうか。認めたとして、施工後に世間一般がうけとる「可能な限り」と業者の主観的な「可能な限り」と著しく乖離した場合、責任を取って風力発電設備を撤去してくださるのであろうか。そうであれば文句はない。</p>	<p>ご意見頂きました「可能な限り」とは、法で定められる基本的事項の規定は維持しつつ、環境影響の回避・低減に係る評価や環境保全措置は、できる限りより良い措置を目指すという視点により、想定しうる様々な環境保全措置の比較検討や特定の環境保全措置の技術水準を分析するといった検討プロセスを通じて、より適切な環境保全措置を導入することを意味しております。 「可能な限り」について、予測評価として数値化できるものは、計画する事業計画のとおりであり、第2章「2.2 対象事業の内容」及び第10章の各予測評価項目に記載しております。 また、土砂崩れ等の自然災害が発生しないよう、安全に十分留意して設計、施工いたします。</p>

表1-3 (102) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
345	<p>要約書の9ページの「風力発電機は、可能な限り住宅等から離れた位置に配置します」とありますが、環境影響評価準備書の要約書にて「可能な限り」というような曖昧な表現を使って、一体私たち住民に何を伝えようとしているのか？</p> <p>どうしてキチンと数値で表現されていないのか？</p> <p>このような表現で私たちは一体何をどう理解すればいいのか？</p> <p>また、その下の行では「風力発電機は、適切な点検・整備の実施により性能維持に努めます。」とあり、これも「適切な」とは具体的にどのような点検・整備を実施されるのか皆目わかりません。</p> <p>そして、どのような点検・整備をするのかも書かれていない上にそれを「します」ではなく「努めます」とあります。</p> <p>「努めます」というのは、つまり「頑張ってみるけど、できなかつたらゴメンね」ということですか？</p> <p>こんないいかげんな表現を使って、書かれた環境影響評価準備書に対して、質問しても質問しても「それは社に持ち帰り、検討させていただきます」（そして回答なし）</p> <p>「それは、後日改めて回答させていただきます。ということでしょうか？」（そして未だ回答なし）</p> <p>「それはまだ決まっておりません。これから有識者の先生方と話し合っていて決めていきます」（「まだ決まっていない」という回答が多すぎる）</p> <p>「これはまだ準備書の段階ですから～」 「それなら評価書ができた後で説明会をしてくれるのですか？」</p> <p>「それはありません」</p> <p>「つまり、私たちが説明を受けて意見を言えるのは、まだ何も決まっていないから、事業者は住民からの質問にはまともに答えられなくても良いという「準備書」の段階だけって、こんなおかしいことってありますか？」と聞くと「これは環境影響評価法に定められていることで、私共に言われなくても～」（ヘラヘラ笑）と法律のせいにして逃げる。</p> <p>こういう態度は私たち住民をバカにしているとしか思えません。</p> <p>そもそも、あなた方は他県の企業で、自分たちの利潤追求のためだけに、他所の地域の土地を貸してもらって事業をさせてもらう側なのだとすることを全くわかっていない態度を取られています。</p> <p>今までの土砂崩れをキチンと治して、今建っている風車を全て撤去して、私たちの地域から、サッサと出て行ってください。</p>	<p>ご意見頂きました「可能な限り」とは、法で定められる基本的事項の規定は維持しつつ、環境影響の回避・低減に係る評価や環境保全措置は、できる限りより良い措置を目指すという視点により、想定しうる様々な環境保全措置の比較検討や特定の環境保全措置の技術水準を分析するといった検討プロセスを通じて、より適切な環境保全措置を導入することを意味しております。</p> <p>また、具体的な計画（数値等を含む）につきましては、予測評価として数値化できるものは計画する事業計画のとおりであり、第2章「2.2 対象事業の内容」及び第10章の各予測評価項目に記載しております。</p>
346	<p>(株)シーテック御中</p> <p>表題の事業は個人的に目にする情報からは、地域住民の方々に理解してもらえていないと感じます。</p> <p>発電所のおかげで生活させてもらっていると思うのですが、地域住民の方々が安心して生活することが大切ではないでしょうか。</p> <p>不安を抱かせないような条件で進めていただきたいと思えます。</p>	<p>本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p> <p>なお、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (103) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
347	<p>伊賀市在住者です。                      今回の風力発電事業建設予定地区に住む者ではありませんが、三重県伊賀市の「(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業」に反対の考えを持っております。                      SNS等で風力発電のための開発による健康被害や環境破壊を知り、とても不安に感じております。                      自然エネルギーのために自然を壊している事に矛盾を感じずにはおられません。                      建設予定地域には知り合い家族が暮しており、その家族を始め近隣の住民の方々の生活にマイナスの影響を与えるのではないかと心配です。                      生活圏およびその近隣の地域において、住民の皆さんが安全・安心に過ごしていけるようにと願っています。                      改めての住民説明会を開催して頂き、今一度、住民の皆さんが納得いく御回答をして頂けないでしょうか。                      よろしくお願い致します。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
348	<p>その他(全般)                      賛否の大きい事業だと思います。ただ、過去の青山高原の同種の事業においての当時の環境影響評価と現在の(実際の)環境にあてている状態が、あまりにちがっているという中で、そもそも、このような早い(遅い)事業の進め方では、納得できるものではありません。                      又、住民の中に分断をつくってしまうのも、このように急いだ事業のすすめ方にあると思います。                      地域の未来や、本当の環境への影響より、金銭目当のみの事業に思われてしまいかねません。                      このままだと、大規模な反対運動など、ますます地域の問題は深刻になります。どうぞ一度立ちどまり、もっともっていいいな説明をねがいます。とにかく、これだけの大事業に対しての説明の期間短すぎます。</p>	
349	<p>私は〇〇さんのいちファンであり、〇〇のある伊賀の里阿波に魅了された一人です。                      〇〇を運営されている〇〇さんの作り出す空間、空気感は澄むように美しく、忘れていた大切なものを取り戻す力があります。                      日々を丁寧に暮らされている姿は、宿泊されたり遊びに来られた方の多くを魅了されてきたことを知っています。                      その感性は、HPからも伝わるものがあります。                      しかし、今は残念ながらHPには緊急告知の赤い文字が...                      本当に悲しくなります。                      そんな文字、自分の大切にされている〇〇のトップページに絶対に置きたくなかったでしょう...                      感性豊かな彼女が、どんな思いでこの赤い文字を入力したかと想像するだけで耐えられません。                      一日も早く平穏な日々を...トップページから緊急告知の文字が消えることを心から願っています。                      私はどんなことがあっても風力発電を建てさせません。</p>	<p>ご意見中に記載されている個人並びに関連するHPについて言及する立場にございませんが、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (104) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
350	<p>コロナ禍に人数制限された中での事業説明会、大変問題だと思えます。</p> <p>感染リスクを負ってまでの集まりは非人道的であり、まったく地域の人々の気持ち配慮した行いではありません。</p> <p>全戸に丁寧にひとりひとり漏れなく説明しに行くのが誠意ある企業の姿勢だと思えます。</p> <p>それもコロナ禍では嫌がれると思えます...事業計画を中止してください。</p> <p>シーテックの掲げるコンプライアンス推進の心得を社員の方はまったく理解しておられないようなので今一度、自問していただきたい。</p> <p><a href="http://www.ctechcorp.co.jp/csr/compliance/">http://www.ctechcorp.co.jp/csr/compliance/</a>                      コンプライアンス   CSR 活動   株式会社シーテック</p> <p>株式会社シーテックでは、倫理的企業活動、健全な企業風土のための具体的な行動指針「コンプライアンス確立のための行動基準」を掲げ、会社全体でコンプライアンスの確立に向けた取り組みを推進しています。</p> <p>詳細はこちらのページをご覧ください。  <a href="http://www.ctechcorp.co.jp">www.ctechcorp.co.jp</a></p>	<p>本事業に係る環境影響評価準備書を公告・縦覧するにあたりましては、47 都道府県における緊急事態宣言の解除を踏まえ、縦覧開始日を設定するとともに、関係地域ごとのご要望に沿った日程、場所で説明会を開催するよう計画したものであります。</p> <p>また、説明会の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施したうえで、開催させて頂いております。</p> <p>また、コンプライアンス及び CSR に関するご意見は勿論の事、電力インフラに関わる変わらぬ社会的責任の維持とともに健全な風力発電所の開発運営に努めてまいります。</p>
351	<p>先日風力発電についての説明会を開催されたようですが、今日本の国がどのような事になっているかっていますか。案内書の中にありましたが新型コロナウイルスが三重県でまた感染者が増している中私は出席をやめました。なぜなら私は肺の病気で長年酸素生活をしております。自分自身の体を守るためです。本題にもどりますが、風力発電建設された場合いままでの風景がそこねてしまい今現在きれいな山なみが悪くなり現在建設されている所によると体に悪く健康な人でも悪影響を受けている中、病人はそれ以上に受けるはめになる。あなたたちは仕事上（上からの）しかたなくしている。我々と同じ立場になればわかる事ではないのか。建設後人体に悪影響はありませんと言い切る事は出来るのか。人体の悪影響がると多数の声が出ている中今一度検討すべき。私は今の風景がいちばん春・夏・秋・冬変な物があれば不愉快である。今の日本を見て毎日コロナウイルスで病人が出ているこれをなくす方に、あなた方もガンバッテ下さい。</p> <p>※説明会での住民の声こそが生の声だと思ひこれこそが真の声ですそれをあなたたちは、どうよう受けとっているのか？住民の声をテープにとりそれを元に検討すべきだ。</p>	<p>本事業に係る環境影響評価準備書を公告・縦覧するにあたりましては、47 都道府県における緊急事態宣言の解除を踏まえ、縦覧開始日を設定するとともに、関係地域ごとのご要望に沿った日程、場所で説明会を開催するよう計画したものであります。</p> <p>また、説明会の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施したうえで、開催させて頂いております。</p> <p>景観につきましては、風力発電機の塗装を周囲の環境になじみやすいように明度、彩度を抑えた灰白色とすることや、地形の改変面積を最小限にとどめ、造成により生じた法面については緑化に努める等影響の回避低減を図ってまいります。</p>
352	<p>32、新型コロナウイルス感染防止の観点からさまざまな事業が中止になっている中、どうしてこの時期に説明会を行ったのでしょうか。はっきり言って、参加者が来られないことを逆手にとってわざわざこの時期を狙ったとしか考えられません。コロナ感染が怖くて行きたくても行けない人がたくさんいます。私は参加しましたが、正直、行きたくはなかった。この姿勢自体が「卑怯」で「不誠実」です。</p>	<p>本事業では、47 都道府県における緊急事態宣言の解除を踏まえ、関係地域ごとに説明会開催日を計画いたしました。</p> <p>また、説明会の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施したうえで、開催させて頂いております。</p> <p>また、各自自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (105) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
353	<p>御社の風車建設計画について一市民として不安に思うところを述べたいと思います。</p> <p>世界各地で大型の風力発電施設で風車の騒音、振動、低周波、などの影響と思われる健康被害が報告されていると聞いています。私の不安は、そういったことがこの計画の施設が稼働したのちに、もし起こったらそれについての誠意ある対応をしていただけるのかということです。具体的に思いつきますのは、まずは速やかに風車の稼働を停止した上で、症状に対しての検査費用、治療費用、などの補償をしていただけるのかどうか、ということです。</p> <p>私は今計画地から 20 キロ離れた津市内に住んでおりますが、美里町、伊賀市阿波地区、には知人友人も多く、彼等から聞いた話では、御社の対応の基準は因果関係の証明の有無によるものとされているとのこと。つまり、住民が彼らの身に起こった健康被害を訴えたとしても、因果関係が証明されなければ風車の稼働を止めたり、補償をしたりしないということ、であると理解しました。これは一見筋が通っているようで、実際は大変自分勝手に不誠実な態度に感じさせる可能性があるのではないかと感じました。何故ならば、鍵になる因果関係の立証には相当な時間がかかると思われるものがあり、最終的に第三者による因果関係の立証というものがあったとしても、風車稼働後に起こった健康被害の症状がその本人にとって自覚されている以上、それに勝る因果関係の立証は無いと思うからです。ですから今計画の実施に当たっては、まずこの一点、風車の稼働後に健康被害についての訴えがあれば、速やかに稼働をその症状が治るまで止める、治ったら動かす、また症状が出たら止める、、、を 2、3 度繰り返しての結果をもって因果関係の立証とするということをお約束いただきたいと思います。それはまるで人体実験のようですが、現状ではそれ以外に方法はないと考えます。健康被害の症状の有無やその程度の強弱は人によって違うことが明らかである以上、最も過敏な人に基準を合わせなければならぬのは当然ですし、実験台はその本人にしか出来ないわけですので。そして風車の稼働時に症状が出るのが本人によって訴えられたなら、該当風車の廃止を決定する。そのお約束をしていただくことをお願いしたいです。もしそれがお約束いただけないのであれば、この計画は撤回にしていきたいと思います。また、それはまさしく命の選別にも当たる行為であり、社会的に多大な非難を浴び、御社の社名を汚すことになることも十分にご検討いただきたいと思います。</p> <p>また建設にあたっての造成工事による自然環境の改変の影響についても、対処し解消するための対応をしていただくこと、自然界への敬意をもって責任を果たしていただくことを、お約束していただきたいと思います。以上です。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020 年 3 月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p> <p>また、自然環境への影響については、本事業の環境影響評価において「動物」「植物」「生態系」「景観」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」の項目を選定し、事業による影響について予測及び評価を実施しております。これらの調査・予測及び評価の結果については第 10 章に記載しました。</p>
354	<p>7. 全国と世界の被害例の分析がない：自社の風車での健康被害もきちんと記録すらしておらず、説明会では事業者自ら「知らない」と言明するようでは、環境影響評価をしたとは言い難い。全国と世界の事例を責任を持って集め分析し、環境影響評価をし、それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>ご意見頂きました事案につきましては、発電所運転開始後間もない頃、当時お問い合わせを頂きました時点よりあらゆる運転環境下の調査を実施し、その調査結果を報告させて頂くことにより、風車の発する音響による環境基準の超過や健康被害はないものとしてご理解頂いておりますが、事業を運営させて頂く企業として、細かな条件下における再現性の難しい事象への配慮や地域の皆さまとの共存共栄を継続すべく、弊社の最大限の対応として二重サッシやエアコン取付等の対応をさせて頂いており、今日に至るまで対象の住民の方々とは良好な関係を継続させて頂いております。</p>

表1-3 (106) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
355	令和2年7月5日亀山市林業センターにて行われた風力発電事業説明会に参加させていただきました。説明会で説明がなかったので質問させていただきます。もしも、風車が建った後に近隣住民の方が振動音響病、慢性騒音外傷、風車発電症候群という病気を発症された場合、どのような対策をとられるのか、説明していただきたい。	風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、先ずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。
356	子供達をとりまく環境を第一に考えて下さい。小学校、保育園もあります。害がないわけがない。普通に考えてわかるはず。事例も出ているなか、なぜ加太に立てるのか、他を經由してルートを再検討してもらいたい。ここでは一切姿がみえないように羽一枚でもみえたら約束違反です。自分達の生活、健康、将来をみすえて一切反対します。 ご自分がそこにすんでる事をコミュニケーションをしてみ、家族が何か病気した時、生涯をもってつぐなって頂けるんですね。そこまでの考え等がありますか？ぜったいないですよ。白状ですので信用はしていませんが、しょせん口だけです。実際に期待しておしませんが、一つははっきり言える事は、風力発電はよくするためとは言え、森林の誰もすんでいない所にたててください。ここには必要ありません。ここにたてずみえない所にぜったいたてて下さい。害のない方法をしっかり検討して下さい。	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、2013年3月）並びに「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会、1981年）によれば、垂直見込角が2.0度未満であれば「シルエットにならず、環境融和塗色がされている場合にはほとんど気にならない。」とされています。 ご意見頂きました加太地域から視認できる風力発電機の最大の垂直見込角は、個別の予測の結果では1.4度であり、景観に対する影響は小さいものと判断しております。 騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、先ずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。
357	令和2年7月5日亀山市林業センターにて行われた風力発電事業説明会に参加させていただきました。説明会で説明がなかったので質問させていただきます。今回の風力発電所ができた場合の再エネ発電促進賦課金は1世帯あたりいくら値上がりするのか？	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に規定される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じてご負担頂くものであり、賦課金単価については、担当省庁により決定され電気料金に適用されているものです。
358	令和2年7月5日亀山市林業センターにて行われた風力発電事業説明会に参加させていただきました。今回の説明会で説明がなかった、またわかりにくかった事を質問いたします。 1、今回の風力発電所ができた場合の再エネ発電促進賦課金は1世帯あたりいくら値上がりするのか？ 2、風力発電は発電量が不安定で採算が見込めないと思うのですが儲けは有るのでしょうか？ 3、風力発電を建設した後に会社が倒産した場合、その後の管理は誰が行うのか？ ご回答宜しく願いいたします。	ご意見頂きました3つのご質問について、以下のとおりお答えいたします。 1.再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に規定される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じてご負担頂くものであり、賦課金単価については、担当省庁により決定され電気料金に適用されているものです。 2.具体的な事業採算についてはお答えできませんが、三重県布引山地の良好な風況を生かして発電する本事業は、事業運営に必要な採算が得られるものと考えております。 3.設立する予定の特別目的会社（SPC）は本事業に特化した会社であり、事業資金の融資を得るために金融機関による厳しい審査を受けることとなります。そのため事業が破綻するリスクは非常に低いと考えております。仮に、事業継続ができなくなった場合は、融資を受ける銀行団によって事業が継続されることを担保とした融資契約を予定しております。



表1-3 (107) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
359	<p>・風車建設後、20年以内にシーテックさんが倒産するようなことがあった場合に、その風車のメンテナンスや撤去作業は誰が保証してくれるのでしょうか。倒産された場合、メンテナンスや健康被害に対する調査、補償問題の対応などに責任がどれるのでしょうか。</p> <p>笠取の風力発電を建てるときも、環境影響評価をおこない、問題がないとされたから建てられたはずで、安全性が第一で、安全性が不可能なところには建てないとされたにもかかわらず、住民から健康被害が出ています。健康被害を訴えられた方には、二重サッシとクーラーの設置をされており、健康被害をご存じのほうです。</p> <p>安全性が確実に確保される所で今まで建ててきたから、本来なら、そういう事例は発生しないはずで、しかし、健康被害は起こっている。</p> <p>どうして苦しんでいる人たちがいるのにまだ建てられるのか。</p>	<p>設立する予定の特別目的会社（SPC）は本事業に特化した会社であり、事業資金の融資を得るために金融機関による厳しい審査を受けることとなります。そのため事業が破綻するリスクは非常に低いと考えております。仮に、事業継続ができなくなった場合は、融資を受ける銀行団によって事業が継続されることを担保とした融資契約を予定しております。</p> <p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
360	<p><b>21. 事業終了後の対策、災害復旧対応について：</b>今回は特別目的会社（合同会社）を作って事業を行うとしているが、この体制では倒産や何か問題があった場合、シーテックは出資金の額の責任のみで済み、最終責任は負わなくて済みことになる。そうなると、後始末は全て地主の責任になる。シーテックは「撤去費用は確保している」と説明会で言っているの、撤去費用は事前に供託しておき、シーテック直営で事業を行うべきである。</p>	<p>設立する予定の特別目的会社（SPC）は本事業に特化した会社であり、事業資金の融資を得るために金融機関による厳しい審査を受けることとなります。そのため事業が破綻するリスクは非常に低いと考えております。仮に、事業継続ができなくなった場合は、融資を受ける銀行団によって事業が継続されることを担保とした融資契約を予定しております。</p>
361	<p>御社の事業内容や業務上、上記内容の事案に入札をされるのは必然だと思います。</p> <p>ここに関してお話ししたいことは、主導である自治体の説得力のなさ、時代遅れのものがあると、電力行政の全体像のアウトラインすらないなかで、ハードなものを設置に至ることの特異な形であるところです。</p> <p>実は御社自身が直接的に反対の矢面に立たされるのはおかしな側面もあります。</p> <p>行政、国家として整合性のある解答を地元の方にしなないと繰り返しになると思います。</p> <p>あわよくば、御社から行政にも働きかけをして頂けたらと存じます。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>

表1-3 (108) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
362	<p>人と自然との関わり方 結論から言えば「人間はいい気になりすぎた」と私は考えている。 際限なく欲を満たすことを善と考えて来た。夏は日中48℃にまでなるアリゾナでもエアコンの効いた屋内は年中一定の室温に keep され、車もエアコン、ショッピングモールも全体がエアコンディショニングの中にある。人工的に遠しあるいは井戸から水をひき、広い芝生や樹木を保っている。 日本でさえ 電気を使うのに制限はない。各所でイルミネーションを意い人を集める。 さすがに化石燃料の限界に気付き風車や太陽光など再生可能エネルギーと称して、行政ぐるみで進めようとするが、何せ、未だに始まったばかり次々と不都合が表れて来ている。一基の風車を建てるのにどれ程山肌を削り、資材運搬甲の道を造り、そこに生きて来た、動植物の命を奪ったことか。その報いは必ず自分に孫、子に返って来るでしょう。行った事の果は必ず、そこに戻って来るというのは、天の法則です。しかし、その前に今、我々は自然に手を加える事に、もっともっと慎重にならなければ、やがて、自分達の首を絞める事になると知るべきです。 昨今の異常気象、風水害、原因不明の病それ等が人類に自然破戒と無関係とは誰にも言えない。いえ、全てが人間自らが播いた種と思われます。もうこれ以上、海山を荒らしてはいけません！自然も電気も限りあるものとして、大切に！  人を呼ぶ為の大規模なイルミネーションなどは LED になったとは言え、もっての外です。えげつない丈で美しいとはとても思えません。自然の山や海・河の佇まいの方が何億倍も美しく心身を養ってくれます！私達は世界でも稀な美しい自然に恵まれた国に暮れしている事を忘れてはなりません！</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
363	<p>シーテックは自社のウインドパーク笠取の2,000kwの風車から1.3~1.5kmで被害を出して2重サッシとエアコンを着けたのに、それより大きな2,300kw機を建てるのに、1kmで問題ないとするとは、過去の教訓に全く学んでいないと言わざるを得ない。過去の計画によく学んで、それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>ご意見頂きました事案につきましては、発電所運転開始後間もない頃、当時お問い合わせを頂きました時点よりあらゆる運転環境下の調査を実施し、その調査結果を報告させて頂くことにより、風車の発する音響による環境基準の超過や健康被害はないものとしてご理解頂いておりますが、事業を運営させて頂く企業として、細かな条件下における再現性の難しい事象への配慮や地域の皆さまとの共存共栄を継続すべく、弊社の最大限の対応として二重サッシやエアコン取付等の対応をさせて頂いており、今日に至るまで対象の住民の方々とは良好な関係を継続させて頂いております。</p>

表1-3 (109) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
364	<p><b>19. 住民への説明に不公平があってはならない：</b>過去 4 回の説明会において、多くの住民の質問にきちんと答えようとせず、風力発電は CO2 排出削減に有効であるとの、参加者の質問と直接関係のない一般論を長々と述べるのみなので、泣き出してしまう参加者、机を叩いて激高する参加者、つかみ合いを始める参加者などが続発する状態なのに、「説明会で出された質問や意見、やり取りは一切反映させません」「意見書として文書で出されたもののみ環境影響評価書に反映します (A 氏、B 氏)」と声明し、「質問に答え切れていないので説明会を再度開催するようにとの要請について」直接には建設されない亀山市では開催したのに、地元伊賀市では「開催について相談します」と言いながら遂に何の相談もなかった。更に「これ以上の説明会はしない」「亀山市には資料の全戸配布をしたが、伊賀市にはしない」と公然と言い、「返事する」と市民に言ったきり、何度催促しても返事がない項目も非常に多くある。私からの質問にも「後ほどお電話します」と何度も言われたが、未だに回答がない。このような住民への説明のあり方は改め、説明と回答を約束したことは果たして上で、それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
365	<p><b>22. 住民説明のあり方について：</b>経済産業大臣意見、知事意見、各市長意見共に、「住民、市民に十分に丁寧に説明すること」と繰り返し述べられている。「18 住民への説明に不公平があってはならない」で述べたような説明のあり方は改めると共に、説明会で、発言が終わると「よっしゃこれで義理は果たせたな」と言う参加者がおり、この人の質問にシーテックは、他の人の質問にはアタフタとして中々答えられないのに、即座に該当の写真を示しとうとうと説明をしていた。この人は説明会会場でも脅迫的な言動で他の人の参加や発言を妨げ、脅迫的な電話を住民にかけている。また、市会議員の発言を妨げてまで元社員に賛成論を特に発言させるなど、いわゆるサクラを使ったことが余りにも明白であった。このようなことは企業倫理、コンプライアンスからしてもするべきではない。「住民、市民に十分に丁寧に説明すること」を真摯に実行するべきである。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
366	<p><b>23. 評価書の説明会について：</b>これについては説明会で A 氏より「個人的には必要と思うので、ぜひ開催したい」「検討したい」と 3 回の説明会で言われていたのでぜひ開催していただきたい。また、私には「是非、共に勉強会をしたい」「土砂崩れ現場の現地見学に共に行きたい」と言われていたので、これもぜひ実現していただきたい。また、私に「電話でお返事させていただけます」と言われたことは、意見書締め切りまでには回答がなかったが、今後是非ともお返事をいただきたいところである。このように「住民、市民に十分に丁寧に説明すること」を真摯に実行するべきである。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (110) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
367	<p>騒音、超低周波音は工事中及び稼働中は2~3ヶ月毎に観測するのか。又、地元住民が必要と要求したときは速かに測定し、住民に説明するのか。</p>	<p>本事業により設置する風力発電機から最も近い住居までの水平距離は約1.1kmであり、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>万一ご指摘のご要求を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p>
368	<p>シーテックさんは、風車を建てることで健康被害がおこるといふ仮定の話はできない、健康被害が発生してからでないに対応できない、というようなお立場を取られているようですが、風車を建ててしまってから、健康被害が発生してから、では遅いと思います。笠取で不調を訴えられた方々にクーラーと二重窓を設置なさっており、すでに不調を訴えておられる方に接しておられるはずですが。健康被害がおこっていることを知りながらも、住民の不安や意見を受けとめずに計画をおしすすめようとされている様子は、不自然で、問題があると思います。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
369	<p>お友達が子延の山の近くに住んでいます。この度風力発電が出来ると言う事で起こるであろう事象についていくつか疑問があるので。1番懸念されるのは風力発電による低周波等による体の不調が出た場合の保証等についてです。これは過去の四日市喘息、足尾銅山鉛毒事件と同じで万一近隣住民に身体の不調が出た場合どのようになされるのかと言う事です。みな、不安がってると思うのです。ダム事業などは水害の防止などの大義名分があると思うのですがこちらのじぎにはそういった大義名分はございますか？万一近隣住民が不調を訴えた場合はどうなされますか？賠償金が支払われるのでしょうか？そう言ったりリスクをきちんと鑑みた上での事業なのでしょうか？自分如きがこのように意見しても何も変わらないとは思いますが友達があまりに不安がってるので敢えて意見させていただきました。御社には誠意ある回答を期待しております。</p>	<p>風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせて頂きます。</p>
370	<p>・今回の建設で被害が起こった場合のご対応を教えてください。睡眠障害、めまい、耳鳴り、吐き気、自律神経失調、それらが起こった場合はどういう対応をとっていただけるのか。中途半端ではない、完璧な対応を求めます。その対応方法については専門家の先生に相談し、専門家の先生が自分の名前を出して、こう対応をお約束します、と公言して下さい。・健康被害は、関係性が証明されないことには対応できないといったお答えを、もしされるとしたら、事前調査だとか、説明会に意味があるのでしょうか。</p>	

表1-3 (111) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
371	<p>・不調が出ていても因果関係が証明されなかったら健康被害と認められない、とおっしゃっています。 「何かあっても、撤去することは自分たちとしては事業的には無理なので」という姿勢を取っておられます。 一度建てて回し始めたら、どんなことが起こっても、止められないということなのかと不安になる。実際に、上阿波の人には、二重窓とクーラーを設置という対応を取られた。建ってしまったら、どうしようもなく、いわゆる泣き寝入りにならざるをえません。こういうことを公害とよぶのではないのでしょうか。「自分たちのやっている事業との関連性は証明できないから、これを止めることはできない」との対応で果たして納得できるのでしょうか。</p>	<p>風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p>
372	<p>もし、体調不良になった時の保証はあるのですか。電気代が安くなるわけでもないのにメリットなんてなにも無いと思います。偏頭痛持ちなのに、低周波になったらもっと、偏頭痛がひどくなります。 何も周りの事考えてなさすぎです。 市長は、もし風力発電ができれば大山田に住む事を約束してくれるんですか。</p>	<p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。 また、風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p>
373	<p>17、「景観」も「騒音」も「心の問題」をとまなう。そのため環境省では「住民と十分にコミュニケーションを取ることを」薦めている。先述の「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」の中でもそれは指摘されている。しかし、この間の情報提供のし方、住民説明会の開催のし方を見ても、住民と十分にコミュニケーションを取ろうという姿勢はあまり感じられない。一度、立ち止まって、住民と十分にコミュニケーションをとる機会を設けるべきである。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。 風力発電機稼働後、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音に対する申し出等を頂いた場合は、関係自治組織を通じ、情報の確からしさを確認させて頂き、騒音被害の可能性であることが確認された場合、まずは事情を聞かせて頂きに伺います。その際に即時調査測定を要するか判断し、適切な対応をさせていただきます。</p>
374	<p>3、今回、環境に対する影響を調査・評価したのはテクノ中部とのこと。シーテックもテクノ中部も同じ中部電力グループである。いわば「身内」である。「身内」同士で、行った調査・評価は信用できない。テクノ中部の実績などは関係なく、また法律上認められるかどうか関係ない。第三者が調査・評価すべきである。これは現代の流れである。 実績のある調査・評価をできる企業・団体は他にもある。なぜ「身内」に調査・評価をさせ、「第三者」に公正な調査・評価を依頼しなかったのか。説明をすべきである。</p>	<p>環境影響評価法に則り適切かつ客観的に実施しており、関係省庁や地方自治体の厳正な審査を要する手続きであることから、社会的公平性を逸脱するような制度ではございません。 環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測及び評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。このため本来は事業者が自ら行う必要がありますが、調査及び予測には専門的な技術が必要なため、調査会社であるテクノ中部に委託し実施しています。調査・予測及び評価については、環境影響評価法に則り適切かつ客観的に実施しております。</p>

表1-3 (112) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
375	<p>シーテックは特殊詐欺グループではなからうか。そう称することすら、もはや生優しい。日本の古臭い体質独特の臭気を放っている企業である。実際に説明会で目にかかる機会があったが、なぜ中部電力の子会社であるシーテックが行う事業の調査や評価を同じ系列会社であるテクノ中部が行うのか？全くもって信用できない。不透明である。</p> <p>見え透いた嘘で固められた茶番であり、出来の悪いコントのような説明会であった。公平で公正な立場である中立な機関が調査や評価を行うのが健全な企業の事業計画の証明である。この事が、まかり通っていること自体おかしいよね？</p> <p>コロナ禍でも無理して開くような説明会であったのか、感染リスクもあり、住民が安心して参加できない説明会を強行し早く終わらせてしまうには、コロナ禍は好都合だったのか。恐ろしい企業である。</p> <p>『健康被害は無かった』平然と言い放つ事業者、住民が問いただすと健康被害のあった家に必要措置したことを認める。つき通せない嘘をつくのが常態化しているのか、同じ色の血が通っているのか、社内で強烈な洗脳教育を受けているのか、住民とのやり取りを見ていて寒気がする。よくもこのご時世に堂々とこんな業態を晒せるものだと感心すらする。住民は誰ひとりとして納得していない！地域の力のある者には根まわしは、シーテックの常套手段、目を覚ませ郷土愛溢るる住民たちよ！反対と賛成、それに巻き込まれた中立的な立場の住民たち、この構図ではかならず対立や分断を生む。それもシーテックや電力事業者の想定範囲内であり双方を対立させ、ただただ疲弊するのを待つ弱ってきたところで工事着工というよく見られてきた手段。風車のない未来をイメージして欲しい！シーテックは健康被害は無いと頑なに認めようとしませんが、関係性が分断されてしまった村の人たち、風力発電事業計画の為に本来なくてよかったはずの対立がはじまり分断を生む。こじれてしまった関係性で精神的苦痛を強いられる住民、このストレスは健康被害のなものでもない。因果関係は認められませんか？原因はあなたたちシーテックにあると診断します。</p> <p>シーテックが風力発電事業で生じた人間関係の亀裂を修復できるわけもなく、壊した自然環境を修復する術もない、健康被害に見舞われた方達など存在しないと決め込む術のみ長けている。一体どこまでバカにするのか！補助金ありきで自立不可能な事業であるうえに、近い未来に地域住民が痛んだ自然環境を修復しなければならいようになってしまう事を知り、理解すれば、建設計画の理解を得ようはずがない。そうならないのは、利点しか説明しないシーテックの単なる説明不足と隠蔽体質の現れである。誰もが愛する子々孫々に負の遺産を引き継がせたくはないはずである！森羅万象に背き、畏怖の念を喪失したシーテックに未来は無い。</p> <p>今、あなた方シーテックが出来ることは、既設の風力発電所を速やかに撤退し、自然環境を長期間かけて修復し、巨大風車のせいで散っていった無数の生命に詫び続けることです！新規の風力発電など言語道断である！！</p>	<p>環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測及び評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。このため本来は事業者が自ら行う必要がありますが、調査及び予測には専門的な技術が必要なため、調査会社であるテクノ中部に委託し実施しています。調査・予測及び評価については、環境影響評価法に則り適切かつ客観的に実施しております。</p> <p>また、本事業に係る環境影響評価準備書を公告・縦覧するにあたりましては、47都道府県における緊急事態宣言の解除を踏まえ、縦覧開始日を設定するとともに、関係地域ごとのご要望に沿った日程、場所で説明会を開催するよう計画したものであります。</p> <p>なお、説明会の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施したうえで、開催させて頂いております。</p>

表1-3 (113) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
376	<p>気づかない間に、事業が進んでいたことを知り、大変驚きました。</p> <p>経が峰への風力発電計画の時もそうでしたが、実際に土砂災害や低周波で生活に影響が出るであろう、地域住民への周知がなされていないことに、大変残念な気持ちです。</p> <p>説明会も知らぬ間に終わり、周知徹底ができていないのではないのでしょうか？</p> <p>地域の人々を想い、自信を持って進める事業ならば、三重県内へ新聞へ掲載するなり、テレビに取材依頼するなり、回覧板なり、もっともっと多くの方々に知ってもらってから進めるべきではないですか？</p> <p>誰を大切に思っている風力発電建設なのか？</p> <p>本当に、クリーンエネルギーが目的なのか？</p> <p>私たちは一部の投資家、企業のお金を動かす為の道具ではありません。</p> <p>近い将来、フリーエネルギーが復旧すると私は信じています。</p> <p>今の現状でも十分電力は足りていますし、電力が不足するのであれば、国民全体へ「節電」を呼び掛ければ、一挙解決します。</p> <p>働き方が新型コロナウイルスの影響で今後大きく変わる可能性が大いにあり、大手企業の消費電力量もこの先大きく変動するでしょう。</p> <p>私たちの愛する自然と、地域の人々を苦しめるだけの風力発電には、断固反対です！</p> <p>このような文章を書いても、到底心に響かないかとは思いますが、会社や投資家の1お金儲けや、自分の家族だけでなく、ぜひあなた方が生かされている周りの人達を幸せにする。</p> <p>笑顔と「ありがとう」が返ってくるような、自信を持って我が子に胸を張れるような仕事をしてください。</p> <p>宜しくお願いいたします。</p>	<p>本事業につきましては、環境影響評価法施行規則第5条に従い、関係地域の範囲の新聞5社8紙において準備の公告・縦覧及び環境影響評価法第17条の規定による説明会の開催について周知を行いました。</p> <p>また、対象事業実施区域の近隣の地区に対しては、2017年10月に公告・縦覧しました環境影響評価方法書の段階から、回覧板による周知を実施しております。</p> <p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p>
377	<p>今朝友人からこの話を知らされました。</p> <p>正直風力については無知ですが御社が進めようとしている事業をなぜその地域の方で「寝耳に水」の方がいらっしゃるのでしょうか？</p> <p>大切な生命、自然環境について心を馳せていらっしゃるのだったら地域住民全員にしっかりと説明し、納得いく話し合いの場を持つ必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>事が進んでからは遅いです。</p> <p>地域とは関係のない処に住んでおりますが切羽詰まった当地域の方の想いに心痛みます。</p> <p>一言想いを伝えさせて頂きました。</p> <p>よろしく願い致します。</p>	<p>本事業につきましては、環境影響評価法施行規則第5条に従い、関係地域の範囲の新聞5社8紙において準備の公告・縦覧及び環境影響評価法第17条の規定による説明会の開催について周知を行いました。</p>
378	<p>・住民への周知について</p> <p>今回、風車建設がなされるならば、その影響をおおいに受けるはずである阿波地区への十分な周知がなかったのはどうしてか。全戸に配布物が配られなかったのはなぜか。</p> <p>地区の一部の人だけに、この3年間、話を進めてこられた。オープンにすることを避けるかのような進め方で、その姿勢はありえない。</p> <p>使用済みの最終撤去費用はどうなっているのか、確保しているならば、その根拠を示す資料を提示して下さい。</p>	<p>本事業につきましては、環境影響評価法施行規則第5条に従い、関係地域の範囲の新聞5社8紙において準備の公告・縦覧及び環境影響評価法第17条の規定による説明会の開催について周知を行いました。</p> <p>また、本事業は風力発電機供用後の撤去費用を盛込んだ計画としておりますが、根拠等詳細につきましてはお答えすることが出来ません。</p>

表1-3 (114) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
379	<p>1、説明会に参加したが、津市では芸濃町でのみ説明会が行われた。環境影響評価準備書の縦覧および意見書の提出窓口は津市では本庁と芸濃総合支所・美里総合支所のみである。なぜ芸濃総合支所に窓口を置かないのか。また説明会も行わないのか。この間、他社の風力発電事業について経ヶ峰からの景観が問題となり多くの署名が集まっている。このことは一連の取り組みについて新聞やテレビでも取り上げられており知っていたはずである。</p> <p>後でも触れるが、周知が足りず、説明会の開催自体も最近まで知らなかった。今事業についても経ヶ峰から見えるということで、経ヶ峰からの景観に影響を及ぼす。そういう点において、経ヶ峰登山の主要登山道をもつ芸濃地区においても説明会がなされるべきであった。</p>	<p>「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）には、環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）の考え方について言及されており、それによれば、関係地域は対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲内にある区域であることとされており。本事業では、この考え方を踏まえ、対象事業実施区域に含む地域及び隣接する地域を関係地域を設定し、縦覧場所及び説明会会場の選定を行っております。</p> <p>また、本事業につきましては、環境影響評価法施行規則第5条に従い、関係地域の範囲の新聞5社8紙において準備の公告・縦覧及び環境影響評価法第17条の規定による説明会の開催について周知を行いました。</p>
380	<p>縦覧方法 環境影響評価図書の公開のあり方、一般住民へのわかりやすい周知方法に問題があることから、事業に対して地域住民による理解が不十分な事が考えられるため、事業実施後に混乱が起こることが懸念される。</p> <p>また縦覧時、複写及び貸出しができないため1,300ページを超える環境影響評価図書を縦覧しながら意見書を作成することは現実的な方法ではなく、常識を逸脱するものである。</p> <p>電子縦覧においては、ブラウザが指定されている《Internet Explorer》事から、他のブラウザやMacOSでは閲覧できない不公平な状況である。誰もがWindowsOSを使用しているとは限らない事から、指定ブラウザからしか閲覧出来ないようにするのならば、パソコンを無償貸与するなど、考えるべきである。</p> <p>騒音、低周波音及び超低周波音による影響 ・風力発電設置位置から、伊賀市・亀山市・津市の多くの住民が生活を行っている場所まで非常に近く、環境保全についての配慮が特に必要な施設である学校や社会福祉施設・病院などが点在している。北海道の研究機関では、2018年石狩湾新港周辺4事業による累積的影響評価を行った結果、石狩市、札幌市、小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されている。これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきである。今後、完成し稼働するようなことがあるならば、1年間に4回以上のアンケート調査などの調査を、全ての住民に必ず行うと同時に、健康調査を行い調査結果が様々な悪影響を与えていると認められた場合、発電事業を即刻中止すべきである。</p> <p>その他 ・風力発電施設の導入は、地球温暖化対策等に果たす役割や重要性があるという国の見解ではあるが、既存の風力発電事業を含む周辺自治体を覆うような風車建設計画全体に対しては、様々な問題があると考えられる。</p> <p>加えて、現状ではこの地域において、豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されおらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものとするこのような中で、大規模な風車建設が連立することにより今後、永きに渡って同地域において利用可能な観光資源としての自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念する。</p>	<p>環境影響評価準備書の縦覧にあたりましては、環境影響評価準備書、内容を要約した環境影響評価準備書（要約書）を作成し、関係する三重県及び津市、伊賀市、亀山市庁舎や施設において縦覧、閲覧できるように各図書を設置するとともに、要約書につきましては、各縦覧場所にてお持ち帰り頂ける配布資料として設置いたしました。</p> <p>また、弊社ウェブサイトでも閲覧できるようにすることにより、日本全国の方々に本事業の内容をご理解頂けるようにいたしました。</p> <p>複写・印刷制限及びインターネットブラウザの推奨指定等につきましては、著作物の保護の観点から、セキュリティ対策として実施いたしました。</p> <p>なお、インターネットエクスプローラー以外のブラウザ利用の場合は、一旦ファイルをご利用のパソコンに保存頂くことで閲覧が可能となる旨、縦覧時の弊社ウェブサイトにて説明しております。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。</p> <p>騒音（低周波音を含む）及び超低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、弊社ウインドパーク笠取風力発電所も含めた調査・予測及び評価を行いました。その結果、騒音（低周波音を含む）及び超低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>



表1-3 (115) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
381	<p>説明会を準備書の段階でしか行わないことに対して、私が誠実ではないという A 氏は、「誠実ではないと感じられても仕方がない」と聞き直された。</p> <p>一企業の利潤追求のための事業に、なぜ住民に納得できるような説明もなされないまま、建設を推し進めることができるのか。なぜこのようなことがまかり通るのか。このような企業活動が認められるはずがありません。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
382	<p>意見 環境影響評価方法書の国の審査会にて「住民に理解いただくよう見学会をやりました。これからもやります」と発言されていますが、その後、住民は案内を受けていません。最初の見学会も、特定の人限定で、公開募集ではありませんでした。審査会の委員のみなさんに、その場限りの実行しない約束をされているのでしょうか。</p> <p>住民説明会でも、会場ごとに返答が変わるなど一貫性がなく、発言に信憑性がありません。</p> <p>住民に正確な情報を正しく伝える姿勢が見られない会社に、国民負担の再エネ賦課金や補助金が使われる事業を任せる事はできません。建設をやめて下さい。</p> <p>(※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください)</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>
383	<p>意見 三重県も亀山市も移住促進で人口増を目指す政策をとっています。準備書「第 3.2-3 表 人口動態」を見ると亀山市の社会動態はプラスで、同事業予定地からわずか2.4kmの距離にある亀山市加太地区でも、ここ数年、県内はもとより福島、神奈川、京都等県外から加太の自然に魅力を感じて移住してくる人が増えています。</p> <p>しかし、その全員が、同発電所が建設された後だったら来なかった、と答えており、事業者の「地域の活性化に貢献できる」という説明には根拠がないどころか、逆効果であることは明らかです。</p> <p>このまま同発電所が建設されれば、活性どころか移住者はゼロになり、人口の自然増が見込めない加太地区は人口減少が止まらず、消滅は時間の問題になります。亀山市加太地区だけでなく、伊賀市子延地区等関係地域を消滅に追い込む民家近くの同事業は絶対に認められません。再生可能エネルギー＝NO ではありません。民家から最低 10km は離していただき、安心して住み続けられるようにしてください。</p> <p>(※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください)</p>	<p>本事業は、環境影響評価方法書の段階では、亀山市域を対象事業実施区域に含め、計画を進めてまいりましたが、亀山市長より「本事業の亀山市における計画地は 2010 年指定の「亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉦区禁止地域」にすべて含まれていること、神武谷川は、県により土石流危険渓流に指定されていることから、進入路を含めた本事業区域の設定を再度検討すること」との意見を受け、亀山市域を対象事業実施区域から外しております。</p> <p>また、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>

表1-3 (116) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
384	<p>意見 『亀山市加太地区全住民（中学生以上 827 名）対象の同事業に関するアンケート』結果</p> <hr/> <p>回収率 78.5%（回収数 649 枚）</p> <hr/> <p>結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設を容認できない 73%（474 票）</li> <li>・容認できる 7.6%（49 票）</li> <li>・判断できない 19%（123 票）</li> <li>・無効（白紙・修正）0.4%（3 票）</li> </ul> <hr/> <p>同事業は、亀山市域には建設されないとなりましたが、建設予定の津・伊賀、両市の建設予定地は亀山市加太地区の民家から非常に近いため、亀山市加太地区住民は、fit 法のガイドラインによるところの地域住民にあたります。これだけ明らかに地域住民が反対している中で、シーテックさんと中部電力さんは、強引に建設をなさるのですか？コンプライアンスに反していませんか？</p> <p>住民説明会でシーテックさんは、地域との共存をおっしゃっていましたが、この事業のお蔭で地域が分断され、多大な迷惑をこうむっております。地域住民は、景観悪化、生活への影響等により共存したくないと表明していますので、建設を中止して下さい。お願いします。</p> <p>（※意見書の意見は、貴社側の判断で要約しない事。事業者見解には、意見書を全文公開してください）</p>	<p>本事業は、環境影響評価方法書の段階では、亀山市域を対象事業実施区域に含め、計画を進めてまいりましたが、亀山市長より「本事業の亀山市における計画地は 2010 年指定の「亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉾区禁止地域」にすべて含まれていること、神武谷川は、県により土石流危険渓流に指定されていることから、進入路を含めた本事業区域の設定を再度検討すること」との意見を受け、亀山市域を対象事業実施区域から外しております。</p> <p>また、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p> <p>また、コンプライアンス及び CSR に関するご意見は勿論のこと、電力インフラに関わる変わらぬ社会的責任の維持とともに健全な風力発電所の開発、運営に努めてまいります。</p> <p>なお、頂いた意見書の内容は、要約せずに記載しました。</p>
385	<p>住民の約7割以上が反対している現状をシーテックはどう考えているのか、住民の意見を尊重すべきである。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない、地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、国の「第5次エネルギー基本計画」、三重県の「新エネルギービジョン」や「三重県環境基本計画」等の施策により導入が期待されております。弊社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を回避・低減しつつ、環境への負荷が少ない持続可能な事業として、低炭素社会の実現に貢献してまいります。</p> <p>また、各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
386	<p>③風力発電の建設を要望された住民の方はどのくらいみえるのでしょうか。子どもたちの反対者の割合も多い中、一方的に建設を進められるのはなぜでしょうか。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
387	<p>③起こってからでは遅いです。説明会での返答はあいまいで不誠実です。誠意をもってきちんとした返答をお願いしたいです。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (117) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
388	<p>二年間の笹子トンネルのくずれた悲しい事故を思い出します。</p> <p>ここ 5 年の自然災害の中、専門家の方が、日本のコンクリートで作られた建物（橋、トンネル、...）公共のものだけでも、7 万ヶ所以上築 40～50 年のものが見直しの時期を迎えているそうです。本年も大雨で流された橋が多いそうです。風力のたてられている山の中に行きました。（2019 年）丸い柱？をたてている基礎の所、私は「草がない！」と先ず思いました。土が流され、溝ができ、どんどんけずられ、流れた土は、下の道路をうめ、もう、大きな車は入れないところもたくさんありますね。草の種をまくのに（ご近所の建築業の仕事の方のお話）、どんどん削られ、草もはえる時がないでしょう。私は、育稲で、1ヶ月に1度、畦草を刈りますが、草がのびたから刈るのでなく、刈ってその根元に、日と風をあて、土の中の根を作り、のぼし、畦の土を固めてもらうのです。田の中の米も大切ですが、守ってくれる畦も大切なのです。40 年？20 年ももつのだろうか、不安で見上げました。</p> <p>今、電気は余っている時代で、電気を売るとい商品があります。日本の物造りの技術はすごいようで、電気を必要とする都会に作ったらいいと思います。屋上の利用が、広がっているようで、そこへ造ったらと（無理でしょうが）皮肉に思います。この再生エネルギー料金は、私たちの毎月の電気料金からひかれていくのです。又、基本料金の中に、原発関係にまわす料金もあり、ほとんどの人は、知りません。7 人家族の我家は、毎月、この料金をたくさん出しています。大切に、人々の幸せのために役立ってほしいと願っています。</p> <p>加太へ 30 年前、夫の実家へ帰った時、加太をダムにする計画に異をととなえ、加太を救ってくれた方のことばやあたたかい励ましで私たちを喜んで迎えて下さった方のことばが、この 30 年、自然の中で土に汗流す中で、少しずつ少しずつ体ごと私のものになりました。「...光、空気、水、愛（思いやり）」は、この 4 つの澄んだものによって生かされているのです。」そして、加太の山を見て（瀬戸内海の島出身で、海を見て育ちましたが）、「動じず」の心も育ててもらいました。加太には、この 4 つのものが、たっぷりとおあるのです。シーテックのスタッフの方に、「加太のために...」と言われましたが、加太には、店も病院もありませんが、このすばらしい 4 つのものがあるのです。そして、見えるものとしても、1 つ誇らしいものが、この関西本線の鉄道遺産です。もう 130 年も、現役で大阪と名古屋の足として、ふんばっています。特に、大変な工事が、この関から加太、柘植駅の区間と笠置駅から加茂までと義父（保線の仕事をしていました）から聞きました。7年間から、3回、見学、説明、学習会に参加しました。工事の責任者の方たちが、加太にすみこみ、大雨での川の流れ方、歩いて地質を見たり等されたそうです。今ものこるたくさん鉄橋、どれも形がちがいます。トンネルなども力のかかる所は、レンガの焼きの温度をかえて、積み上げたということで、その色のちがいも感心して見させてもいました。今も、その遺産群を見るたび、たのしく、「よくふんばってくれて、ありがとう。」とつい声をかけています。当時の工事にあたる人々の加太愛も見学に参加するごとに感じられ、この加太のくらしにとけこんだ鉄道に、感謝することです。建物は、たてた後のことが大切だとつくづく思う私です。日本の、いやユネスコの産業遺産に認めてもらえる日を夢見て、これからも、たくさんの人に伝えていきます。お仕事は長いスパンのかかる内容ですが、どうか、地元の方と歩みよりながら進めて下さい。長々と、乱筆乱文、すみません。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (118) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
389	<p>風力発電の説明会に参加してみて、私はこの事業に大きな不信感を持ちました。私は加太の自然が大好きですし、もっと加太の良さをいろんな人々に知ってもらいたいと思っています。実際に、加太住民の意見として、風力発電が立つと知っていたら加太には来ていなかったや、子供たちの未来が心配などの意見を聞いて、加太には風力発電は必要ないと感じました。また、「開発には自然破壊は避けられない」という意見は私には納得できません。いま世の中で電気は足りている状態で、いちいち環境破壊してまで風力発電を建てる意味が分かりません。その部分についても説明が不十分でした。もし次に説明会を開くならすべての質問に対応できるようにしてください。また、住民に健康被害や騒音被害は出ないと断言し、風力発電の必要性についてしっかりと考えを話してください。そうしない限り私は絶対に反対です。</p>	<p>本事業は、環境影響評価方法書の段階では、亀山市域を対象事業実施区域に含め、計画を進めてまいりましたが、亀山市長より「本事業の亀山市における計画地は2010年指定の「亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉦区禁止地域」にすべて含まれていること、神武谷川は、県により土石流危険渓流に指定されていることから、進入路を含めた本事業区域の設定を再度検討すること」との意見を受け、亀山市域を対象事業実施区域から外した経緯にあります。</p> <p>また、風力発電機のヤード及び工事用・管理用道路等の改変面積は48.6haですが、可能な限り改変面積が小さくなるよう検討してまいります。</p>
390	<p>何故、住民は風力発電に反対するか、深く掘り下げて考えた事が有りますか。今、一度、日本高度経済成長の負の部分振り返って下さい。</p> <p>戦後の日本社会は、一気に経済一辺倒へと舵を切り、ヨーロッパ文明を横目で観ながら、日本社会は近代化へと、まっしぐらに進んでいったのです。金と権力を武器にして、実質国民総生産（GNP）は世界第2位へと伸び上がったのです。しかし、それに共ない、高度経済成長の中で、歪みと陰の部分が出してきたのです。その例が、四大公害病です。（水俣病、新潟の水俣病、富山のイタイイタイ病、三重四日市喘息）これらを引き起したのは、工場廃水、煤煙、石油コンビナートによる、水質汚染、大気汚染へと、人体に影響を与えたのです。</p> <p>公害の原因は、すべて、大企業を優先に推し進めた結果なので有ります。一部推奨した政府にも責任は有ります。</p> <p>もう1個、見逃す事が出来ないのが、三重県の熊野灘に面した芦浜に原子力発電所を建設しようとする計画で有ります。</p> <p>まさか、そんな出来事があったのかとは言わせませんよ...</p> <p>芦浜原発計画は、貴社のグループ会社の中部電力（K.K）だからです。</p> <p>『1963年11月15日、中部電力、田中覚知事、熊野灘への原子力発電所（原発建設計画を初めて正式に示す。2000年3月28日、中部電力2000年度電力施設計画から芦浜原発の名前を削除</p> <p>2002年3月19日、国の総合エネルギー対策推進閣僚会議で芦浜の（要対策重要電源）指定を解除』長い闘争が、やっと終りをつげたのです。しかし、その闘いの中で、中部電力の社員は（作業員）的な働きをしてきたのです。</p> <p>ヤクザ紛いで、反対派の住民を脅し、又、驕り昂り、推進派の住民には無知な町民をさんざ煽り、その挙句、住民を分離させ、二分化したのです。</p> <p>それでも反対派の住民は子孫の為に闘い抜いたので、2011年に福島原発事故を起し事を振り返ってみますと、今の三重県では安全、安心にて生活を送ることが、出来るのも、反対派の住民の御陰で有ります。</p> <p>まずは、貴社との信頼関係が第一です。</p>	<p>本事業の環境影響評価については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2020年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査・予測及び評価を行った結果、実行可能な範囲で環境影響を回避または低減しており、国または地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業の計画は適正であると評価しております。</p>

表1-3 (119) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
391	<p>項目 移住者の低減について</p> <p>意見 ・本件発電事業実施により、加太地域及び周辺地域への移住希望者の低減が非常に懸念されます。地域の不動産屋である為、本事業による地価の低下、移住者の低減について地域の方より、多くの質疑をいただいている現状です。</p> <p>事業による地価の変動等については、予測する事はむずかしく、質疑に答える事は、できませんが、移住者の低減については、確実に移住者が減る事は明確である事は、他の風力発電施設周辺の事例から、知り得る事ができるため、私は本事業により、加太地域及び周辺地域への移住者低減、イコール、集落の終わりだと捉え、一意見として質疑に対し答えております。移住者の低減が無いという根拠を示して下さい。</p>	<p>地価の変動等につきましては、一般に不動産の価値は各種の相互作用により決定されますので、単一の事象をもとに資産価格が上下するとは限らないと考えます。</p>
392	<p>風量発電事業の必要性について</p> <p>電気は余っているのに風力発電事業という敢えて買取価格の高い電力を作る必要性が無いではないか人口が減っているのは事実で家電製品の省エネ化が進み益々電気は余る方向なのに(株)シーテックの利益のみの為</p> <p>日本中のそれも一般家庭だけが「再エネ賦課金」として電気料金が上乗せというのは余りにも消費者を食いものにし馬鹿にしているではありませんか。</p> <p>「再エネ賦課金」は不必要な電力に課せられるものであり容認できません。</p>	<p>日本のエネルギー自給率は9.6%、OECD諸国35ヶ国中34位(2017年)と低い値であり、エネルギー資源のほとんどを海外に依存していると言えます。そのような中、環境に配慮してエネルギー自給率を向上させ、電力を安定的に供給していくためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギーミックス」を推進していかなければなりません。</p> <p>その一環として、本事業も「エネルギーミックス」の一翼を担えるものとなると考えております。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)」に規定される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じてご負担頂くものであり、賦課金単価については、担当省庁により決定され電気料金に適用されているものです。</p>
393	<p>このような大型風力発電所を建設されるとせつかくの自然豊かな景観は損なわれるし、当然、テレビ等でもよく聞く健康被害も懸念されます。また、「再エネ賦課金」という項目が電気料金にある為に、望んでもいない風車が建ったせいで私達の電気代が上がる事にも納得がいきません。</p> <p>何より子を持つ親として、これだけの健康被害が出る物を大山田地区内に建てられると小学校や中学校まで距離があるとはいえ、敏感な子供達に何か影響が出るのではないか、という心配もあります。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、2020年3月)及び国、関係行政にて審議頂いた環境影響評価方法書をもとに調査・予測及び評価を行い、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)」に規定される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じてご負担頂くものであり、賦課金単価については、担当省庁により決定され電気料金に適用されているものです。</p>
394	<p>環境にやさしいクリーンなエネルギーという印象の風力発電ですが、人や環境に与える被害など知らない部分が多すぎ、各地方でもいろいろな問題が発生していると思います。</p> <p>そういった点をもっと住民に説明すべきと思います。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (120) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
395	<p>①準備書の説明会に4か所参加したが何れも要約書と説明は一致していないのでわからない。</p> <p>①説明資料の要約書とパワーポイント映像の説明が一致していないので要約書のどこを説明しているのか分からなかった。</p> <p>(株)シーテック社は技術的な説明が出来るスタッフがいない、説明が出来ない。環境破壊が伴う事業を行う資格はないと感じました。質問に対しては「それは検討します」「意見書に書いて下さい」「そうします」「努めます」「努力します」「個別に説明します」「思います」の繰返しですが返事で理論的、技術的な説明は全く無い。会場にスタッフは大勢来ているが、Q&amp;A的説明は全く無いので、地元参加者はストレスが増すばかりの説明会です。風力発電所運営に永年携わっている会社ですが事業分析、失敗は改善を行う事は全く認められません。このような会社の企画設計では地元の生活環境はまかされません。生活環境の破壊しか見えません。</p> <p>②地元の就労が増えるのはうそ</p> <p>②事業者は地元民の就労が増えると説明しているが、過去20年間の実績は地元の就労につながるとは聞いていません。全体として準備書の説明会は裏付けのない無責任な説明をしている。</p>	<p>頂いた意見に対し、以下のとおり回答いたします。</p> <p>①各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p> <p>②既設風力発電所に関する業務につきましては、地元企業への発注、委託の実績がございます。また、本事業につきましても、可能な限り地元の雇用拡大につながるよう、検討してまいります。</p>
396	<p>2、説明会の冒頭、A氏(だったと思うが)があいさつの中でグレタ・トゥーンベリさんについて触れた。シーテックがグレタさんの意見に賛同していると思われ、びっくりした。ところが説明会中のA氏の発言は、グレタさんの考え方とはまったく違う考え方に基づいていた。なぜグレタさんの発言を持ち出したのか。よく知られたグレタさんの名前を出すことで「再生可能エネルギーを推進することは良いことだ」アピールをして、住民の目をごまかそうとしたのか。はたまたA氏が単に「無知」なのか。それともシーテックのこの事業は方針が定まっていない、支離滅裂な事業なのか。</p> <p>単なるあいさつではなく、少なくとも説明会の場では、この事業の「責任者」のように思われる方の発言である。その重みは理解しているはずである。つまりシーテックのこの事業自体への考え方・理念が問われる問題である。きちんと説明をすべきである。</p>	<p>説明会の冒頭でご説明した内容につきましては、日本だけではなく、世界的観点からも、企業の社会的責任として、枯渇しない再生可能エネルギーによるCO2排出削減に貢献することが重要視されております。環境と開発は相反するものの、環境保全に配慮した節度ある開発は可能であり、かつ重要であることから、環境負荷を最小限に抑えた開発を目指していくことが、事業者としての責務であるということをご説明させて頂きました。</p> <p>今後も、再生可能エネルギーへのご理解、ご支援を得られますよう努めてまいります。</p>
397	<p>(仮称)ウィンドパーク布引北風力発電事業に対する意見書</p> <p>事業を進める上で、自然や人体に対する影響について伊賀市は責任のある十分な議論が必要であり、人家に近い場所での巨大風車建設計画について、御社は関係機関及び地域住民と引き続き議論を尽くしていただくことを求めます。</p>	<p>各自治体・地域住民の皆さまには、本事業についてご理解を得るため、環境影響評価法に基づく説明会をはじめ、既設風力発電所の見学会や住民説明会等を開催させて頂いており、今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>

表1-3 (121) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
398	<p>⑦総評</p> <p>【項目の例】窒素酸化物、粉じん等、騒音、振動、水の濁り、土地の安定性、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、産業廃棄物、残土、その他</p> <p>⑦3 回目の説明会で司会者は挙手する私に質問させなかった。終わってから司会者に 10 個の質問を渡したが回答は無い。又 部長は SNS 等で準備書を拡散した場合は窃盗になると説明した、準備書はインターネットで世界から閲覧できるが法律の説明を E メールで求めたが、送信後のメッセージは 3 日以内には回答すると言っていたが 1 週間経過したが回答無し。</p> <p>以上の事から、津市から伊賀市にかけての風力発電事業の(株)シーテック社は社会的責任能力が無い会社と考えられます。よって 環境影響評価法の第 30 条の事業廃止手続きを求めます。</p>	<p>地域住民の皆さまには本事業についてご理解を得るため、関係地域ごとに説明会を開催させて頂いておりますが、できるだけ多くの皆さまからのご意見を頂くため質問者が偏ることにならないよう努めて参りましたので、ご容赦願います。</p> <p>また、準備書の拡散につきましては著作権法に基づく私的利用の範囲において、ご覧頂く皆さまに不利益を生じさせないことを前提にご案内させて頂きました。</p> <p>今後も本事業へのご理解深めて頂き、不安等を解消していくよう努めてまいります。</p>
399	<p>三市の地元住民団体と環境アセスの項目を含めた公害防止協定を締結するのか。締結しない場合は、その理由を説明してほしい。</p>	<p>ご意見頂いております公害防止につきましては、各関係法令に基づき適切に対応させて頂きます。</p> <p>なお、協定等につきましては、関係自治組織と協議の上、必要に応じ検討してまいります。</p>
400	<p>■1.意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者「株式会社シーテック」及び委託先「株式会社テクノ中部」の判断で要約しないこと。要約することで、貴社側の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>頂いた意見書の内容については、要約せず記載しました。また、意見書への事業者の見解については、頂いた項目別にそれぞれ記載しました。</p>
401	(無記)	—









- 関係地区への回覧板によるお知らせ  
 ・阿波地区は全戸に配布

2020年6月12日

阿波地区の皆さまへ



(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業に係る  
 環境影響評価準備書の公告・縦覧および説明会開催のご案内

謹啓 平素は弊社風力発電事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業」では、2017年10月の環境影響評価方法書の公告以降、2019年10月まで環境影響調査を実施させていただき、環境影響評価法に基づく調査、予測、評価の結果を「環境影響評価準備書」として取りまとめいたしました。

つきましては、「環境影響評価準備書」を下記のとおり公告・縦覧させていただくとともに、環境影響評価法に基づく説明会を開催いたしたいと存じますので、ご案内申し上げます。 謹白

## 記

## 1. 事業者所在地および名称

愛知県名古屋瑞穂区洲雲町4-45

株式会社 シーテック 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎

## 2. 環境影響評価準備書説明会の開催について

(1) 日時 : 2020年6月27日(土) 午後7時から午後9時まで

(2) 場所 : 大山田東体育館 (定員:80名)

## ※新型コロナウイルス感染症対策について

- ①新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、政府等の方針及び各地域の状況に応じて、説明会の開催日及び会場の変更等を実施することがございます。最新の情報に即して対応が変わる場合には弊社ホームページにてお知らせいたします。
- ②また、各会場にて、新型コロナウイルス感染症対策(入場制限、ソーシャルディスタンスの確保、来場者管理、マスク着用、消毒、検温等)の実施を予定いたします。
- なお、ソーシャルディスタンス(社会的距離)の確保のため、大山田東体育館におきましては、入場制限:定員80名とさせていただきます。定員を超過した場合は、入場をお断りすることになります。何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

## 3. 事業の名称および種類・規模

名称	(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業	
種類	風力発電事業	
規模	風力発電所計画出力	64,000kW
	風力発電機	28基

#### 4. 環境影響評価準備書の閲覧・縦覧

環境影響評価準備書は、以下の場所で閲覧・縦覧いただくか、当社ホームページ (<http://ctechcorp.co.jp/>)でもご覧になれます。

##### (1) 閲覧場所

三重県	三重県栄町庁舎情報公開・個人情報窓口
	三重県環境生活部地球温暖化対策課
	津地域防災総合事務所環境室
	鈴鹿地域防災総合事務所環境室
	伊賀地域防災総合事務所環境室

##### (2) 縦覧場所

津市	本庁舎環境部環境保全課	意見書箱 備付	
	芸濃総合支所		
	美里総合支所		
亀山市	本庁舎		
	関支所		
	加太出張所		
伊賀市	本庁舎		
	大山田支所		
弊社 事業場	本店 (郵送先に同じ)		意見書箱 備付
	三重支社(津市大倉12-19)		

##### (3) 閲覧および縦覧期間

2020年6月12日(金)から2020年7月27日(月)  
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで)

#### 5. 意見書の提出

本事業について、環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備付の意見書箱に投函くださるか、書簡にて郵送によりお寄せください。  
(三重県閲覧場所には意見書箱を設置しておりません)

#### 6. 意見書の提出期限

2020年7月27日(月)まで(郵送の場合は当日消印有効)

#### 7. 意見書の郵送先

〒467-8520 愛知県名古屋瑞穂区洲雲町4丁目45番地  
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

#### 8. お問合せ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部  
電話番号 052-852-6991

(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで)

以上

・河内地区への回覧

2020年6月12日

河内地区の皆さまへ



(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業に係る  
環境影響評価準備書の公告・縦覧および説明会開催のご案内

謹啓 平素は弊社風力発電事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業」では、2017年10月の環境影響評価方法書の公告以降、2019年10月まで環境影響調査を実施させていただき、環境影響評価法に基づく調査、予測、評価の結果を「環境影響評価準備書」として取りまとめいたしました。

つきましては、「環境影響評価準備書」を下記のとおり公告・縦覧させていただくとともに、環境影響評価法に基づく説明会を開催したいと存じますので、ご案内申し上げます。 謹白

記

1. 事業者所在地および名称

愛知県名古屋市長区洲雲町4-45

株式会社 シーテック 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎

2. 環境影響評価準備書説明会の開催について

(1) 日時 : 2020年7月2日(木) 午後2時から午後4時まで

(2) 場所 : 錫杖湖水荘多目的ホール・大広間 (定員:39名)

※新型コロナウイルス感染症対策について

- ①新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、政府等の方針及び各地域の状況に応じて、説明会の開催日及び会場の変更等を実施することがございます。  
最新の情報に即して対応が変わる場合には弊社ホームページにてお知らせいたします。
- ②また、各会場にて、新型コロナウイルス感染症対策(入場制限、ソーシャルディスタンスの確保、来場者管理、マスク着用、消毒、検温等)の実施を予定いたします。  
なお、ソーシャルディスタンス(社会的距離)の確保のため、錫杖湖水荘におきましては、入場制限:定員39名とさせていただきます。定員を超過した場合は、入場をお断りすることになります。何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

3. 事業の名称および種類・規模

名称	(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業	
種類	風力発電事業	
規模	風力発電所計画出力	64,000kW
	風力発電機	28基

#### 4. 環境影響評価準備書の閲覧・縦覧

環境影響評価準備書は、以下の場所で閲覧・縦覧いただくか、当社ホームページ (<http://ctechcorp.co.jp/>)でもご覧になれます。

##### (1) 閲覧場所

三重県	三重県栄町庁舎情報公開・個人情報窓口
	三重県環境生活部地球温暖化対策課
	津地域防災総合事務所環境室
	鈴鹿地域防災総合事務所環境室
	伊賀地域防災総合事務所環境室

##### (2) 縦覧場所

津市	本庁舎環境部環境保全課	意見書箱 備付
	芸濃総合支所	
	美里総合支所	
亀山市	本庁舎	
	関支所	
	加太出張所	
伊賀市	本庁舎	
	大山田支所	
弊社 事業場	本店 (郵送先に同じ)	
	三重支社(津市大倉12-19)	

##### (3) 閲覧および縦覧期間

2020年6月12日(金)から2020年7月27日(月)  
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで)

#### 5. 意見書の提出

本事業について、環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備付の意見書箱に投函くださるか、書簡にて郵送によりお寄せください。  
(三重県閲覧場所には意見書箱を設置しておりません)

#### 6. 意見書の提出期限

2020年7月27日(月)まで(郵送の場合は当日消印有効)

#### 7. 意見書の郵送先

〒467-8520 愛知県名古屋瑞穂区洲雲町4丁目45番地  
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

#### 8. お問合せ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部  
電話番号 052-852-6991  
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで)

以上

・加太地区への回覧

2020年6月12日

加太地区の皆さまへ



(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業に係る  
環境影響評価準備書の公告・縦覧および説明会開催のご案内

謹啓 平素は弊社風力発電事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業」では、2017年10月の環境影響評価方法書の公告以降、2019年10月まで環境影響調査を実施させていただき、環境影響評価法に基づく調査、予測、評価の結果を「環境影響評価準備書」として取りまとめいたしました。

つきましては、「環境影響評価準備書」を下記のとおり公告・縦覧させていただくとともに、環境影響評価法に基づく説明会を開催したいと存じますので、ご案内申し上げます。 謹白

記

1. 事業者所在地および名称

愛知県名古屋市長区瑞穂区洲雲町4-45

株式会社 シーテック 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎

2. 環境影響評価準備書説明会の開催について

(1) 日時 : 2020年7月4日(土) 午後6時30分から午後9時まで

(2) 場所 : 亀山市林業総合センター (定員:52名)

※新型コロナウイルス感染症対策について

- ①新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、政府等の方針及び各地域の状況に応じて、説明会の開催日及び会場の変更等を実施することがございます。  
最新の情報に即して対応が変わる場合には弊社ホームページにてお知らせいたします。
- ②また、各会場にて、新型コロナウイルス感染症対策(入場制限、ソーシャルディスタンスの確保、来場者管理、マスク着用、消毒、検温等)の実施を予定いたします。  
なお、ソーシャルディスタンス(社会的距離)の確保のため、亀山林業センターにおきましては、入場制限:定員52名とさせていただきます。定員を超過した場合は、入場をお断りすることになります。何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

3. 事業の名称および種類・規模

名称	(仮称)ウインドパーク布引北風力発電事業	
種類	風力発電事業	
規模	風力発電所計画出力	64,000kW
	風力発電機	28基

#### 4. 環境影響評価準備書の閲覧・縦覧

環境影響評価準備書は、以下の場所で閲覧・縦覧いただくか、当社ホームページ (<http://ctechcorp.co.jp/>)でもご覧になれます。

##### (1) 閲覧場所

三重県	三重県栄町庁舎情報公開・個人情報窓口
	県立図書館
	三重県環境生活部地球温暖化対策課
	津地域防災総合事務所環境室
	鈴鹿地域防災総合事務所環境室
伊賀地域防災総合事務所環境室	

##### (2) 縦覧場所

津市	本庁舎環境部環境保全課	意見書箱 備付
	芸濃総合支所	
	美里総合支所	
亀山市	本庁舎	
	関支所	
	加太出張所	
伊賀市	本庁舎	
	大山田支所	
弊社 事業場	本店 (郵送先に同じ)	
	三重支社(津市大倉12-19)	

##### (3) 閲覧および縦覧期間

2020年6月12日(金)から2020年7月27日(月)  
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで)

#### 5. 意見書の提出

本事業について、環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備付の意見書箱に投函くださるか、書簡にて郵送によりお寄せください。  
(三重県閲覧場所には意見書箱を設置しておりません)

#### 6. 意見書の提出期限

2020年7月27日(月)まで(郵送の場合は当日消印有効)

#### 7. 意見書の郵送先

〒467-8520 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目45番地  
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

#### 8. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部  
電話番号 052-852-6991  
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで)

以上



○自治体（三重県）のホームページに掲載したお知らせ



[Q サイト内検索](#)

🏠
くらし・環境
防災・防犯
健康・福祉・子ども
スポーツ・教育・文化
観光・産業・しごと
まちづくり
県政・お知らせ情報
組織・業務

現在位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [環境全般](#) > [環境アセスメント・公害調停](#) > [環境影響評価](#) > [手続き中の事業](#) > (仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業<法対象事業>【準備書手続中】

担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [環境生活部](#) > [地球温暖化対策課](#) > [環境評価・活動班](#)

LINEで送る
印刷する

≡ 環境影響評価

- [手続き中の事業](#)
- [三重県環境影響評価委員会](#)
- [知事意見](#)
- [事後調査報告書](#)
- [実施事業の一覧](#)
- [公共事業の環境配慮](#)

## 環境アセスメント

### (仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業

◇事業者・環境影響評価手続き実施中の対象事業

◇配慮書

◇方法書

◇準備書

■ **事業者・環境影響評価手続き実施中の対象事業**

事業者	
住所	愛知県名古屋市長区瑞穂区洲雲町四丁目4 5 番
名称	株式会社シーテック
担当課等	株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部
連絡先	052-852-6991

■ **対象事業**

対象事業の名称	(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所の設置
対象事業の規模	64,000kW (2,300kW×28基)
事業実施想定区域	三重県津市、伊賀市地内

■ **事業者ホームページ**

株式会社シーテック (<http://www.ctechcorp.co.jp>)

■ **配慮書**

■ **閲覧場所**

- 三重県情報公開・個人情報総合窓口（三重県茶町庁舎 1 階）
- 三重県立図書館
- 三重県環境生活部地球温暖化対策課
- 三重県津地域防災総合事務所環境室（三重県津庁舎 3 階）
- 三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室（三重県鈴鹿庁舎 2 階）
- 三重県伊賀地域防災総合事務所環境室（三重県伊賀庁舎 3 階）

■ **閲覧期間**

平成29年6月30日（金曜日）から平成29年7月31日（月曜日）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日、県立図書館は図書館休館日を除く）

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで  
（県立図書館は開館時間）

### 事業者による縦覧場所

- 津市 本庁舎 環境保全課
- 津市 芸濃総合支所
- 津市 美里総合支所
- 亀山市 本庁舎
- 亀山市 関支所
- 亀山市 加太出張所
- 伊賀市 本庁舎
- 伊賀市 大山田支所
- 事業者ホームページ（現在は削除されています。）

### 縦覧期間

平成29年6月30日（金曜日）から平成29年7月31日（月曜日）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

### 意見書の提出について

事業者ホームページ（現在は削除されています。）でご確認ください。

### 三重県環境影響評価委員会

[PDF](#) 答申

### 知事意見・市長意見

[PDF](#) 知事意見（平成29年8月28日）

[PDF](#) 津市長意見

[PDF](#) 亀山市長意見

[PDF](#) 伊賀市長意見

## 方法書

### 閲覧

#### 閲覧場所

- 三重県情報公開・個人情報総合窓口（三重県米町庁舎 1 階）
- 三重県立図書館
- 三重県環境生活部地球温暖化対策課
- 三重県津地域防災総合事務所環境室（三重県津庁舎 3 階）
- 三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室（三重県鈴鹿庁舎 2 階）
- 三重県伊賀地域防災総合事務所環境室（三重県伊賀庁舎 3 階）

#### 閲覧期間

平成 29 年 10 月 17 日（火曜日）から平成 29 年 11 月 30 日（木曜日）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日、県立図書館は図書館休館日を除く）

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで  
（県立図書館は開館時間）

### 事業者による縦覧

#### 縦覧場所

- 津市 本庁舎 環境保全課
- 津市 芸濃総合支所
- 津市 美里総合支所
- 亀山市 本庁舎
- 亀山市 関支所
- 亀山市 加太出張所
- 伊賀市 本庁舎
- 伊賀市 大山田支所
- 事業者ホームページ

#### 縦覧期間

- 法的期間 平成 29 年 10 月 17 日（火曜日）から平成 29 年 11 月 16 日（木曜日）まで
- 自主的期間 平成 29 年 11 月 17 日（金曜日）から平成 29 年 11 月 30 日（木曜日）まで  
（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

午前 9 時から午後 5 時まで

## 意見書の提出について

縦覧場所の意見書箱に投函又は郵送

平成29年11月30日（木曜日）締め切り、郵送の場合は当日の消印有効

郵送送付先

〒467-8520

愛知県名古屋市長郷区洲雲町四丁目4番地

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

## 説明会

### 津市

- ・日時 平成29年11月15日（水曜日）午後2時から午後4時まで
- ・場所 湖水荘（津市芸濃町河内679）

### 亀山市

- ・日時 平成29年11月4日（土曜日）午後7時から午後9時まで
- ・場所 亀山市林業総合センター 大ホール（亀山市加太板屋4622-1）

### 伊賀市

- ・日時 平成29年11月8日（水曜日）午後7時から午後9時まで
- ・場所 大山田東体育館（伊賀市猿野1316）

## 三重県環境影響評価委員会

### 三重県環境影響評価委員会小委員会

#### 委員名簿

[PDF](#) 委員名簿

#### 会議

##### 日時

平成30年2月9日（金） 午後2時から5時まで

##### 場所

サン・ワーク津 研修室（津市島崎町143-6）

##### 会議の公開・非公開

会議は公開で開催されました。

##### 出席者

- ・委員 6名（塚田委員（委員長）、立花委員、桑野委員、宮岡委員、津村委員、平山委員）
- ・事業者 株式会社シーテック及び関連事業者 8名
- ・関係幹事 7名
- ・事務局（地球温暖化対策課） 4名
- ・傍聴者 5名（報道機関なし）

##### 議事の概要

（準備中）

### 答申

[PDF](#) 答申

## 知事意見・市町長意見

[PDF](#) 知事意見（平成30年3月13日）

[PDF](#) 津市長意見

[PDF](#) 亀山市長意見

[PDF](#) 伊賀市長意見

## ■ 準備書手続き

### 閲覧

#### 閲覧場所

- ・三重県情報公開・個人情報総合窓口（三重県栄町庁舎 1 階）
- ・三重県立図書館
- ・三重県環境生活部地球温暖化対策課
- ・三重県津地域防災総合事務所環境室（三重県津庁舎 3 階）
- ・三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室（三重県鈴鹿庁舎 2 階）
- ・三重県伊賀地域防災総合事務所環境室（三重県伊賀庁舎 3 階）

#### 閲覧期間

令和 2 年 6 月 1 2 日（金）から令和 2 年 7 月 2 7 日（月）まで  
（土曜日、日曜日、休日、県立図書館は図書館休館日を除く。）  
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで  
（県立図書館は開館時間）

※新型コロナウイルス感染症対策により、施設の開館時間等が変更となっている場合がありますので、  
利用前に各施設にご確認ください。

### 事業者による縦覧

#### 縦覧場所

- ・津市 本庁舎 環境保全課
- ・津市 芸濃総合支所
- ・津市 美里総合支所
- ・亀山市 本庁舎
- ・亀山市 関支所
- ・亀山市 加太出張所
- ・伊賀市 本庁舎
- ・伊賀市 大山田支所
- ・株式会社シーテック 本店
- ・株式会社シーテック 三重支社

※期間中において、事業者ホームページ（<http://www.ctechcorp.co.jp>）でもご覧になれます。

#### 縦覧期間

- ・法的期間 令和 2 年 6 月 1 2 日（金）から令和 2 年 7 月 1 3 日（月）まで
- ・自主的期間 令和 2 年 7 月 1 4 日（火）から令和 2 年 7 月 2 7 日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）  
午前 9 時から午後 5 時まで

### 意見書の提出について

縦覧場所の意見書箱に投函、郵送又は電子メール  
令和 2 年 7 月 2 7 日（月）締め切り、郵送の場合は当日の消印有効

郵送送付先

〒467-8520

愛知県名古屋瑞穂区洲雲町四丁目4番地

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

電子メール送付先

wp.nunobiki-kita-ct4p@ctechcorp.co.jp ←■の箇所は@に置き換えてください

### 説明会

#### 津市

- ・日時 令和 2 年 7 月 2 日（木）午後 2 時から午後 4 時まで
- ・場所 津市錫杖湖水荘（津市芸濃町河内 6 7 9）

#### 亀山市

- ・日時 令和 2 年 7 月 4 日（土）午後 6 時 3 0 分から午後 9 時まで
- ・場所 亀山市林業総合センター（亀山市加太板屋 4 6 2 2 - 1）

#### 伊賀市

- ・日時 令和 2 年 6 月 2 7 日（土）午後 7 時から午後 9 時まで
- ・場所 大山田東体育館（伊賀市猿野 1 3 1 6）

**本ページに関する問い合わせ先**

**三重県 環境生活部 地球温暖化対策課 環境評価・活動班**

〒514-8570 津市広明町13番地

電話番号：059-224-2366 ファクス番号：059-229-1016 メールアドレス：[earth@pref.mie.lg.jp](mailto:earth@pref.mie.lg.jp)

- 当社のホームページに掲載したお知らせ  
 ・2020年6月12日(金)から掲載

**(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業に係る  
 環境影響評価準備書の縦覧・閲覧について**

2020年6月12日  
 株式会社シーテック

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)を2020年6月11日付で経済産業大臣へ届出いたしました。

準備書とは、開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者が調査・予測・評価を行い、その結果を示したものです。

つきましては、2020年6月12日(金)から2020年7月27日(月)まで準備書を縦覧・閲覧するとともに、説明会を開催します。また、準備書について環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

### 1. 事業を実施しようとする区域

三重県津市及び伊賀市地内

### 2. 準備書及び要約書の縦覧・閲覧

#### (1) 期間

2020年6月12日(金)から2020年7月27日(月)まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

〔法的期間 : 2020年6月12日(金)から2020年7月13日(月)まで  
 自主的期間 : 2020年7月14日(火)から2020年7月27日(月)まで〕

#### (2) 時間

午前9時から午後5時まで

ただし、三重県での閲覧は、正午から午後1時までを除く。

#### (3) 場所

↓ [三重県、関係市、当社事業場 16箇所 \(PDF\)](#)

### 3. 準備書の説明会

#### (1) 津市

日時: 2020年7月2日(木) 午後2時から午後4時まで

場所: 錫杖湖水荘<sup>しやくじょうこすいそう</sup> (津市芸濃町河内 679)

#### (2) 伊賀市

日時: 2020年6月27日(土) 午後7時から午後9時まで

場所: 大山田東体育館 (三重県伊賀市猿野 1316)

#### (3) 亀山市

日時: 2020年7月4日(土) 午後6時30分から午後9時まで

場所: 亀山市林業総合センター (亀山市加太板屋 4622-1)

#### 4. 準備書及び要約書

- ⑨ 表紙・目次 (1. 4 2 MB)
- ⑨ 第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (0. 3 2 MB)
- ⑨ 第 2 章 対象事業の目的及び内容 (4 4. 9 2 MB)
- ⑨ 第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (自然的状況) (2 6. 4 9 MB)
- ⑨ 第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (社会的状況) (4 0. 5 8 MB)
- ⑨ 第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (8. 7 0 MB)
- ⑨ 第 5 章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (1. 3 3 MB)
- ⑨ 第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解 (1. 9 0 MB)
- ⑨ 第 7 章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 (0. 5 2 MB)
- ⑨ 第 8 章 対象事業に係る環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法  
(4 6. 3 8 MB)
- ⑨ 第 9 章 環境影響評価の項目、並びに調査、予測および評価の手法についての経済産業大臣の助言  
(0. 2 5 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (大気環境) (1 0. 5 0 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (騒音) (1 1. 0 3 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (超低周波音) (4. 8 9 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (振動) (1. 2 1 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (水環境) (1 1. 5 2 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (その他の環境) (5. 5 6 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (風車の影) (5. 4 7 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (動物) (2 2 2. 3 5 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (植物) (1 7. 8 8 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (生態系) (3 4. 8 2 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (景観) (1 6. 9 3 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (人と自然との触れ合いの活動の場) (6. 4 5 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (廃棄物等) (0. 5 3 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (環境の保全のための措置) (3. 6 5 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (事後調査) (0. 6 4 MB)
- ⑨ 第 10 章 環境影響評価の結果 (環境影響の総合的な評価) (5. 7 9 MB)
- ⑨ 第 11 章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
(0. 3 2 MB)
- ⑨ 第 12 章 その他環境省令で定める事項 (1 2. 9 6 MB)
- ⑨ 資料 1 コウモリ類飛翔状況調査結果 (2. 4 5 MB)
- ⑨ 要約書 (2 9. 9 9 MB)

閲覧時のブラウザは、最新の Internet Explorer を推奨します。

推奨以外のブラウザによる閲覧や、推奨環境下でもお客様のブラウザの設定によっては、正しく表示されない、もしくはご利用できない場合がございます。

##### [ご注意事項]

Google chrome もしくは Microsoft Edge をブラウザとしてご使用の方は、各ファイルを開いた際、白紙の画面が表示されることがございます。ご面倒をおかけいたしますが、一旦、ご自分のパソコンに保存した後、保存したファイルを開きますと、内容が表示されます。

また、Windows10 をお使いの場合、デスクトップ画面左下の「スタート」ボタンをクリックすると表示される「スタートメニュー」から「すべてのアプリ」を選択し、「Windows アクセサリ」の中の「Internet explorer」を起動させる等の方法により、各ファイルを閲覧頂くこともできます。



## 5. 意見書の提出

準備書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

### (1) 意見書の提出に必要な事項

#### ① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所

法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

#### ② 意見書の提出の対象である準備書の名称[意見書様式を使用する場合は記載済み]

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業 環境影響評価準備書

#### ③ 準備書についての環境保全の見地からの意見

意見は日本語により、意見の理由及び根拠を含めて記載願います。

### (2) 提出期限

2020 年 7 月 27 日 (月)

### (3) 提出方法

#### ① 意見書箱に投函する方法

意見書を縦覧箇所へ備え付けの意見書箱に投函願います。

#### ② 郵送する方法

意見書を下記提出先まで郵送願います。ただし、2020 年 7 月 27 日 (月) 当日消印まで有効とさせていただきます。

#### ③ インターネットにより提出する方法

意見書を下記提出先まで送付願います。ただし、2020 年 7 月 27 日 (月) 当日到着分まで有効とさせていただきます。

### (4) 郵送する場合の提出先

〒467-8520 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町 4 丁目 45 番地

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

### (5) インターネットにより提出する場合の提出先

メールアドレス wp.nunobiki-kita-ct4p@ctechcorp.co.jp

### (6) 意見書様式

[↓ 意見書 \(PDF\)](#)、[↓ 意見書 \(Word\)](#) ダウンロードしてお使いください。

(注) 意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

## 6. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

電話番号 052-852-6991

(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

以 上

○縦覧場所への備え付け及び当社ホームページへ掲載した意見書

**(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書**

年 月 日

<b>お 名 前</b> ( 法人その他の団体にあつては、 法人名、団体名、代表者の氏名 )	
<b>ご 住 所</b> ( 個人の方は現在お住まいの住所を、 法人その他の団体にあつては、その 主たる事務所の所在地 )	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (Tel.      -      -      )

環境影響評価法第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地により、次のとおり意見を提出する。

ご意見の項目	ご 意 見 (日本語により、意見の理由及び根拠を含めてご記入ください。)
<b>【項目の例】</b> 窒素酸化物、粉じん等、 騒音、振動、水の濁り、 土地の安定性、 風車の影、動物、植物、 生態系、景観、人と自然 との触れ合いの活動の 場、産業廃棄物、 残土、その他	

注：1. 意見書：環境影響評価法施行規則第 12 条の規定により、氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A4 用紙に記入してください。

**【意見書の提出方法及び提出先】**

縦覧場所に備え付けた「意見書箱」へ投函もしくは、下記のあて先まで提出期間内にご郵送下さい。

**【意見書の送付先】**

〒467-8520 愛知県名古屋瑞穂区洲雲町 4 丁目 45 番地  
 株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部 宛

**【意見書の提出期限】**

2020 年 7 月 27 日（月曜日） [当日消印有効]

ご意見の項目	ご意見 (日本語により、意見の理由及び根拠を含めてご記入ください。)
<p><b>【項目の例】</b>            窒素酸化物、粉じん等、            騒音、振動、水の濁り、            土地の安定性、            風車の影、動物、植物、            生態系、景観、人と自然            との触れ合いの活動の            場、産業廃棄物、            残土、その他</p>	